

令和5年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月
静岡英和学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・・	1
II. 沿革と現況・・・・	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・	7
基準 1 使命・目的等・・・・	7
基準 2 学生・・・・	15
基準 3 教育課程・・・・	46
基準 4 教員・職員・・・・	64
基準 5 経営・管理と財務・・・・	74
基準 6 内部質保証・・・・	86
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・	91
基準 A 地域連携・社会連携・・・・	91
基準 B グローバル化・・・・	96
V. 特記事項・・・・	99
VI. 法令等遵守状況一覧・・・・	100
VII. エビデンス集一覧・・・・	107
エビデンス集（データ編）一覧・・・・	107
エビデンス集（資料編）一覧・・・・	107

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

静岡英和学院大学短期大学部（以下「本学」という）の設置主体である学校法人静岡英和学院の創立は、明治 20(1887)年、静岡県下最古の女学校「静岡女学校」の開校に遡る。同年 11 月 26 日、カナダの婦人伝道会社の呼びかけに応えた静岡県知事関口隆吉、平岩愷保牧師らの日本人有志の熱誠と協力により、宣教師ミス・カニングハムを初代校長に迎えての開校であった。本学は、その長い歴史と伝統を継承し、平成 14(2002)年に開設されたものである。

すなわち、本学の建学の理念の根底には、カナダ・メソヂスト教会および婦人伝道会社のキリスト教精神と、知事をはじめとする当時の静岡の人々の教育にかける熱意があったのであり、それは、①男女平等の思想のもとに、静岡の振興のための女子教育の場を設けること、②その教育の根幹は、キリスト教に基づく人間教育であること、という 2 点に凝縮される。本学は、男女平等の思想をさらに強化、深化させるために平成 23 (2011) 年から共学としたが、それを含めてこの学校創立時の理念は、今日に至るまで変わることなく継承されているのである。

2 度の大戦を経験した後、昭和 35(1960)年に静岡英和女学院中学校・高等学校の第 15 代校長として松本卓夫を迎えて、昭和 38(1963)年に学院聖句「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。」(「ルカによる福音書」10 章 27 節) が定められた。

そして昭和 41(1966)年、創立 80 周年を記念し、静岡の地に根付いた女子高等教育機関として、本学の前身である静岡英和女学院短期大学を設立した。

松本卓夫はその初代学長となったが、彼が校長就任時から強調していたのが、「愛と奉仕の精神」であった。松本は、短期大学設立にあたって建学の精神を「愛と奉仕の実践」とし、短期大学聖句を「愛の実践を伴う信仰こそ大切です。」(「ガラテヤの信徒への手紙」5 章 6 節) と定めた。そこには、中学校・高等学校・短期大学と、一貫した精神の下に教育を行うことの重要性も示されていたのである。平成 14(2002)年、その短期大学を発展充実させるために、本学が開設された際にもその精神が継承されて、本学の「建学の精神」となり、大学聖句となった。

この建学の精神「愛と奉仕の実践」は、本学が、静岡女学校に始まる歴史の中で実践されてきた、キリスト教精神の根幹である「愛」によって、学校の存立する静岡の地の振興のため、またそこに暮らす人々の平安のために働く「奉仕」を継承し、変わることがないことを示しているのである。

本学の目的は学則第 1 条で「静岡英和学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」と定めている。

また第 3 条第 2 項では、各学科の教育目的として、現代コミュニケーション学科では「人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施する。」、食物栄養学科では「栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成する。」と、具体的に規定している。

本学の特色をさらに具体的に示しているのは、4 つの UI (University Identity) である。

これは、本学設置時に静岡英和女学院短期大学学長であり、大学設置準備室室長であった大曾根良衛が、「静岡英和学院大学が目指すもの」と題して示したものである。以下に示すとおり、このUIは、「建学の精神」に加えて、大学の今日的使命、課題を包含したものとなっている。

4つのUI

- ◎キリスト教精神に基づく人間教育
- ◎小規模ながら個性をもった大学
- ◎地域社会に貢献する大学
- ◎学問研究・教育の一体化

① キリスト教精神に基づく人間教育

クリスチャンスクールとしての宗教活動や宗教教育であり、具体的には、入学直後に実施される「始業礼拝」、「イースター礼拝」、「スチューデント・リトリート」、毎週水曜日に行われる「礼拝」、11月の「創立記念礼拝」、12月に行われる「クリスマス礼拝」、3月の「卒業礼拝」、ボランティア活動、さらにカリキュラムにおけるキリスト教関連授業などが挙げられる。教職員に対しても、毎年春の教職員研修会において、キリスト教に基づく人間教育についての理解を深める機会を設けている。なお、コロナ禍となった期間中はオンラインの活用、事業規模の縮小等で対応している。

② 小規模ながら個性をもった大学

小規模大学であることを最大限に生かし、伝統的に学生と教員の距離が近いという特色が挙げられる。また少人数であるがゆえに、教員間で一人ひとりの学生についての情報が共有されており、入学直後の履修指導に始まり、出席状況など学生生活一般から就職指導まで、学生一人ひとりにふさわしい指導を可能としている。そして、小規模でありながらも多様な学び、多様な資格取得を可能にする大学として、カリキュラム上の工夫もなされている。

③ 地域社会に貢献する大学

短期大学部はしずおか焼津信用金庫と産学連携協定を結び、地域の企業との連携の中で、学生の実践力の強化や地域産物を生かした商品開発などに取り組んでいる。静岡大学との単位互換協定を生かして、地域に貢献する人材育成に取り組んでいる。加えて、毎年実施されている公開講座のほか、教員が地域課題解決のための活動を行っている。また、学内に設置したボランティアセンターを中心にして、学生が地域に向けてのボランティア活動を実践している。さらに、留学生による静岡とアジアの交流にも力を注いでいる。卒業生の多くは地元の自治体、企業、団体等に就職し、地域の振興や、人々の暮らしを豊かにするために働いている。

④ 学問研究・教育の一体化

現代コミュニケーション学科は、教員が、学科の教育目的に基づき諸学問領域の関連性に留意して教育活動に携わりつつ、各自の研究成果を「紀要」や学会誌等に発表している。各教員の専門性をもとにした講義と演習ゼミナール、またインターンシップ等の教育活動とは連動しており、個々の学生の様々なニーズに対応した専門性の獲得を目指すことができるようになっている。食物栄養学科においても、各教員の専門性をもとにした学会等での研究成果の発表に加え、学科の特色である栄養士の活躍する現場を熟知している教員も多く、理論面と実践面とを兼備した研究成果を学生への教育に反映することで、研究と教育の質をレベルアップしながら学生のニーズに対応できるようになっている。

これら4つのUIが目指しているのが「愛と奉仕の実践」を行う人を育てることであり、それこそが、静岡英和学院創立以来の静岡の地で、キリスト教に基づく人間教育を行うことの意義である。

学内には、「学院聖句」、「大学聖句」を記したパネルが各所に掲示され、学生に対する本学の「建学の精神」の浸透が図られている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の淵源である静岡女学校は、明治20(1887)年11月26日、静岡市西草深の地に創立された。静岡英和学院大学の現在に至る沿革を、以下に列記する。

明治20(1887)年	静岡女学校を静岡市西草深に創立
明治36(1903)年	静岡英和女学校と校名を改称
昭和16(1941)年	静岡高等女学校として改組
昭和20(1945)年	静岡大空襲で校舎全焼
昭和22(1947)年	静岡英和女学院中学校発足
昭和23(1948)年	静岡英和女学院高等学校発足
昭和25(1950)年	学校法人静岡英和女学院に改組
昭和41(1966)年	静岡英和女学院短期大学を静岡市池田山に開学(英文科・国文科) 教員養成課程認定
昭和44(1969)年	栄養士養成施設の認可 英文科・国文科を英文学科・国文学科と改称 食物学科開設
昭和47(1972)年	専攻科英文学専攻、専攻科国文学専攻を開設
平成2(1990)年	国際教養学科開設
平成13(2001)年	英文学科・国文学科・国際教養学科募集停止 静岡英和学院大学人間社会学部設置認可 静岡英和学院大学人間社会学部人間社会学科編入学認可
平成14(2002)年	静岡英和学院大学 指定保育士養成施設認可 静岡英和学院大学開学(人間社会学部)

静岡英和学院大学短期大学部

平成 15 (2003) 年	短期大学部に現代コミュニケーション学科を新設 英文学科・国文学科・国際教養学科を廃止 静岡英和学院大学 教員免許課程認定 人間社会学科[中学校教諭 1 種免許状 (国語、英語)] [高等学校教諭 1 種免許状 (国語、英語、公民)] 地域福祉学科[高等学校教諭 1 種免許状 (福祉)]
平成 19 (2007) 年	静岡英和学院大学 教員免許課程認定 地域福祉学科[幼稚園教諭 1 種免許状]
平成 23 (2011) 年	静岡英和学院大学の「地域福祉学科」を「コミュニティ福祉学科」 に名称変更 静岡英和学院大学短期大学部 男女共学化
平成 28 (2016) 年	学校法人名を「静岡英和学院」に改称
令和元 (2019) 年	静岡英和学院大学のコミュニティ福祉学科の収容定員変更 (入学 定員 80 名)
令和 2 (2020) 年	静岡英和学院大学短期大学部の「食物学科」を「食物栄養学科」 に名称変更

2. 本学の現況

- ・ **短期大学名** 静岡英和学院大学短期大学部
- ・ **所在地** 静岡県静岡市駿河区池田 1769
- ・ **学科構成** 現代コミュニケーション学科
食物栄養学科

静岡英和学院大学短期大学部

・ 学生数、教員数、職員数（令和5(2023)年5月1日現在）

(学生数)

(単位：人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数		
				1 年次	2 年次	計
短期大学部	現代コミュニケーション学科	100	200	56	62	118
	食物栄養学科	80	160	54	56	110
短期大学部 計		180	360	110	118	228

※ 現代コミュニケーション学科1年次には、4名の転学科および再入学の学生数を内数として含む。

(参考) 静岡英和学院大学（短期大学と同一キャンパス内に設置）

(単位：人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数				
				1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
人間社会学部	人間社会学科	210※ ¹	540※ ²	179※ ¹	142	182	244	—
	コミュニティ福祉学科		320※ ³		43	25	47	—
大学 計		210	860	179	185	207	291	862

※¹ 令和2(2020)年4月入学者から人間社会学部単位での「くくり入試」を行っているため、1年次は学部にも所属し2年次から所属学科を選択する。

※² 人間社会学科の収容定員には、3年次編入学定員10人×2学年(3、4年次)が含まれている。

※³ コミュニティ福祉学科の入学定員は令和元(2019)年に120人から80人に変更。

(教員数)

(単位：人)

学 部	専 任 教 員 数				
	教授	准教授	講師	助手	計
短期大学部	7	3	4	1	15

静岡英和学院大学短期大学部

(参考) 静岡英和学院大学 (短期大学と同一キャンパス内に設置)

(単位：人)

学 部	専 任 教 員 数				
	教授	准教授	講師	助手	計
人間社会 学部	19	5	7	1	32

(職員数) (単位：人)

区分	人数
正職員	31
嘱託職員	2
臨時職員	0
派遣職員	8
計	41

※同一キャンパス内の静岡英和学院大学の事務及び法人の事務を併せ担当

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

静岡英和学院大学短期大学部（以下「本学」という。）はキリスト教信仰とキリスト教主義精神によって設立された大学である。学院聖句、大学聖句に体现される本学の建学の精神は、「愛と奉仕の実践」に集約される。大学としての教育研究を支える本学の基本理念である、「自立しつつ他者と共に生きる「共存・共生」の精神」もまた、「愛と奉仕の実践」を本学における大学教育活動に即して明確化したものに他ならない。

○学院聖句

心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさい。（ルカによる福音書10章27節）

○短期大学部聖句

愛の実践を伴う信仰こそ大切です。（ガラテヤの信徒への手紙5章6節）

本学においては『大学要覧』『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』『履修要項』、大学ウェブサイト等には学院聖句・大学聖句が明記され、大学内17か所には学院聖句・大学聖句を記したプレートが掲げられている。入学式、卒業式、始業礼拝、創立記念礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝などの諸行事、また、毎週水曜日に開かれる礼拝において、学長、あるいは、宗教主任から繰り返し説かれている。

また、建学の精神にもとづき本学の使命・目的は明確に定めており、学則に規定している。

○静岡英和学院大学短期大学部学則（目的）

第1条 静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。

なお、教育目的についても同様に学則（第3条）に規定している。

【資料1-1-1】 【資料1-1-2】 【資料1-1-3】 【資料1-1-4】 【資料1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

学院聖句・大学聖句を集約した「愛と奉仕の実践」が、建学の精神の簡潔な文章化といえる。また、大学ウェブサイトでは、学長あいさつとして「本学は創立以来、キリスト教精神に基づく「愛と奉仕」の実践をもとに愛をもって他者と共に生きる豊かな人間力、地域社会と人間社会に貢献する国際的感覚豊かな人材を育てることを理念としています。」と、本学の教育・学問の根幹にあるものとして、建学の精神を広く伝えている。

さらに本学の使命・目的及び教育目的は、前項に示したように静岡英和学院大学短期大学部学則の他、現代コミュニケーション学科及び食物栄養学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーにおいても平易かつ簡潔に文章化されている。

【資料 1-1-4】【資料 1-1-6】

1-1-③ 個性・特色の明示

学生に配布される『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』には、静岡英和学院大学短期大学部学則が掲載されており、第1条には以下が明示されている。

○第1条 静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。

この学則第1条は、本学の建学の精神が、大学教育に果たす重要性を述べ、育成する学生像を提示したものである。「愛と奉仕の実践」という建学の精神は、自立しつつ他者と共に生きる「共存・共生」の精神の確立という大学としての基本理念に継承され、具体的には、現代コミュニケーション学科と食物栄養学科の教育研究活動によってその使命・目的が体现される。本学の「使命・目的」は、静岡英和学院大学短期大学部学則第3条に規定され、これも『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』に明示されている。

○第3条 本学の学科は、次のとおりとする。

- (1) 現代コミュニケーション学科
- (2) 食物栄養学科

2 各学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 現代コミュニケーション学科

人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施する。

- (2) 食物栄養学科

栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成する。

大学ウェブサイトでは、短大部部長から本学の教育について説明されている。

その教育の特徴は「愛と奉仕の実践」を建学の精神として、教育目的に「豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けること」を定めており、その考え方に基づいた講義内容となっている。両学科とも地元経済界が求める人材に対応した教育を行うカリキュラムを

開設し、豊かな教育経験と社会的な実践力を持った教員が教育指導を行っている。

両学科とも、教養教育と実務教育とのバランスを保ち、専門学校とは明確に一線を画しており、卒業時には「短期大学士」の学位が授与される。

【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1-④ 変化への対応

現代コミュニケーション学科、食物栄養学科の2学科で短期大学部が創設されて以来、学科構成の見直しや入学定員の見直しを行ってはいないが、平成 29(2017)年度は両学科とも入学定員を割ったため、カリキュラムや資格取得についての見直しを行った。現代コミュニケーション学科は、令和 5(2023)年度からユニットの統合及び新ユニットの追加により7つのユニット(イングリッシュ・コミュニケーション、ビジネスマネジメント、フード・ビジネス、観光・ブライダル、医療事務、ファッション・ビューティ、ライフ・デザイン)制となっており、時代のニーズに合わせた改革を行っている。食物栄養学科は、平成 21(2009)年度よりフードサイエンティスト、フードスペシャリストの資格を導入したところ学生数が増加しV字回復をしたが、平成 28(2016)年度からは再び入学定員を下回った状態が続いていることもあり、令和 2(2020)年度から学科名称を食物学科から食物栄養学科に変更し、栄養面の専門職養成を行っていることを強調することとしている。このように、両学科とも学科構成そのものの変更はしていないが、つねに見直しを行い、時代に適合しようと努めている。今後も社会のニーズに合わせてカリキュラムやコース、ユニットなどを柔軟に改変していく。

【表 1-2-1】学科別入学学生数経年変化表(単位:人)

年	現代コミュニケーション学科					食物栄養学科				
	入学定員	入学 者数	入学定 員充足 率	学生 数	収容定 員充足 率	入学 定員	入学 者数	入学定 員充足 率	学生 数	収容定 員充足 率
2018	100	102	102%	190	95%	80	61	76%	122	76%
2019	100	92	92%	191	96%	80	51	64%	113	71%
2020	100	90	90%	182	91%	80	72	90%	123	77%
2021	100	81	81%	179	90%	80	47	59%	124	78%
2022	100	52	52%	135	68%	80	60	75%	106	66%
2023	100	52	52%	118	59%	80	54	68%	110	69%

学生生活に関わるものや、入試制度など、静岡英和学院大学人間社会学部との調整が必要な問題については、各委員会において大学・短期大学部合同の委員会を実施することによって見直しが行われている。

その他、各学科、各委員会において、課題の整理や日常活動の見直しは常に行われている。その結果は教授会において報告され、必要な場合には協議が行われている。自己点検評価実施委員会は教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、『静岡英和学院大学

短期大学部自己点検評価報告書』を作成している。

大学経営会議、大学評議会及び教授会が連携して諸課題に取り組み、教授会を支える両学科会・各委員会も様々な変化に対応する教育活動の不断の点検がなされて教授会報告がなされている。

【表】

【表1-2-1】 学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 『大学要覧』

【資料 1-1-2】 『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』【資料 F-5】 に同じ

【資料 1-1-3】 『履修要項』【資料 F-12】 に同じ

【資料 1-1-4】 静岡英和学院大学短期大学部学則【資料 F-3】 に同じ

【資料 1-1-5】 ウェブサイト

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp>

【資料 1-1-6】 ウェブサイト 学長あいさつページ

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/greeting>

【資料 1-1-7】 学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）

【資料 1-1-8】 学校法人静岡英和学院中長期計画進捗管理表

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は関係法令に適合している。特に、平成27（2015）年4月施行の学校教育法改正に対応する学内規則の改正を機に総点検がなされ、適切に運用されている。また、「令和3（2021）年度～令和7（2025）年度学校法人静岡英和学院中長期計画」の進捗管理を毎年度行う中で、本学の使命・目的を実現するための取り組みが、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向に対応できているか、全学的に確認をしていく。

【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の不断の継承を図るために、理事会、評議員会、常任理事会、大学評

議会、教授会では、祈祷もしくは黙祷を以て開会及び閉会している。毎週水曜日に開かれる礼拝においては、学生・教職員が宗教主任の主宰の下に、現代の諸課題を考え、聖書を読み、沈思し、祈って、建学の精神に思いを致す時間を共有している。始業礼拝・創立記念礼拝・クリスマス礼拝・卒業礼拝も学生・教職員が「愛と奉仕の実践」に思いを致す機会である。卒業礼拝終了後には、卒業する学生を祝福していただいた説教者を講師に、教職員研修会も実施している。

なお、新任教職員に対しては、建学の精神、使命と目的について、オリエンテーションが行われ、理解と周知が図られている。

また、役員に対しては、当該年度の最後の理事会・評議員会において、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明の中で、教育目的達成のための方針が説明されており、十分な理解と承認が得られている。

学則をはじめとする基本的な規程の改正については、各委員会・部署で検討され、教授会、評議会で審議され、学長が決定する仕組みとなっている。さらに、常任理事会・理事会の審議が必要な案件については、理事である学長が議案として提案し、理事会・評議員会において審議されるものであり、大学の運営の基本については、理事・評議員の理解と支持を得る仕組みとなっている。

【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

1-2-② 学内外への周知

建学の精神は、『大学要覧』『University guide2023』『2024年度学生募集要項』『履修要項』『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』などの冊子に明示されているだけでなく、学内17か所に学院聖句・大学聖句が書かれたプレートが掲げられている。また、大学ウェブサイトに、学院聖句・大学聖句・3つのポリシー・各学科の教育方針を明示している。

学生には、入学式、始業礼拝、スチューデント・リトリート礼拝を通して、建学の精神及び本学の使命・目的を説いている。上記の使命・目的は、学科のカリキュラム編成に具現化している。短期大学部のカリキュラム編成においては、両学科共通の基礎教育科目において、「キリスト教学入門」（1年前期）と「キリスト教と現代」（1年後期）を必修としている。

また、学院全体の広報誌『Maple 通信』、大学の広報誌『EIWA UNIVERSE』も、本学の建学の精神・大学の使命・目的を改めて心に受けとめる媒体となっている。

【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】
【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学生確保の困難という問題を打開するために、平成21(2009)年度に平成22(2010)年度～平成26(2014)年度5ヵ年の『学校法人静岡英和女学院経営改善計画』を策定した。当面する最大の課題は学生確保であるが、「建学の精神・ミッション・学院の目指す将来像」として、建学の精神と、大学の使命・目的をしっかりと踏まえることの重要性が改めて確認されている。この『経営改善計画』を受けて、平成28(2016)年度～平成32(2020)年度5ヵ年から展開する『学校法人静岡英和学院中長期計画』を平成27(2015)年9月に策定し、その改革

理念の中心に位置付けられた4つの目標の第一として「建学の精神「愛と奉仕の実践」の徹底」が定められている。また、令和2(2020)年に理事長方針のもと令和3(2021)年度～令和7(2025)年度5ヵ年から展開する『学校法人静岡英和学院中長期計画』を策定し、本学の建学の精神に基づいた人材教育と教学マネジメントの確立を目指した計画となっている。

【資料1-2-14】 【資料1-2-15】 【資料1-2-16】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、学科ごとに、建学の精神のもと、短大の使命・目的及び教育目的を実現するために、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、短大ウェブサイトで学内外へ周知している。三つのポリシーは、平易な文章で具体的に示している。

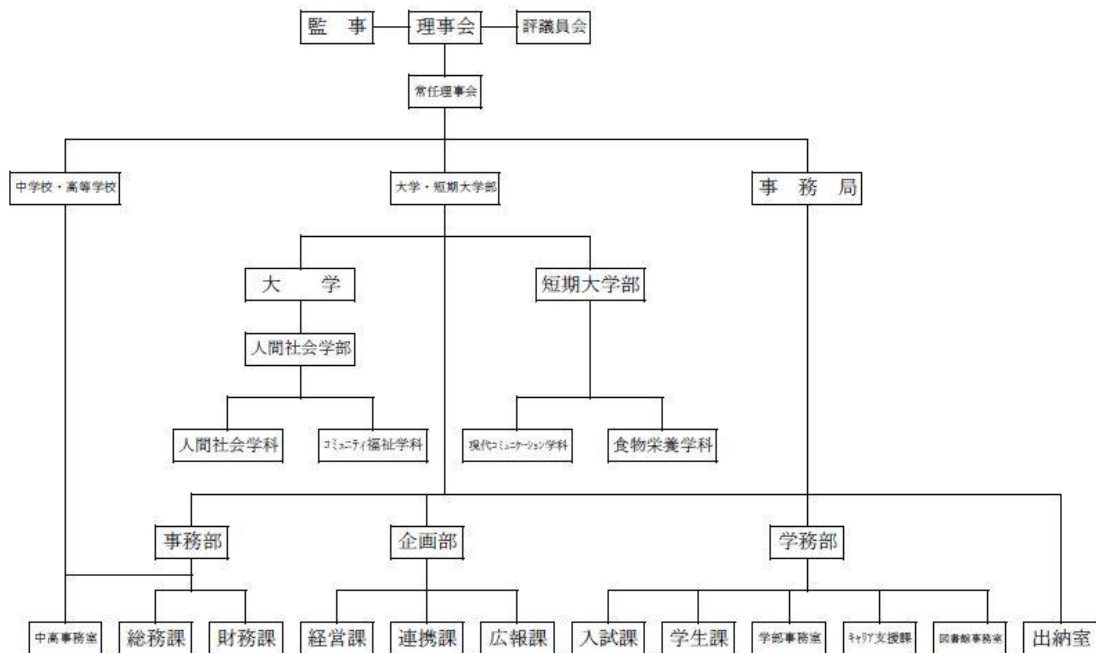
【資料1-2-17】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

学校法人静岡英和学院の教育組織と運営組織は、【図1-3-1法人組織図】に示したとおり、大学教育を担当する静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部、中学・高校教育を担当する静岡英和女学院中学校・高等学校と各学校の事務を担当する事務局で構成されている。

【図1-2-1】 法人組織図

組織図



現代コミュニケーション学科は、「イングリッシュ・コミュニケーション」、「ビジネス・マネジメント」、「フード・ビジネス」、「観光・ブライダル」、「医療事務」、「フ

アクション・ビューティ」、「ライフ・デザイン」の7つのユニットを擁し、他者との関わりの中でいかにコミュニケーションを高めるのかに必要な学問領域を教授するのに必要な教員組織を擁しており、食物栄養学科は、「栄養士」に加え、「フードスペシャリスト」、「フードサイエンティスト」という3つの食領域の資格を教授するにふさわしい教員組織を擁していることから、本学の使命・目的および教育目的と、教育研究組織の構成とは、整合性が取れている。

学科には専任教員全員が構成メンバーである学科会があり、学科の教育課程に基づく学科運営・学生教育等の諸課題を協議する。学科教員は、各委員会の委員となり、それぞれ他学科教員と連絡連携を深めている。委員会には、宗教委員会、ボランティア委員会、学生委員会、留学生委員会、教務委員会、カリキュラム検討委員会、図書委員会、入試・広報委員会、就職委員会、財務委員会、国際交流委員会、公開講座委員会、情報システム委員会、英語教育センター、紀要委員会、学報委員会、自己点検・評価実施委員会などがある。アドミッション・ポリシーとかかわる入試・広報委員会には、入試課・広報課職員が、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとかかわる教務委員会には、学部事務室職員が、学生委員会には学生課職員が委員として参画しており、各委員会にも事務職員が参画し、教員と職員との協働体制が整備されている。

短期大学部教授会は、両学科の専任教員全員を構成メンバーとする審議機関であり、学務部長、学部事務室職員が陪席する。開催回数は定例が月に1回。

また、同一キャンパス内にある静岡英和学院大学との連絡連携のもとに運営される評議会がある。構成メンバーは、学長・副学長・人間社会学部長・短期大学部部長・学科長・宗教主任・事務部長・学長が必要と認めた者とし、事務部門の各部課室長が陪席する。開催回数は2ヶ月に1回。

さらに、中長期的な展望も含め、教学上の重要事項を審議し、教授会・大学評議会への議題提出等を準備する経営会議がある。構成メンバーは、学長・副学長・教学特別参与、人間社会学部長・短期大学部部長・学科長・宗教主任・事務部長・企画部長・学務部長であり、事務部門の各課室長が陪席する。開催回数は月に1回。

【図1-2-1】 【資料1-2-2】 【資料1-2-3】 【資料1-2-18】 【資料1-2-19】

【図】

【図 1-2-1】 法人組織図

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 静岡英和学院常任理事行動規範

【資料 1-2-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則

【資料 1-2-3】 静岡英和学院大学人間社会学部教授会規則

【資料 1-2-4】 令和 4 (2022) 年度教職員研修会資料

【資料 1-2-5】 新任教職員オリエンテーション資料

【資料 1-2-6】 『大学要覧』 【資料 1-1-1】 に同じ

【資料 1-2-7】 『University guide2023』 【資料 F-2】 に同じ

【資料 1-2-8】 『2024 年度学生募集要項』 【資料 F-4】 に同じ

- 【資料 1-2-9】『履修要項』【資料 F-12】に同じ
- 【資料 1-2-10】『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』【資料 F-5】に同じ
- 【資料 1-2-11】『Maple 通信』
- 【資料 1-2-12】『EIWA UNIVERSE』
- 【資料 1-2-13】「キリスト教学入門」シラバス
- 【資料 1-2-14】令和 2(2020)年理事長方針
- 【資料 1-2-15】学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）
【資料 1-1-7】に同じ
- 【資料 1-2-16】学校法人静岡英和学院中長期計画進捗管理表【資料 1-1-8】に同じ
- 【資料 1-2-17】大学ウェブサイト本学の 3 つのポリシー（短大）【資料 F-13】に同じ
<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/>
- 【資料 1-2-18】令和 5(2023)年度学科別委員等一覧
- 【資料 1-2-19】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則
- 【資料 1-2-20】静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部「科目ナンバリング」の導入について

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神や、大学の使命・目的及び教育目的を反映させた、三つのポリシーを時代の変化、教育内容の変化に合わせて見直しをしていく。

シラバスにおいては、「科目ナンバリング」「カリキュラムマップ」を導入しており、学生がそれぞれの授業科目について学修することの必要性、必修や選択科目の必然性及びディプロマ・ポリシーとの関連について理解した上で、履修計画が作成できるようにしている。学生には、このことによって、短大の掲げる使命・目的及び教育目的が各授業科目に反映されていることをガイダンス等の機会を活用し、さらに周知していく。

【資料 1-2-20】

【基準 1 の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいた教育を行う短大として、その建学の精神、使命・目的、学科の教育がめざす人材を、学則及び 3 つのポリシーに明確に定めている。教育課程は、建学の精神の具現化と言うべき実質を備え、その教授を担う教育研究組織も整っている。さまざまな媒体を通して、その特質を発信する努力もなされている。

使命・目的及び教育目的の明確性については、本学の建学の精神と基本理念がキリスト教主義に基づいて具体的かつ明確に定められ、文章化されているとともに、それを学内外に浸透させるための努力が行われている。

また、使命・目的及び教育目的の適切性については法令に適合した目的を掲げており、本学の個性と特色を示すさまざまな取り組みが行われている。本学の目的を達成するための教育を維持継続するためには、現在厳しい状況となっている入学者数を増やして行く必要があるが、これについても両学科の特色を一層強化しつつ、豊かな教養と実際に役に立つ専門学術を持って地域社会に貢献できる人材育成の実績を示す努力をしている。

さらに、使命・目的及び教育目的の有効性については、本学の建学の精神や基本理念を

学内外に周知する努力を行っており、それが中長期的な計画に反映されているとともに、教育研究組織との整合性を保持していると言える。

以上から「基準1 指名・目的等」についての基準を満たしていると自己評価する。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

教育目的

本学では、「UI(University Identity)」、「学院聖句」、「短期大学部聖句」によって、「隣人を自分のように愛し」、「愛の実践」を行う人材を育て、「地域社会に貢献する大学」であることを教育理念として明示している。それは、「本学は教育基本法及び学校教育法に規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」という以下の教育目的に表れている。

現代コミュニケーション学科

人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施する。

食物栄養学科

栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成する。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

教育目的を踏まえ、本学では各学科の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）とともに、静岡英和学院大学短期大学部各学科の3つの方針（ポリシー）として明示している。アドミッション・ポリシーについて下記に「大学ウェブサイト」から全文を引用する。

なお、平成29(2017)年4月1日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第16号）により、「三つの方針」の策定及び公表の義務化、「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定めるにあたり「卒業の認定に関する方針」との一貫性の確保に努めることが定められたことに基づき、本学の三つの方針も改定した。

現代コミュニケーション学科

現代コミュニケーション学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識、技能、能力、目的意識、意欲を備えた人物を募集します。

- ①高等学校などで習得する教科に関して、基礎的な学力、論理的な思考力、適切な表現力、及びコミュニケーション能力を身につけている。特に以下の能力を身につけていることを希望します。
 - ・「国語」については、日本語を正確に理解し自らを適切に表現することができ、かつ他者の考えを正しく理解し判断できる。
 - ・「英語」については、グローバル社会の人々とコミュニケーションを図るために、相手の話を理解し、かつ自分の意見を適切に伝えることができる。
 - ・「情報」については、コンピュータの基礎的な操作ができる。
- ②志望理由、入学後の学修への取り組みをはじめ、学びで得た知識、経験をもって社会に貢献しようという目的意識、意欲がある。
- ③キリスト教精神に基づく、本学の建学の精神「愛と奉仕の実践」を理解している。
- ④入学前教育として求められる入学前教育プログラムに対して確実に取り組むことができる。この入学前教育プログラムは、入学者全員が対象になります。

食物栄養学科

食物栄養学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識、技能、能力、目的意識、意欲を備えた人物を募集します。

- ①高等学校などで習得する教科に関して、基礎的な学力、論理的な思考力、適切な表現力、及びコミュニケーション能力を身につけている。特に以下の能力を身につけていることを希望します。
 - ・「国語」については、日本語を正確に理解し自らを適切に表現することができ、かつ他者の考えを正しく理解し判断できる。
 - ・厚生労働省から指定を受けた栄養士養成校の食物栄養学科で、専門教育を学修するための理科（生物や化学）の基礎学力を身につけている。
- ②志望理由、入学後の学修への取り組みをはじめ、栄養士となる学びで得た知識、経験をもって社会に貢献しようという目的意識、意欲がある。
- ③キリスト教精神に基づく、本学の建学の精神「愛と奉仕の実践」を理解している。
- ④入学前教育として求められる理科科目等の入学前教育プログラムに対して確実に取り組むことができる。この入学前教育プログラムは、入学者全員が対象になります。

この入学者受け入れ方針は、入学試験要項の冒頭に示されている。また、大学ウェブサイトに掲載するなど、志願者のみならず、広く社会一般に周知するとともに、高等学校教員を対象にした大学説明会や、オープンキャンパス等において説明を行っている。

学内においては、学生や教職員に配布される『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』のはじめに明

記されている。

【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入試形態による入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学では、学生を受け入れるにあたり、アドミッション・ポリシー、また、令和 3（2021）年度入学者選抜から、高大接続の入試改革に係る文科省のガイドラインに従って 4 入試区分とし、10 形態の入試を設定し、さらに複数実施回数を設け、延べ 28 回の選抜実施を設定している。

なお、令和 4（2022）年度入学者選抜では、29 回に増加させ、新たな出願要件や試験科目等を定め、より多様な入学者を受け入れることを目指して公正な選抜を行っている。今後も高校現場の進学指導や全国の受験環境の変化に応じた検討を進めていく。

(1) 学校推薦型選抜（指定校型・公募型・内部型）

本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、高等学校における学業・課外活動等の成果を高く評価され、学校長の推薦を受けた者を出願資格とし、指定校型では面接及び提出書類等を、また公募型では小論文・面接・提出書類等を総合的に評価して合否を判定

(2) 総合型選抜（エントリー型・ポートフォリオ型、グローバル型）

本学の教育目的、学部・学科の教育目的及びアドミッション・ポリシーを理解していること。また、本学入学を第一志望として、自己の意欲・目的意識等を面接及び提出書類により明確に表現し、入学後の学修目標を設定することができること出願資格としている。

エントリー型は、事前にオープンキャンパスの模擬授業等に参加した際の感想等を記載したエントリーシートによる出願許可を経て面接及び提出書類等を総合的に評価して合否を判定

ポートフォリオ型では、高校等での探究型の学習活動や専門高校での専門教科の活動をプレゼンし、それを受けて面接を実施し、提出書類等を総合的に評価して合否を判定。また、出願時には活動記録を入力提出させている。

グローバル型では、留学経験や海外でのホームステイなどの異文化理解体験、あるいは英語実用検定 2 級及びそれに準じる英語検定資格を取得していることを出願条件とし、留学経験等、あるいは英語学習への意欲に対する事前の記載事項と面接及び提出書類等をそれぞれ総合的に評価して合否を判定

なお、ポートフォリオ型は、専門高校対象入試、グローバル型では帰国子女対象入試を内包する入学者選抜形態となっている。

(3) 一般選抜（一般、大学入学共通テスト利用）

本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、高等学校で学習する基本的な学力を習得している者を出願資格としている。一般選抜一般では国語及び英語の個別試験、若しくは英語の個別試験及び面接の成績、国語の個別試験及び面接の成績、の 3 パターンから選択して受験でき、調査書の記載事項を総合的に評価して合否を判定している。

大学入学共通テスト利用では、本学が指定する大学入学共通テストの科目のうち、最高得点の 1 科目の合計点で合否の判定をしている。ただし、合否ラインでの判定には、調査

書の記載事項を利用する。

(4) 特別選抜

①社会人(一般・シニア)

本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、社会人経験によって高められた勉学意欲を具体的学修に実践することができることを出願資格としている。一般は現代コミュニケーション学科は面接、食物栄養学科は小論文・面接、シニアは面接を選抜科目とし、提出書類等を総合的に判断して可否を判定している。

②留学生(指定校・一般)

本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、日本で学ぶことの意義を認識して、勉学意欲を備え日本語による学修に支障がないことを出願資格とし、一般は食物栄養学科では小論文も課し、面接・提出書類等を総合的に判断して可否を判定している。連携校は、教育連携校の専門学校生徒を対象に本学の教育目的、学部・学科の教育目的を理解し、日本で学ぶことの意義を認識して、勉学意欲を備え日本語による学修に支障がないことを出願資格とし、面接・提出書類等を総合的に判断して可否を判定している。

(5) その他

首都圏の大規模私立大学が、補欠合格や追加募集を大規模的に出し、併願先への納入金負担に係る問題等が顕在化し、平成 28(2016)年度から実施されている入学定員管理厳格化の緩和や変更も予測され、総合型選抜や学校推薦型選抜、いわゆる年内入学者選抜中心の受験環境への移行が始まっている。本学では現在、学校推薦型選抜指定校型と公募型に紐づいた e スカラシップと推薦スカラシップを設定しているが、年内入学者選抜での専願受験生確保のためのスカラシップの検討と拡充が必要となっている。

令和 3(2021)年度からの大学入学共通テストの開始に伴いスカラシップ対象比率を下げ、減免額も入学金から授業料へと増額させ、志願者確保を狙っている。さらにスカラシップ対象者については、国公立大学の追加合格実施後に納入できるように 3 月 30 日に設定するなどの利便性も図っている。前年度では、食物栄養学科で全スカラ対象者が 4 名入学、令和 4(2022)年度は 6 名の全スカラ対象者の内 4 名が納入手続きをし、若干名ではあるが確実に学力層の高い入学者を確保できている。

今後も受験生の動向や高等教育関連施策に見合った入試形態と社会情勢にあわせて、スカラシップの拡充など検討していく予定である。

・実施について

入学者選抜の実施にあっては『2024 年度学生募集要項』(令和 3(2021)年度から名称変更)、本学ホームページ等により公表するとともにオープンキャンパス、本学説明会、各高校等内進学説明会、会場ガイダンス、全県を対象とした高校訪問等においても説明を行っている。

入学者選抜問題作成者については、学内の教員の中から学長が委嘱する。問題作成は、注意事項、作成・点検・印刷等のスケジュール、ミス防止策などの方策を講じ、副学長を入試本部長とし、学部入試広報委員長及び入試課・広報課が連携して確認している。

なお、令和 5(2023)年度入学者選抜から、作問を大短合同で行い、問題作成者の負担軽減と多人数によるミス防止対策となっている。

また、委嘱された問題作成者は、入学者選抜問題作成要領に従って、それぞれの試験科目の問題作成作業部会を設置し、機密性の保持を図るとともに出題に瑕疵が出ないよう作業部会構成員によって相互確認を行っている。

以上のように、入学者選抜は、「静岡英和学院短期大学部入学者選抜規定」に基づき、適切な体制のもとに運用されている。

また、採点については、客観性を高め公正性を期すために小論文では、複数採点者の点数を平均した値を合否判定に用いる方式も取っている。合否判定については、各学科の合否判定における合格候補者案を入学者選考会議で審議し、了承後に教授会において議決、学長によって決裁される。

・ 検証について

本学では、多様な入学者選抜形態を実施することにより、多様な学力及び多様な背景を持つ受験生のニーズに応え、また、高校等の進路指導に沿えることを狙ったテストデザインのもとに設計し、高校現場の教員にその狙いを説明し、感想、評価をもらっている。また、求める学生像については入学希望者に公開するためにアドミッション・ポリシーを『2024 年度学生募集要項』、本学ホームページで公表し、また、オープンキャンパスの進学相談でも受験生に説明している。

入学者選抜の結果及び選抜過程の検証については、入学者選抜ごとに入試広報委員会にて情報共有し、改善策等を講じている。入学者選抜形態については、県内の受験生や近隣競合大学の動向を踏まえて各学科、教授会、入試広報委員会、入試制度検討委員会で審議決定している。また、アドミッション・ポリシーについては、面接を課す入学者選抜では、面接の質問事項のなかにアドミッション・ポリシーに係る質問を必修項目として入れ、受験生に確認させる機会を設けている。

【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】 【資料 2-1-5】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 5(2023)年度入学者総数は、食物栄養学科は前年度比 8 名減、現代コミュニケーション学科は同数であるが、日本人 2 名減、留学生 2 名の増であった。

本学の志願者数、入学者数の推移は下記、収容定員充足率の推移は、【表 2-1-1】 参照
学生の受入れには、高校生等への接触、広報、高校現場等への営業等による本学への理解促進、志願への誘導が必須となるが、新型コロナウイルス感染症拡大によりオープンキャンパス等の参加者も減少した。ただ、事務職員による徹底した感染対策を講じ、効果的なプログラムも実施することができた。また、補完対策として進学相談会、夜間の保護者相談会を開催した。また、オープンキャンパスの来学情報も含め、パンフレット請求者、学外会場ガイダンス参加者、高校等での本学説明会参加者の情報を一元管理し、分析を行った。また、その情報により新型コロナウイルス感染症対策も含めDM発送を強化した。

令和 4(2022)年度のDMはがき発送数は 47,548 枚、パンフレット請求による発送数は、1,240 件。はがきはすべて入試課・広報課内でデザインをし、宛名シール貼付け、郵便局への持ち込みを行っている。今後も同様の体制を継続する。その他会場ガイダンスや高校等へのパンフレット持参冊数は、約 2,200 冊であった。

検証と分析(本学志願者及び入学者減少の要因)

(1) 周辺大学の環境変化

平成 28(2016)年から開始された入学定員管理の厳格化に伴い、県内近隣大学では新キャンパスの開設、新たな資格養成課程の設置、新学部の新設、入学定員の増加と、学生募集に係るリスクが増大した。

これにより、本学を志願していた学生層が流れ、受験者の減少や入学辞退へと繋がったものと考えられる。

(2) 入学定員の厳格化の緩和

首都圏大学を中心とした追加合格での入学金重複支払いを余儀なくされた受験生等に批判等を受け、単年度定員から複数年度への緩和策が取られた。それによって地方受験者の首都圏回帰となり、県内志願者の減少が本学併願者の減少につながった。

(3) 新型コロナウイルス感染症に対する危機的イメージの減縮

地方受験生が首都圏受験に回帰し、中堅高校からの本学併願者が減少

(4) 大学入学共通テストの難化

共通テストは、難易度もさることながら出題の文章量が圧倒的に増加し、中堅校以下の進学多様校の受験生にとっては、その情報量の多さがさらに難易度を上げることとなった。

そのため中堅高校以下の進学多様校の受験者層がターゲットとなる本学では、共通テスト利用者がさらに減少する可能性が大きい。

(5) 新型コロナウイルス感染対策による留学生の入国制限

海外からの私費留学生の入国が出来なかった影響で静岡県内の日本語学校でも入学者が激減し、そのため本学への志願者も激減し、前年度比 35%となった。

(6) 本学の魅力につながる新規事業の取り組み不足

近隣大学の校舎新設や学部新設などや、ここ数年、本学の新規事業の取り組み不足などにより、本学の魅力が十分に伝わらなかった可能性がある。

今後は、建学の理念である「愛と奉仕」の実践を具現化すべく、発達障害を含め心身に障害のある学生に対する合理的配慮も含めたインクルーシブ教育を主眼とした学生修学サポートセンターも新設するなど、本学の魅力につながる新規取り組みをアピールしていく。

【表 2-1-1】 学科別入学学生数及び収容定員充足率の推移 (単位：人)

年	現代コミュニケーション学科					食物栄養学科				
	入学定員	入学者数	入学定員充足率	学生数	収容定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率	学生数	収容定員充足率
2018	100	102	102%	190	95%	80	61	76%	122	76%
2019	100	92	92%	191	96%	80	51	64%	113	71%
2020	100	90	90%	182	91%	80	72	90%	123	77%
2021	100	81	81%	179	90%	80	47	59%	124	78%
2022	100	52	52%	135	68%	80	60	75%	106	66%
2023	100	52	52%	118	59%	80	54	68%	110	69%

留学生の募集については、国内の日本語学校の在校生を対象に、日本留学試験、または日本語能力試験での基準を満たした者を、一般選抜と推薦指定校選抜で募集している。ただ、食物栄養学科はその専門性と出願資格の難しさもあり、留学生の志願者はいない。なお、入学者の傾向としては、非漢字圏の東南アジア諸国が中心となっているが、近年は、スリランカ、ネパールなどの多様な出身国の留学生もみられ、大学のグローバル化、ダイバーシティ化が問われるなか、本学はこの要請に答えていると言える。

【表 2-1-2】外国人留学生、出身国・地域別、年度別入学生数（現代コミュニケーション学科）（単位：人）

出身国／年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
中国	0	2	3	2	4	2	0	1
ベトナム	9	14	6	10	7	4	1	3
インドネシア	2	2	0	6	0	3	2	0
ミャンマー	1	4	8	5	6	8	0	0
バングラディッシュ	0	0	0	2	0	1	0	0
スリランカ	1	6	3	5	4	1	0	2
ネパール	2	1	3	3	0	1	1	0
フィリピン	0	0	0	0	0	0	0	0
韓国	0	0	0	0	0	0	0	0
台湾	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	15	29	23	34	21	20	4	0

【表】

【表 2-1-1】学科別入学生数及び収容定員充足率の推移

【表 2-1-2】外国人留学生、出身国・地域別、年度別入学生数（現代コミュニケーション学科）

【表 2-1-3】編入実績一覧

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】学部学科の教育目的（『2024 年度学生募集要項』の該当頁）【資料 F-4】に同じ

【資料 2-1-2】『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』【資料 F-5】に同じ

【資料 2-1-3】静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程

【資料 2-1-4】『2024 年度学生募集要項』の該当頁【資料 F-4】に同じ

【資料 2-1-5】入試問題作成要領

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

改善と実施

(1) 志願者確保の焦点化

従前の学生募集の広報に加え次の4点を強化する。

ア 新型コロナウイルス感染拡大後の留学生の確保

留学生の減少は、令和4(2022)年4月の入国制限解除により改善されている。前年度からの入国待機者も加わり、静岡県内の日本語学校においても従前以上の入学者数である。新型コロナウイルス感染拡大により、日本語学校との交流も停滞したが、前年度12月に県内日本語学校及び専門学校との情報交流会を立上げ、今後定期的な開催をすることが確認されている。また、入学者数の急増から進路先として本学の寛容な受入れが期待されている。

イ 商業高校生の確保

高校では令和4(2022)年度から新学習指導要領に改訂され、年次行進で実施されている。商業科では教育内容を従前の簿記検定至上主義から、マネージメントに移行させている。また、観光や起業、食品開発などについても学習する。従前の商学部、経済、経営学部のみならず本学のユニットや栄養士養成課程にも接続し易くなる。これを受け、志願者の増加を狙う。専門高校のなかで商業科は進学率60%余と他の専門高校よりかなり高いことも追い風となると予測される。

なお、商業高校との教育連携も視野に入れ、令和4(2022)年10月には学校法人長嶋学園城南静岡高等学校(旧静岡女子商業高等学校)との協定を結んだ。また、県立の商業高校との協定も視野に入れ、高校訪問等の地区担当参事の交代を機に商業科の専門家も当てた。

ウ 通信制生徒の確保

従前から通信制への学生募集は強化しているが、令和5(2023)年4月には、静岡駅北口に通信制高校の静岡スクールを開設。これによって静岡県内の通信制高校の勢力分布の変化や活性化が起こるものと考えられ、これを機に通信制高校との信頼関係の構築と新規開拓による志願者増を狙う。

エ 県内高校に在籍する外国籍高校生の確保

県内高校には外国籍の高校生が900名弱在籍している。この生徒は、多様な背景を持ち、日本語が苦手な者も多い。本学は留学生を多く受け入れている文化があり、このような生徒にも対応できる。文科省は経済的な面も含め、多様な背景をもつ学生の受入れを勧めているがそれにも対応している。ただし、学内の日本語教育や日常的な相談体制の再構築、また入試制度の見直しも必要となる。

(2)入試形態等の見直し

ア 総合型選抜エントリー型のエントリーシートをエントリーレポートへの変更

高校等で進行中の探究学習及び入学前教育プログラムへ対応。文字数は、800字以内。学問さきどり授業の受講を必修とし、その感想と課題に対する論述とする。

イ 学校推薦型選抜指定校型・内部型の出願時に志望理由の提出

高校現場の進路指導、要望に沿った対応として、字数を800字以内とする。

ウ 一般選抜大学入学共通テスト利用の英語リスニングの削除

英語はリーディングのみ対象科目とする。共通テストのリスニングは、年々難化している。また、本学受験が多い高校の平均点は、聞取りによるとリーディング40点前後、

リスニングは 30 点台である。

また、国語では、近代以降の文章の現代文と古文漢文の古典を各 100 点として、どちらか高得点を利用している。短大受験生の多くは、現代文のみの受験生であるが、国公立や四年制の他大学を併願する食物栄養学科の受験生は、両方を受験している者も多いためである。また、現代文と古典の選択科目としての分割は、新学習指導要領での実用文を含む言語分野と文学分野が区分されたことにも基づく。

エ 特別選抜連携校及び編入学連携校を留学生指定校及び編入学指定校への包括対象学科は現代コミュニケーション学科であるが、連携校入試への志願者がなく、指定校入試との差異がないため。

カ 特別選抜留学生一般の出願資格に「日本語検定協会(J. TEST)」「一般社団法人日本語能力試験実施委員会(JPT)」を加える。

現在の出願資格では、国際交流基金日本国際教育支援協会の「日本語能力試験 (JLPT 6, 500 円)、日本学生支援機構の「日本留学試験 (EJU 1 科目 10, 000 円、2 科目 18, 000 円)」である。殆どの留学生が受験する「日本語能力試験 (JLPT)」は、評価レベルが 5 段階であり、測定しにくい日本語能力もある。

また、両試験とも年間 2 回の実施であり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施がされなかった年度もあった。

「日本語検定協会(J. TEST)」は、本学出願レベルの試験は年間 6 回(5, 200 円)、静岡県での会場実施はないが、各日本語学校での団体実施が可能。「一般社団法人日本語能力試験実施委員会(JPT)」は、毎月試験実施(6, 600 円)。主要都市での実施であるが、県外留学生には有用となる。

いずれにしても日本語学校の意向でもある留学生により多くの受験機会を提供し、多様な日本語能力を持つ留学生の確保を狙う。

キ 特別選抜留学生一般の試験科目に小論文を追加

特別選抜留学生指定校と一般の試験科目に差異がないための措置であり、入試に筆記を加えることで入学前の日本語能力向上に意識を向けさせることを狙う。

ク 外国人留学生受験資格の新型コロナウイルス感染対策特別措置の継続日本語学校の要望に沿った対応及び留学生の志願者確保を狙う。

【表 2-1-3】 編入実績一覧 (単位：人)

年度	大学名
令和元(2019)年度	静岡英和学院大学 (6)
令和2(2020)年度	静岡英和学院大学 (12) 東京経済大学 (1) 岐阜女子大学 (1)
令和3(2021)年度	静岡英和学院大学 (5) 岐阜女子大学 (1)
令和4(2022)年度	静岡英和学院大学 (6) 東洋英和女学院大学 (1) 相模女子大学 (1) 岐阜女子大学 (1)

() : 人数

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会、入試・広報委員会にも正規の構成員として職員が配置されている。就職委員会、FD 委員会、図書委員会、ボランティア委員会などの各委員会では職員が陪席として参加し、必要に応じて意見を述べている。

FD 委員会は、大学・短期大学部各学科より選出された教員と大学・短期大学部の教務部長、学部事務室職員で構成されており、FD 活動を担当している。

各教員の授業の進め方は多様である。生きた授業を参観し合うことにより、教員相互の交流をはかり、「教育力」向上を目指すため、平成 26(2014)年度より教員相互の授業参観を継続して行っている。参観対象者は本学教員とし、自由に授業を参観し「授業公開アンケート」によかった点、気になった点を記入し、学部事務室に提出する。その後 FD 委員会で取りまとめ、授業担当者に渡し、今後の授業改善を検討する資料としている。

【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

現代コミュニケーション学科では資格支援科目において試験対策を実施しており、資格取得を支援している。

食物栄養学科は、栄養士養成施設として定められた実験・実習を行う上で、科学的基礎知識を必要とする。そこで、高等学校において生物、化学を履修していない学生の基礎学力の定着を図ることを目的とした学修・授業支援として、1 年次の前期に「基礎科学Ⅰ」を必修科目、「基礎科学Ⅱ」を展開科目に設定している。平成 23(2011)年度から、1 年次前期の「食物栄養学基礎実験」、「食品学実験」、「調理学実習Ⅰ」において、教育支援者 1~2 人を配置し、学修および実験・実習等の支援の充実をはかっている。食物栄養学科に入学して初めて実験を行う学生も最近増加傾向にある。教育支援者 1~2 人の配置により、担当教員、助手と教育支援者での学修支援と授業（実験）支援が充実し、学生の安全性の確保と理解度の向上に役立っている。

食物栄養学科では、栄養士資格、フードスペシャリスト資格とフードサイエンティスト資格に加えて、他の資格取得を目指して、科目を開放している。チーズ検定は、平成 29(2017)年度から新たに開講した資格であり、多くの学生が取得している。

食物栄養学科では、在学生及び卒業生を対象とした「管理栄養士国家試験受験準備講座」を平成 11(1999)年から開講し、各種情報の提供を行い、自学自習の習慣をつけ自信をもって資格取得に臨めるよう支援している。

【資料 2-2-3】

1) オフィスアワー

平成 12(2000)年度より、学生が授業以外に教員の研究室を訪ね自由に質問できる時間

として、オフィスアワーを設定している。専任教員は、特別な所用がない限り、研究室等において学生からの履修登録・授業内容についての質問に対して指導・助言を行う。生活面における相談や進路に関しても指導、アドバイスをを行っている。

オフィスアワーに関しては、『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』、『シラバス』、『大学ウェブサイト』で学生に案内している。

2) 中途退学者及び休学者への対応

学力不足による修学意欲の低下、目的意識の喪失、大学での環境に適應できない、あるいは心のトラブルを抱える学生が見られるようになり、退学者及び休学者対策は喫緊の課題となっている。

その対策の一つとして、クラスあるいはゼミナールにおける指導を強化し、学修継続に支援を要する学生について各クラス担任あるいはゼミナール担任において面談を実施している。このような面談結果を踏まえて各学科では情報を共有し、学科全体で必要に応じた学生の学修サポートをしている。

保護者に対しては、例年11月に保護者会を開催し学生生活におけるサポート内容などを説明し、全体会終了後に、クラスあるいはゼミナール担任が個別に面談の機会なども設けている。学生の状況を教員と保護者の間で情報共有し密な連携を図る場となっている。

ただし、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止とした。令和3（2021）年度は、Web上での周知とした。その他にも保護者の希望により個別にゼミナール担任、クラス担任、事務部が相談に乗る等、対応する場合もある。

また、退学や休学を希望する学生には、状況を確認し、可能な限りの対策をとる目的で、クラスあるいはゼミナール担任が利用するためのチェックシートが用意されている。保護者の同意により退学や休学、進路変更の手続きが進められる。それにより、学生だけの自由意思による決定でないことを確認し、各ゼミナール、各クラスにおける事前対応の均質化を可能としている。

また、昨今の家庭環境の多様化により、経済的支援を要する学生もあり、中途退学につながるケースもあることから、経済的に困窮している学生に対して、学外を含めた奨学金の情報が効率的に伝わる工夫をしていく。但し、中途退学につながる理由は多岐にわたっており、様々な問題発生 of 未然防止について今後検討していく。

3) 学生意見の汲み上げ

授業の内容については、全科目において「学生による授業改善のためのアンケート」を実施し、集計結果は、学部事務室、図書館で閲覧できるようにしている。また、授業担当者は、集計結果についてコメントを作成し、今後の授業に活かしている。実施後、各教員からのコメントがフィードバックされ、学生に公開されている。

学生生活についての問題などは、新館2階に提案箱を設置して学生生活向上のための意見を吸い上げている。また、メールでの受付も行っている。投書は内容別に関係部署、学科等に伝達され、迅速な対応を心がけている。

卒業時には、学生生活全般の満足度調査が実施され、学生サービスの向上に活用されている。

4) 学修支援者等の活用

日本語能力が不足していたり、授業についていけなかったりする留学生には留学生センターによる日本語サポートプログラム(令和5(2023)年度は全7回)を実施し、センター員によるマンツーマンの指導を行っている。また、学内奨学金給付対象学生による留学生のレポート等の添削支援も定着し、日本語力向上に寄与している。

また、食物栄養学科では助手を配置し、教員の教育活動への支援を行い、適切にサポートしている。

5) 新型コロナウイルス感染防止対策

危機管理委員会での決定に基づき「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針」による行動計画により各決定を行う。

活動指針では新型コロナウイルス感染症の拡大状況をレベル0からレベル5までの6段階に分け、それぞれのレベルに応じた行動範囲を定める指針としている。

なお、指針及び取り扱いは、今後の状況に応じて変更することがあり、大学からはポータルサイトやHP等を通じて、随時お知らせし確認するよう求めている。

令和5(2023)年5月前の対応は以下の通り。

(1) 感染対策

① 学生向けの対応

- ・登校前の検温を促す。その際に、発熱や軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）があった場合、登校を控えてもらうよう努める。
- ・学校到着時、入り口にてサーモカメラによる検温および手指消毒をしてもらい建物に入る。
- ・マスクの着用を周知し、「咳エチケット」を確実に実施する。
- ・こまめに手洗いをを行うことを推奨する。
- ・トイレ洗面台に設置されているエアータオルの使用禁止。

② 教職員向けの対応

- ・出勤したらサーモカメラによる検温および手指消毒をしてもらい建物に入る。
- ・発熱等の症状がある者のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者がいる場合は自宅待機を基本とする。
- ・マスクの着用を徹底し、「咳エチケット」を確実に実施する。またマスクについては不織布を推奨した。
- ・こまめに手洗いをを行うことを推奨する。
- ・衛生管理の3密対策を徹底。

③ 校内での対応

- ・学内の全教室にアルコール消毒・ペーパータオル・ゴミ箱を設置。
- ・食堂・新館ラウンジ・コンビニラウンジ、学生が集う共有スペースには飛散防止のためのパネルの設置、ウェットティッシュ・ゴミ箱の設置。
- ・エレベータの利用制限（5人以内）

④ 授業時

- ・窓を開放して換気を励行する。
- ・寒い日や暑い日も適宜窓を開放風通しの悪い空間をなるべく作らない。
- ・教室等における学生同士の間隔を空け、および学生と講師との間隔も1~2m確保

する。

- ・学生の四方を空けた席配置をするなど、学生同士の接触を少なくする。
- ・対面機械をできるだけ避ける。各事務室の窓口にはビニールカーテンやアクリル板を装着。
- ・受講生と教職員、受講生同士が至近距離で会話する環境を避ける。
- ・活動指針に基づき、必要に応じて対面授業またはオンライン授業への切り替えを行う。

(2) 学生や教職員に感染症の疑いがある場合・感染が判明した場合

①感染症の疑いがある場合の対応

- ・発熱等の風邪の症状が見られる時は、自宅で休養するように指導助言する。

②感染が判明した場合

- ・感染が判明した場合は、治癒するまで通学及び出勤を停止する。
- ・感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間、通学及び出勤を停止する。その際、学生は公欠扱いとし、職員については義務免または特別休暇にて対応する。

【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】 【資料 2-2-6】 【資料 2-2-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】 令和5(2023)年度学科別委員等一覧【資料1-2-18】に同じ

【資料2-2-2】 授業公開アンケート

【資料 2-2-3】 『履修要項』【資料 F-12】に同じ

【資料 2-2-4】 『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』【資料 F-5】に同じ

【資料 2-2-5】 「学生による授業改善のためのアンケート」資料

【資料 2-2-6】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程

【資料 2-2-7】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

食物栄養学科において、高等学校で生物、化学を履修していない学生の基礎学力の定着を図ることを目的とした学修・授業支援として設置した「基礎科学Ⅰ」（必修科目）は、全員が単位認定されている。今後も引き続き履修者の増減やレベルの推移などの動向及び単位認定状況を把握し、授業の内容や難易度の検討を行っていく。教員相互、非常勤講師及び教育支援者との情報交換やミーティングを重ね、学修及び授業・実験等の支援体制を強化し、特に、入学後間もない時期に、実験・実習を含めた学修が順調に開始し、継続させることができるよう支援を強化していく。

現代コミュニケーション学科の退学理由には様々なものがあるが、目的意識を見失ったことによる進路変更への対策として、大学での学びへの早期適用と「大学で何を学ぶか」という点を強化した初年次教育として「キャリアデザイン演習」の授業内容の検討を実施し「コミュニケーション演習」と改めた。

食物栄養学科は、入学当初は目的意識の高い学生が多いが、講義・実験・実習を重ねて

いく過程で、専門職としての適性に不安を抱く学生も生じ、退学の理由としては、進路変更が占める割合が増えつつある。

アクティブ・ラーニングや教室外体験学修プログラムなどを座学においても推進し、学びへの早期適応支援をはかること、「大学で何を学ぶか」という視点に重点をおく初年次教育の充実と開発の検討を各学科、教務委員会等でさらに進める。

さらに平成29(2017)年度からは、退学者及び休学者対策として留学生への日本語サポートプログラムとして、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」に加え「日本事情」を設置した。【資料2-3-25】また、経済的問題を抱える学生のための奨学金制度の充実、不登校傾向のある学生のための居場所作り等の検討を行っていき、さらにSA(スチューデントアシスタント)の導入についても検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、学務部にキャリア支援課を置き、3つのポリシーに則って育成した各学生の進路に沿った支援・指導を行う体制が十分整っている。キャリア支援課は、業務総括を担う課長1名と各業務担当2名と派遣職員1名の計4名で構成されている。また、学生の就職支援の方針を検討する組織として、短期大学部就職委員会が設置されている。就職委員長(教授会にて選出された教員)および各学科から1人ずつ選出された委員で構成され、キャリア教育・キャリア支援に関連する事項を審議している。

就職相談、書類添削、面接指導等はキャリア支援課職員にて対応するほか、新卒応援ハローワークの就職支援ナビゲーターを学内に招いて開催する「出張ハローワーク相談会」でも個別支援を行っている。令和2(2020)年以降のコロナ禍の状況に対応するためキャリア支援課の利用予約をポータルサイトからできるようにし、対面以外にZoomでの面談対応も受け入れられるよう整備した。また、コロナ禍の収束に伴い学内では対面授業が増え、Zoom等のオンラインツールを使用する機会は減っているが、企業の採用活動においては説明会や面接等をリモートで実施することが多くある。学生が就職活動の場面で適切なオンライン対応ができるよう、Zoomの使い方やカメラの映り方等の個別指導をすることで、きめ細やかなサポート体制を整えている。

1) キャリア支援科目

短期大学部の2学科では学科に即したキャリア教育科目を積極的に開講している。現代コミュニケーション学科では、就業力科目として、「キャリアプランニング演習(必修科目、1年次後期)」、「秘書学概論(選択科目、1・2年次前期)」、「秘書学演習(選択科目、1・2年次後期)」、「ファイナンシャルプランナー(選択科目、1・2年次前期集中)」を開講している。これらの科目は社会環境を「働く」という視点から捉え、学生独自の職業観を育み、就労意識の育成を図るための総合的な内容となっており、現代コミュニケーション学科の

進路に応じている。上記に加え、キャリアサポート科目として「ツアープランニング研修（選択科目、1、2年次後期集中）」、「フィールドワークⅠ、Ⅱ（インターンシップ）（選択科目、1・2年次前期集中）」を開講している。これらの科目は企業や地域で実際に研修を行うことによって、学内では学べない体験をし、実社会へのソフトランディングを図り、主体的に行動し、自らが問題解決をし、克服する力を養うための内容となっている。

食物栄養学科では、キャリア教育科目として、「キャリアプランニング演習（必修科目、1年次後期）」を開講している。この科目は、自分の関心・適性を理解し、社会のニーズや課題を知った上で、人生、将来をデザインしていく内容となっており、2年次から始まるコース制（「栄養士・フードスペシャリストコース」、「栄養士・フードサイエンティストコース」）について知り、各資格と就職分野について具体的に学ぶ機会を設定し、将来自らが働く姿を想定した進路指導、就業指導に役立てている。

【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】
【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】

2) キャリア支援課によるキャリア支援プログラム

教育課程外での支援に関しては、キャリア支援課を設置し、学生に対するキャリア支援を行っている。キャリア支援課が行う日常業務として、学生の希望進路の把握、就職相談および指導、求人に関する情報の受け入れと発信、進路状況の把握などがある。

キャリア支援課は、これらの情報に基づいて早期から学生の希望進路を把握し、就職相談および指導に反映させている。就職相談・指導に関しては、1回30分の個別面談、書類添削指導、60分の面接指導を行っている。

これらの日常業務のほかに、キャリア支援・就職支援講座の企画・運営、インターンシップ関係の支援、留学生への就職支援、保護者向け講座、業界勉強会などがある。

【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】

① キャリア支援・就職支援講座

1年生向けの必修科目である「キャリアプランニング演習」をキャリア支援・就職支援講座の基礎講座とし、授業の計画、進行、実施に協力している。また、同じく1年生向けに就職情報業者の協力による「ランチタイムガイダンス」および2年生向けのフォロー講座の企画・運営を行っている。学生には、スケジュール掲示やポータルサイトからのメッセージ送信を通じて周知している。「キャリアプランニング演習」においては、就職活動の進め方、身だしなみ、求人票の見方、応募書類の書き方、面接対策など、就職活動の全過程について講義形式およびZoomを用いたオンライン形式にて基礎知識を提供し、欠席した学生に対しては、後日資料配布、可能な限りオンデマンド配信を行い、次回に繋げている。2年生向けのフォロー講座において、応募書類の作成と面接について講座を実施している。

また、集中講座として「筆記試験対策講座」、「履歴書・ES作成講座」を実施し、基礎力の底上げを図っている。いずれの講座においても本学学生にあったオリジナルテキストを作成し、卒業生の就職実績にあった企業研究などを重視し、本学学生の就職実績や希望進路に対応した具体的指導を盛り込んでいる。

【資料 2-3-3】【資料 2-3-14】【資料 2-3-9】

② 留学生への就職支援

主に日本での就職を希望している留学生への支援として、全学年を対象とした留学生対策講座を前期に開催し、短大1年生を対象とした講座を後期に開催している。日本での就職活動の進め方、就職活動をする際のマナーや心構え、在留資格の手続き等について外部講師による講義形式で行っている。また、日本語能力試験の重要性や在留資格の変更に伴う重要な案件については、キャリア支援課による全留学生対象の個別面談による指導も実施している。

【資料 2-3-11】【資料 2-3-15】

③ 保護者向け就職説明会

「保護者ができる就職支援セミナー」を年2回（5月、12月）オンラインにて開催している。また、実施後オンデマンド配信することで、リアルタイムで参加できなかった保護者の方々にも情報を提供できるようにしている。内容は本学が行っている就職支援やキャリア教育についての説明および外部講師による講演、質疑応答形式も行っている。保護者が就職活動の現状を知り、学生の就職活動をサポートできるようになることを目指している。12月には内定を保持する学生による「わたしの就職活動」と題した就職活動報告をした。

【資料 2-3-12】

④ 業界勉強会

短大1年生を対象に、両学科とキャリア支援課が協力して全学生が参加する「業界勉強会」をオンラインで実施している。業界勉強会は、企業研究や自己分析の実践的機会を提供することによって、進路選択やキャリア形成を促すことを目的としている。学生たちは就職活動時と同様の服装で参加をする。過去に本学卒業生の採用実績のある企業・団体を中心に、毎年25社程度の参加を得て後期補講期間に開催しており、学生の就職活動に対する意識を高め、実際の就職活動へのスタートラインとなっている。また、参加企業・団体に対しては、学生に対する感想や印象をアンケート調査し、本学のキャリア支援や教育に対する外部からの評価を得る機会ともなっている。

令和4(2022)年度は、食物栄養学科を対象に、業界勉強会に未参加の委託給食会社6社とオンラインにて別途説明会を実施した。

【資料 2-3-13】

3) 検定試験支援

全学的に推奨しているサービス接遇検定、秘書検定、日本語検定の学内受検とその手続きの支援などもキャリア支援課で行っている。

【資料 2-3-16】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】『履修要項』【資料 F-12】に同じ
- 【資料 2-3-2】「出張ハローワーク相談会」案内
- 【資料 2-3-3】キャリアプランニング演習 シラバス
- 【資料 2-3-4】秘書学概論 シラバス
- 【資料 2-3-5】秘書学演習 シラバス
- 【資料 2-3-6】ファイナンシャルプランナー シラバス
- 【資料 2-3-7】ツアープランニング研修 シラバス
- 【資料 2-3-8】フィールドワーク I, II (インターンシップ) シラバス
- 【資料 2-3-9】キャリア支援・就職支援講座案内
- 【資料 2-3-10】インターンシップ資料
- 【資料 2-3-11】「留学生就職対策講座」案内
- 【資料 2-3-12】「保護者ができる就職支援セミナー」案内
- 【資料 2-3-13】業界勉強会 (別日食物栄養学科含む) 資料
- 【資料 2-3-14】「ランチタイムガイダンス」案内
- 【資料 2-3-15】留学生個別面談資料
- 【資料 2-3-16】検定スケジュール

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

第一に就職内定率 100%をめざし、両学科とも教育課程内におけるキャリア教育を強化する。現代コミュニケーション学科においては、学生の就業意識の低下、企業とのミスマッチを防ぐため実務能力の養成に力を入れ、資格につながる専門的実務教育において強化を図っていく。食物栄養学科においては、就職後、より幅広い職域で活躍することを目指し、栄養士以外の資格・検定にも挑戦するよう指導強化を図っていく。

第二に教育課程外として、多様な学生に合わせた就職支援を行うため、キャリア支援課による個別相談・指導の強化を目指す。

以上のように学生の社会的、職業的自立を促すためにゼミナール担当やクラス担任など、教員からのアドバイスなどを通し、キャリア支援課の活用を促していきたい。学生がキャリア支援課のサービスを最大限に利用できるようにすることを目的として、入学後の早い時期からの学科教員との連携により就職意識を高めていくことが重要である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1) 学生生活、厚生補導のための組織、機能

担当事務部門として学生課を設置し、学生の個別対応窓口業務、学友会等課外活動支援、学園祭等諸行事の支援、日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金の手続き業務、学生相談室・保健室・学生施設の管理、アルバイトの斡旋等の他、学生生活に関する記録・統

計処理も行っている。所轄委員会として全学科からの代表教員と事務職員によって構成する学生委員会が組織され、障害学生支援に係る情報共有、奨学金認定者選考、学生指導についての協議等を行っている。

近年では新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、学内基準の策定と広報、感染防止指導、感染状況の把握と統計等も学生課が担っている。

学生課所管の留学生センターには非常勤の担当職員を配置し、在留資格の手続き支援、修学や資格取得指導、奨学金申請手続きの支援、学内外の交流事業の企画・参加指導、学生スタッフの指導など外国人留学生の生活全般を支援している。また、同じくボランティアセンターでは、学生スタッフによる学内外でのボランティア活動が年間を通して企画・運営され、職員がその指導にあたる。コロナ禍で活動制限はあるが、令和4(2022)年度もエコウォーク、エコ大作戦などの清掃活動を中心にこども食堂支援などが行われた。令和5(2023)年度はさらにボランティア研修会の企画・参加や楓祭(学園祭)への積極参加を目標としている。

【資料2-4-1】【資料2-4-2】【資料2-4-3】【資料2-4-4】

2) 健康相談、心的支援

本学では保健室と学生相談室を設置している。保健室には看護師1人が常駐し、令和2(2020)年度から非常勤看護師が週2日サポートしている。学生・教職員の健康指導・相談、情報管理、ケガや体調不良に対する応急措置等を主たる業務とし、令和4(2022)年度からは障害学生の「合理的配慮の提供に関する申請書」の受付窓口として、障害学生の相談にも応じている。近年、身体的・精神的障害等を抱え、合理的配慮が必要な学生が急増しており、喫緊の対応が望まれる。現状では、身体的・精神的障害を抱えた学生を把握するために入学時に提出する「学生記録簿」に既往歴を書く欄を設けている他、4月のオリエンテーション時に行う健康診断の際に提出される「健康診断問診票」における身体・心身に関するチェック項目の回答に応じて個別に連絡を取り、学生生活上の健康指導にも努めている。これらの情報は令和4(2022)年度からスタートした障害学生の合理的配慮申請同様、学生課職員やゼミナールの教員とも情報共有し総合的な精神的身体的サポートに繋げている。

現在、令和6(2024)年度の改正障害者差別解消法の施行に向けて、令和5(2023)年度に学生修学サポートセンターを設置し、学内整備に努めている。

学生相談室には専門のカウンセラーを置き、週3日(火曜日、木曜日、金曜日)、1日あたり4枠(1枠1時間)の相談を受け付けている。近年では精神的な問題や発達障害等を抱えた学生が急増しており、相談枠がほぼ一杯になる状況となっている。相談学生のほとんどが継続した支援が必要である一方、全学生に対する来談率(来談した学生数÷全学生数×100)は3.5%であり、全国平均(5%)より低く、相談室の開室時間の増加が望まれる。

学内にはAED(自動体外式除細動器)を設置している。AEDの使い方については、年1回(秋実施)の防災訓練の際に消防職員から教職員ならびに学生に指導される。

保健室及び学生相談室の短大生の利用については、保健室は平成30(2018)年度が96人、令和元(2019)年度が111人、令和2(2020)年度が91人、令和3(2021)年度が282人、令和4(2022)年度が287人だった。学生相談室は平成30(2018)年度が20人、令和元(2019)年度が11人、令和2(2020)年度が45人、令和3(2021)年度が57人、令和4

(2022)年度が20人だった。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大による入構制限で保健室の利用者数が一時的に減ったが、両室ともに近年の利用者数の増加が著しい。

【資料2-4-5】 【資料2-4-6】 【資料2-4-7】 【資料2-4-8】 【資料2-4-9】 【資料2-4-10】

3) 経済的支援

① 本学独自の奨学金・授業料等減免制度

本学独自の奨学金制度として「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金制度」を設けている。この制度は、短大2年生で学業成績が特に優秀な者を前提としているが、平成25(2013)年度より経済困窮の学生に対しての選考枠も設けた。毎年度の前期、後期ごとに学生委員会による選考を行っている。各学科に3名の選考枠がある。

授業料減免制度としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免制度」を設けている。外国人留学生からの申請と学内審査を経て、入学金、授業料、施設設備費をそれぞれ3分の1減免し経済的支援を行っている。

学校推薦型選抜指定校型または公募型の受験者を対象とした減免制度として学業成績及び出席状況を評価する「e スカラシップ」(入学金全額か半額)がある。

また、入学者選抜に紐づいたスカラシップ制度(本学では減免制度)も設定している。推薦系入学者選抜では、学校推薦型選抜(指定校型前期・公募型Ⅰ期、Ⅱ期・内部型前期)、総合型選抜(エントリー型・ポートフォリオ型Ⅰ～Ⅲ期・グローバル型Ⅰ～Ⅲ期)の合格者を対象に希望者が、一般選抜実施日に本学作成の学科試験を受験し、得点率75%以上のものを対象に授業料年額の半額を2年間減免する。

また、「一般スカラシップ」は、一般選抜受験者を対象に「推薦スカラシップ」と同等の形態で実施し、同一減額をする。

「大学入学共通テスト利用スカラシップ」は、令和4(2022)年度入学生対象選抜から実施した。入学共通テストの問題難化、作問設定平均点の下方修正から、大学では対象基準の見直しを毎年行っていたが、短大は対象科目を1科目に設定しているため見直しはない。大学同様に減免額は、授業料1年分全額か半額である。

また、大学入学共通テスト利用受験者は、食物栄養学科では、国公立を含む他大学、現代コミュニケーション学科は他私立大学との併願者であるため、対象者の入学手続きを大学同様に3月末に設定し、年明け入試の志願者の確保とともに少数でも教科学力の高い受験生の確保を狙っている。

なお、今後の18歳人口、大学共通テストの志願者及び年明け入試の志願者の減少を見込んで受験科目等の変更についての検討を進めている。その一つとして令和5(2023)年度入学生対象選抜から、受験料の減額を実施した。

その他、本学の建学の精神に則った軽減制度として、「私費留学生」及び「社会人」(入学金及び授業料の3分の1軽減)、また父母、兄弟姉妹が卒業生、あるいは在学している場合の「英和生(同窓生子女)入学金軽減」(入学金半額)、静岡英和女学院高校からの総合型選抜内部型の入学生軽減制度(入学金全額)もある。

【資料2-4-11】 【資料2-4-12】 【資料2-4-13】 【資料2-4-14】

【表 2-4-1】短大部スカラシップ・学費減免制度採用者人数 (単位：人)

種別	2020		2021		2022		2023	
	現代 コミ	食物	現代 コミ	食物	現代 コミ	食物	現代 コミ	食物
推薦スカラシップ	1	1	1	1	1	1	1	1
一般スカラシップ	1	1	0	0	0	0	0	0
e スカラシップ (入全)	5	7	5	1	5	5	9	8
e スカラシップ (入半)	12	13	10	9	6	9	4	6
共通テストスカラシップ (全)	0	0	0	1	0	4	0	6
共通テストスカラシップ (準)	0	0	1	0	0	0	0	0
私費留学生減免	21	0	20	0	4	0	7	0
社会人減免	0	7	0	5	1	2	1	2
英和生入学金減免	1		1	1	5	2	4	1

※ () 内は内数で重複者

※1 入全：入学金全額免除、入半：入学金半額免除

※2 1年間：e スカラシップ (入全)、e スカラシップ (入半)

2年間：推薦スカラシップ、一般スカラシップ、社会人減免、私費留学生減免 (毎年度審査あり)

※3 社会人減免者は、減免を受けている在学生の総数を記載

※4 英和生入学金減免は、英和生 (同窓生子女) 入学金減免およびジス丘英和女学院高校からの総合型選抜内部型の入学生軽減制度 (入学金全学) の人数の合算数字

① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

令和 4(2022)年度は日本人学生 213 人の内、貸与奨学金に 60 人 (第一種奨学生 37 人、第二種奨学生 23 人) が採用されている (27.2%)。給付奨学生は 29 人であった。

【表 2-4-2】日本学生支援機構奨学金受給者の経年変化 (単位：人)

現代コミュニケーション学科	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
第一種奨学金	18	20	11	19	15
第二種奨学金	14	23	15	15	7
給付奨学金	0	2	4	11	11
学習奨励費	1	0	0	2	0

食物栄養学科	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
第一種奨学金	13	14	8	18	22
第二種奨学金	15	13	9	15	16
給付奨学金	2	2	3	11	18
学習奨励費	0	0	0	0	0

② その他の奨学金

大学と異なり短大生（日本人、留学生）が対象となる外部団体奨学金は非常に限られている。留学生向けの奨学金については募集团体に働きかけて、短大生枠新設の申し入れを続けていたところ、令和元（2019）年は、エンケイ財団奨学金に1名合格し、月額20,000円の支給を受けた。令和4（2022）年は残念ながら採用者はいなかった。

4) 学生生活支援

学生食堂は新館地下1階にあり、授業期間中は月曜日から金曜日の11時から14時まで営業している。ごはん、メイン料理、小鉢がセットとなった「バラエティランチ」を始めとして、「ヘルシーランチ」、丼物を中心とした「アラカルト」、うどん、ラーメン、カレー等のメニューがある。大学及び大学後援会から3種類のランチメニューへの補助費と白米に対する8割補助費が出ており、ランチであっても310円あるいは300円という格安の値段で提供されている。栄養のバランスも考えて作られたメニューである。

西館1階にはコンビニエンスストアがあり、授業期間中は月曜日から金曜日の9時から18時まで営業している。サンドイッチ、弁当、おにぎりといった簡単な軽食が販売されている。この店舗の前にはテーブルと椅子を多数置き（座席数95席）、食堂同様に飲食スペースを確保している。令和2（2020）年度から、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、営業時間を短縮し、仕切り版設置や席数を減らす等の措置を行い営業してきたが、令和5（2023）年5月8日の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、仕切り版の撤去（一部残して）を行い、営業時間も伸ばして少しずつ平常に戻している。

その他、自由に歓談、学修できるスペースとして、新館1階（座席数130席・570㎡）、本館1階（座席数34席）に学生専用のラウンジを設けている。特に新館1階のラウンジはスペースに余裕があり憩いの場所となっている。また、北館2階（座席数40席）にも同様なスペースを設けグループ学修に供している。

ラウンジ、食堂、楓ホール、コンビニ前にはWi-Fi環境を整え学生サービスの向上に努めた。

通学面では身体に関わる事情、社会人学生等で配慮すべき特別な理由がない限り自家用車の学内乗り入れは禁止されており、ほとんどの学生がバスまたは二輪車通学である。なお、バイクでの通学は届け出制で認めており自賠責保険と任意保険に加入することを義務付けている。年間80人程度のバイク通学者用に体育館脇に駐輪場を設置している。自転車通学の学生に対しては大学の隣地に駐輪場を整備している。

学内への自家用車の乗り入れができないため、大学近隣の民間駐車場を契約し自家用車で通学している学生が散見される。また、民間駐車場への未契約駐車、畦道や近隣商業施設の職員用駐車場などへの違法駐車による苦情があり、対応に追われることもある。そのため違法駐車などにより近隣へ迷惑をかけないよう対策が急がれる。

【資料2-4-15】 【資料2-4-16】

5) 課外活動支援

令和5（2023）年度5月1日におけるサークル数（大学・短大共通）は、体育系6団体、文化系10団体、合計16団体である。また、有志5人と顧問が揃うことで同好会の創設申

静岡英和学院大学短期大学部

請が可能であり、1年間の実績があれば、サークルに昇格する仕組みとなっている。サークルには、毎年度、活動費用として一律額が支給される他、活動ごとに必要経費を補助申請できる制度を設け、活発に活動するサークルには支援を厚くできるようにしている。同好会数は体育会系が5団体、文科系が5団体、合計10団体である。

【表 2-4-3】サークル・同好会一覧（令和5（2023）年5月1日現在）

サークル／同好会名（団体数）			
体育系サークル（6）		文化系サークル（10）	
バスケットボール	バレーボール	軽音楽	はびねす英和カレッジ
バドミントン	スポーツ愛好会	吹奏楽団	劇団 Flame
フットサル（ViVi）	英和空手サークル	茶道	イラスト
		華道	サブカルチャー研究会
		アウトドア	Kaede kitchen
体育会系同好会（5）		文化系同好会（5）	
CLB バドミントン	Eiwa Team	推し活サークル	総合ミニチュア・交通研究会
HOTIY(テニ inUniv)	テニス愛好会	コミュニティ研究会	ホビーサークル
卓球同好会		学生ダンスアイドルサークル	

【表 2-4-4】サークル・同好会数の経年変化（短大・大学合計）

年度	体育系 団体数	部員数	文科系 団体数	部員数	団体数 合計	部員数 合計
2019	12	187人	13	219人	25	406人
2020	11	119人	13	125人	24	244人
2021	8	118人	11	71人	19	189人
2022	6	74人	12	92人	18	166人

6) 学生表彰

学生表彰としては、他の学生の模範となるものに対して、各学科1人に「静岡英和学院大学短期大学部賞」を設けているが、平成28(2016)年度には社会活動やボランティア活動に優れた業績を残した個人及び学生団体を表彰する「社会活動奨励賞」も設けた。また、食物栄養学科には「全国栄養士養成施設協会会長表彰」、「日本フードスペシャリスト協会会長表彰」、「食品科学教育協議会成績優秀会長表彰」がある。

【資料 2-4-17】 【資料 2-4-18】

【表】

【表 2-4-1】短大部スカラシップ・学費減免制度採用者人数

【表 2-4-2】日本学生支援機構奨学金受給者の経年変化

【表 2-4-3】サークル・同好会一覧

【表 2-4-4】 サークル・同好会数の経年変化

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 静岡英和学院大学短期大学部学生委員会規程

【資料 2-4-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会規程

【資料 2-4-3】 エコウォーク資料

【資料 2-4-4】 エコ大作戦

【資料 2-4-5】 合理的配慮に関する申請書

【資料 2-4-6】 学生記録簿

【資料 2-4-7】 健康診断問診票

【資料 2-4-8】 学生修学サポートセンター設置要綱

【資料 2-4-9】 学生相談（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）

【資料 2-4-10】 学内 AED 配置図（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）

【資料 2-4-11】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金規程

【資料 2-4-12】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免規程

【資料 2-4-13】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免実施要領

【資料 2-4-14】 『2024 年度学生募集要項』【資料 F-4】に同じ

【資料 2-4-15】 学生食堂の週間献立表

【資料 2-4-16】 通学について（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）

【資料 2-4-17】 静岡英和学院大学短期大学部賞（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）

【資料 2-4-18】 静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部社会活動奨励賞規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和3(2021)年6月に公布された改正障害者差別解消法が3年後の令和6(2024)年6月までに施行され、障害学生に対する合理的配慮について法的義務を負うことを受け、本学では令和4(2022)年度は対象者に対して「合理的配慮の提供に関する申請書」を提出させて個別に対応を進めてきた。また本学における障害学生支援に関するガイドライン(基本方針)の作成と学内組織の構築を行った。さらに、令和5(2023)年度は、専門部署として『学生修学サポートセンター』を設置し、センターを中心とした包括的な支援体制を構築して障害者はもちろん、すべての学生に優しい大学を目指す。

また、不登校経験者、発達障害傾向の学生等の理解、支援方法等を全教職員が学ぶ場として教職員研修会を活用していく。特に学務部職員は外部研修会にも積極的に参加することで相談業務能力を高めるとともに、大学としての支援ガイドラインの策定を進めていく。

大学独自の奨学金については、奨学生の枠を拡充し経済困窮学生の枠を設けたとはいえ、十分なものとは言い難いが、奨学金の原資が大学後援会の寄付金であるため学生数が増えないと増額は困難な状況である。なお、経済的に困窮している学生に対しては、迅速に情報を把握できるように、学外も含めた奨学金の情報をポータルサイト、掲示板、電話連絡

によって漏れなく周知していく。

中途退学につながる理由は経済的な理由、身体および精神疾患、就学意欲の減退、他大学への転学等多岐にわたっているが、学生委員会では中長期計画に示された数値目標の達成に向け、入学前から入学後の各期の面談等の情報共有のシステム化について引き続き対応していく。

その他として、学生からの要望が多い通学バスの増便は、引き続きバス会社とも交渉は続けていく。また、乗車マナー指導を行うことにより空席をなくしできる限り多くの学生が乗車できるように指導週間を設けている。運行遅延の一因となっている狭隘な道路ルートの変更についても申し入れをバス会社に行っている。

なお、留学生に対しては、留学生センターを設置し、非常勤の担当職員を置き、ボランティア学生とともに学生生活や教務面まで含めた支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

短期大学部の校地は、4 年制学部大学とともに、池田山キャンパスにある。景勝地日本平に至る丘陵地にあり、富士山と駿河湾という海山の間に位置する。近隣には、東名高速道路沿いに、北に静岡県公立大学法人静岡県立大学、南に国立大学法人静岡大学を控えている。JR 東静岡駅からバスで約 10 分の、豊かな自然に恵まれた地にある。

【表 2-5-1】 大学・短期大学部の校舎・校地面積

	収容定員 (人)	校 舎		校 地	
		基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)
静岡英和学院大学	860	5,157	16,901	8,600	27,810
静岡英和学院大学 短期大学部	360	3,650		3,600	

校舎等の施設は、短期大学設置基準第 27 条（校地）、第 27 条の 2（運動場）、第 28 条（校舎等）、第 30 条（校地の面積）、第 31 条（校舎の面積）、第 29 条（図書等の資料及び図書館）の規定に基づいて設置され、校地及び校舎の基準面積を十分満たしている。

【表 2-5-1】

1) 屋外運動場

多目的運動場 (3,922 m²) を設置し、テニスコート (3 面)、フットサルコート (2 面) の兼用としている。施設は管理者 (財務課所管) の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。また、地域との交流を目指し、本学の授業等に差支えない範囲で開放もしている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 (2020) 年度より、学生及び外部への貸し出しについては制限をかけていたが、令和 3 (2021) 年度 3 月よりサークルへの貸し出しを再開した。また、外部に対しては、令和 5 (2023) 年度より開放予定である。

【資料 2-5-1】

2) 屋内運動施設

キャンパス内に体育館 (1,160.7 m²) を設置している。施設は管理者 (学部事務室所管) の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。教職員については学生生活動の妨げにならない範囲で貸し出しを認めているが、外部に対しては特別な申請がない限り、原則として貸し出しは行っていない。

【資料 2-5-2】

3) 校舎

キャンパス内に本館、北館、西館、南館、東館及び新館の各建物があり、講義室、演習室、実験実習室、研究室、コミュニケーションスペース、事務室、食堂等を設置している。校舎は新館と新館以外に分かれており、新館以外の建物は連結している。またラウンジを新館と新館以外にそれぞれ設置している。

耐震性については、昭和 56 (1981) 年の新耐震基準に基づく耐震診断を実施し、その診断結果に基づいて昭和 62 (1987) 年に本館・北館・南館の耐震補強工事を実施したことで、キャンパス内の建物全ての耐震性が確保された。

コミュニケーションスペースとしては、ラウンジ、食堂等 600 席を設置し、また、北館 2 階ホールにはパソコン 7 台とプリンタ 1 台を設置して学生が自由に使用している。

日常的な教室使用管理は学部事務室、その他の建物施設の管理は財務課が行っている。

建築基準法により義務付けられた特殊建築物定期調査は報告を 2 年ごとに行っており、維持管理に努めている。

防災設備・非常放送設備は年 2 回、専門業者による点検を行い、「消防法」等法令に基づいた維持・運用・管理を行っている。

時間外、休日は防犯のため全館警備システムを導入しており、教職員はセキュリティカードで入館することとしている。また、平日業務時間内は警備会社に巡回警備を委託している。

電気設備については、中部電気保安協会による 2 ヶ月ごとの巡回点検、年 1 回の定期点検を実施している。また、漏電監視装置により異常の早期発見に努めている。

下水道は、平成 12 (2000) 年に公共下水切替工事を行い、静岡市下水道本管に接続した。

学内美化については、清掃業務を専門業者へ委託し、清潔な教育・執務環境の維持に努めている。

ごみ処理は専用の倉庫に集積し、処理業者が一般廃棄物については週 2 回定期回収を、大型ごみや産業廃棄物等は適宜回収を依頼している。

学外者の施設利用について、学生の利便性を図れる内容のものについては有料で使用を認めている。なお、各種試験で本学から依頼したもの、公共性の高いものについては無料で使用を認めている。

【資料 2-5-3】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 図書館

静岡英和学院大学図書館は、「学生たちのための図書館」、すなわち学生の学修研究支援及び学生への教育支援をコンセプトに運営されている。学生たちの学びや活動の中心になるような、明るく居心地の良い空間及び学生ニーズに沿った基本図書、専門書が所蔵され、利用されている。年間利用実績は学内者延べ 36,387 人、学外者延べ 144 人である。

令和 3 (2021) 年度は、コロナ感染対策のための図書館活動の制限が一部緩和された。

年間利用実績は学内者延べ 31,760 人 (令和 2 (2020) 年度は 18,163 人) となった。学外者延べ 77 人だった。

図書館は地上 2 階、地下 1 階で、総面積は 1,702 m² である。総座席数は 186 席である。蔵書数 (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在) は、図書 114,664 冊、雑誌 292 タイトル、視聴覚資料 3,713 点であり、開館時間は平日 8 時 45 分から 17 時 55 分、土曜日 8 時 45 分から 12 時 50 分で、年間開館日数は 268 日である。通常の閲覧室のほか学生たちの学びや活動のために、様々な用途にも利用できる研究個室・グループ学習室・セミナー室等があり、卒業論文作成およびレポート作成、授業準備、自主ゼミナール等々で学生に活用されている。

館内には学生が利用できるパソコンが 4 台設置されている。また Free Wi-Fi と学内 LAN が導入されており、スマホやパソコンでのインターネットの利用ができるようになっている。

貸出数及び日数に関しては、図書は 15 冊まで 2 週間、雑誌は 3 冊まで 1 週間、視聴覚資料は 2 点まで 3 日間となっている。但し実習や卒業論文などでこれ以上の冊数が必要な場合、貸出制限を外すようにしている。

広報活動としては、ホームページに「図書館」コンテンツを設け、利用案内を掲載しており、学外者のための利用案内も掲載している。また学生に図書館を知ってもらい親しんでもらうため、「図書館通信」を随時発行し、新着資料・展示・トピックスなども紹介している。

外部との連携・協力では、「日本図書館協会」に加盟している。他に「静岡県図書館協会」、「静岡県大学図書館協議会」に加盟しており、県内図書館との連携・協力関係の下、情報交換や研修等を行っている。国立情報学研究所の NACSIS-CAT、NACSIS-ILL 及び国立国会図書館の図書館間貸出制度に加盟し、文献複写依頼や図書借受の要望に応じている。

学生に対するガイダンスとしては、入学時において入学者すべてを 20 人程度の小グループに分け、利用案内や図書館ツアーを行う「図書館オリエンテーション」を行っている。ゼミナール生へのガイダンスとしては、希望のあったゼミナールに対し、図書館利用法、

資料の探し方（OPAC：オンライン蔵書目録の使い方から卒論の資料探索まで）やデータベースの使い方などを説明している。

学生への学修サポートとしては、平成 24(2012)年度より大学での学修及び生活に役立つコーナーを設けている。学生生活全般・授業の受け方・レポート論文の書き方・パソコンの使い方等の図書を一括展示し、学生たちの授業や大学生活での悩みの解決用として活用されている。また指定図書コーナーや教員推薦本の展示を行い、学生と教員との連携を図っている。その他日経テレコンを導入し、そのデータベースを参照できるようにしている。

さらに卒業生にも在学中と同等のサービスが受けられるようにしている。これによって卒業生に対して職業人・社会人としての学修支援を助成するとともに、開かれた地域の図書館としての役割を積極的に果たせるよう努力している。令和 4(2022)年 11 月 10 日から令和 5(2023)年 1 月 21 日に展示会「静岡ゆかりの幼児絵本で見る時代展」を開催した。静岡福祉大学との共同開催で、本学図書館を会場として展示会を地域に公開した。

図書館ボランティアは、図書館を使って本に親しみたい学生や図書館という場を使用して他者と交流したい学生が活動を担いそれを支援している。令和 4(2022)年度の活動としては、学生による展示や図書・視聴覚資料のポップ作りの他、クリスマスや七夕など館内の飾りつけを行った。

【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】【資料 2-5-9】

2) ICT (情報通信技術) 施設とコンピュータ

コンピュータ等 ICT 設備の整備については、平成 25(2013)年以降更新していなかったコンピュータ教室のデスクトップパソコン 64 台を更新。OS については Windows7 から Windows11 となった。また、HDD から SSD となったことにより、操作性能が向上した。コンピュータ利用授業でノートPCを忘れた学生に対し貸し出す目的で、貸出用ノートPC5台(本館 2 台、新館 3 台)を用意している。さらにコンピュータ教室である西館 W205 教室のプリンタは、授業を行っていない時間帯は有料に切り替えて出力できる課金型として利便性を確保している。さらに、北館 2 階学生ホールに 7 台、図書館 1 階に 4 台のデスクトップパソコンを整備し、学生の自由利用に供している。また学生系の無線 LAN については新館と本館学生ホールは整備済みであるが、南館全館及び北館の一部教室は未だ未対応であるため、令和 5 (2023) 年度に整備予定である。

また、平成 28 (2016) 年度に、北館 5 階の LL 教室を英語学習ラウンジ「Nest」へ改修し、タブレット端末や大型スクリーンを整備した。英語学習ラウンジでは、授業を通してアクティブ・ラーニングの実践を行っている。

年度更新で施設整備を実施することで快適な学習環境の整備を図っている。

【資料 2-5-10】【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】【資料 2-5-13】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

キャンパス内の校地や校舎等における施設設備は、財務課が日常的に維持管理を担当している。消防設備、放送設備、エレベータ、昇降機、自動ドア等については、専門業者に保守点検を委託し、警備業務も外部委託により安全性の確保を図るとともに快適な環境の

保持に努めている。

バリアフリーについては、スロープや手すり、階段昇降機や昇降リフトを設置することにより南館と研究棟を除き各棟間の連絡の改善を図っている。また、新館には各階にユニバーサルトイレ（1か所はオストメイト対応）を、本館及び図書館にもユニバーサルトイレを設置し、どんな方でも安全かつ快適に利用できるよう配慮している。

緊急時の避難経路は、学生に配付している『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』に記載するとともに、毎年5月に新入生を対象にした地震防災避難訓練を行い、周知徹底を図っている。

火災発災時等の危機対応については、平成28(2016)年度に「自衛消防隊活動マニュアル」を策定した。毎年10月にはこの自衛消防隊活動マニュアルに基づき火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行い、キャンパス内の学生、教職員等の安全を図っている。

しかし、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4(2022)年度についても昨年度と同様に訓練を中止し、安否確認システムによる配信訓練と消防庁で作成されている火災避難訓練に係る動画を配信し、それをもって訓練の代替対応を行った。令和5(2023)年度については、通常どおり5月に地震防災避難訓練を行う予定である。

また、平成29(2017)年12月には、大規模地震災害を主に想定した「危機管理マニュアル」を策定し、学内関係者の安全確保を図っている。

施設・設備に対する学生の意見をくみ上げる仕組みについては、学生生活に対する要望と同様に、新館2階ロビーに設置されている学生提案箱への投書により意見をくみ上げるとともに、令和3(2021)年6月からは電子メール版の受付の開始を予定している。また困りごとシートでの相談内容の把握にも努めており、学生からの意見のさらなる汲み上げと改善に反映させている。

【資料 2-5-14】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、適切な指導と授業運営の観点から、あるいは法令の関係で、学生数の適切な管理を行っている。語学等の科目については、1クラスの人数を20～40名程度に設定している。また、食物栄養学科では栄養士法施行規則第9条第1項第10号により、1クラスの人数を40名に設定している。

【表】

【表 2-5-1】 大学・短期大学部の校舎・校地面積

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 多目的運動場の使用に関する内規

【資料 2-5-2】 体育館使用内規

【資料 2-5-3】 キャンパス案内

【資料 2-5-4】 図書館の利用について（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）

【資料 2-5-5】 ウェブサイト 図書館

<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/facilities/library/>

- 【資料 2-5-6】 図書館通信 第 54 号、第 55 号
- 【資料 2-5-7】 新入生ガイダンス資料（図書館利用案内）
- 【資料 2-5-8】 ゼミナール向け図書館利用ガイダンス資料
- 【資料 2-5-9】 展示会チラシ 新聞記事
- 【資料 2-5-10】 PC 教室整備の資料
- 【資料 2-5-11】 無線 LAN アクセスポイント MAP
- 【資料 2-5-12】 後援会整備の PC に関する資料
- 【資料 2-5-13】 英語学習ラウンジ「Nest」資料
- 【資料 2-5-14】 自衛消防隊活動マニュアル

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

バリアフリー化は南館と研究棟では進んでいないため、ユニバーサル対応の面からその対応の検討を進める。

令和 2 (2020) 年度には新型コロナウイルス感染症に伴うオンライン授業の増加に伴い、本館・北館・東館・研究棟・図書館の一部・新館のアクセスポイントの強化を行った。

また、食堂、楓ホール、コンビニラウンジについては学生サービスの一環として Wi-Fi 環境の整備を行った。整備自体は令和元 (2019) 年度の実施であったが、結果として新型コロナウイルスによるオンラインへの対応に功を奏した形となった。

学生個人所有の情報端末（ノート PC、タブレット、スマートフォン等）を授業内で利用する教員が年々増えている。また、学生への学内情報提供手段としてインターネット経由でのものが趨勢となってゆくことを考慮すると、学生が学内で自由に使える無線 LAN 環境の充実に向けての整備検討をしていく。

新館は平成 20 (2008) 年の新築時に当時の最新機器を無線 LAN 環境として整備したが、近年の目まぐるしい情報技術の進化や著作権保護の厳格化に伴い情報の機器の規格の変更により、それに対応できていないため、最新の PC や AV 機器が接続できず、使用できる環境となっていないことから段階的に AV 機器を更新している。

教室の機器の老朽化・陳腐化がみられることから、優先順位を勘案しながら更新をしているところである。

そこで令和 4 (2022) 年度には、南館の老朽化に伴う整備の一環として南館調理実習室の改修工事を実施。調理実習にある什器及びその内装を一新した。

大学改革の一環として、アクティブ・ラーニングの普及と自主的な学びのスペース確保という視点から、ラーニングコモンズやラーニングスペース、コミュニケーションスペースの設置について検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する意見・要望の把握するため、FD委員会が「学生による授業改善のためのアンケート」を実施している。アンケートは前期・後期の全科目に対して専任・非常勤教員問わず課している。アンケートには学生がどのような態度で授業に取り組んでいるか、教員の授業への取り組み態度や指導法について、学生の評価が盛り込まれている他、評価対象の授業についての回答カテゴリの人数や評価平均値、また全教科の平均値との比較もされている。さらに自由意見欄を設け学生からの具体的内意見、要望が書き込めるようにしている。集計・分析後、授業担当教員に結果がフィードバックされるので、各人でこれに対するコメントを作成し今後の授業改善に活かしている。また、アンケート結果等は、履修登録の際の参考資料として閲覧できるように図書館、学部事務室に配架している。

学生本人の学修行動に関してのアンケートや大学生活に関する卒業生アンケートなどを毎年、実施しており、学生の学修支援に関する意見の組み上げを行い、環境改善に反映させている。

【資料2-6-6】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では保健室と学生相談室を置き、健康面・精神面で不安を抱える学生の相談に対処している。両室での相談件数、相談内容等については集計の上、学長・副学長・学生課長が同席する会議で共有し、学生の現状把握に努めている。相談環境も含めた課題が大学トップに理解されやすい体制を取っている。相談希望者の増加に伴い予約が取りにくいとの学生意見に対して、学生相談室のカウンセラー担当日を1日増やすことになったことはその好例と言える。また、メンタルヘルスの充実を図るためにハラスメントの防止に関する規程を定め、相談員の一人として保健室職員が充てられている。

学生課では、学生の経済的支援を行うため奨学金に関する業務を担当しており、学内外の各種奨学金の周知、個別相談により学生の経済状況に応じた支援に務めている他、学費の分割・延納の相談にも対応している。また、福利厚生的一面では、学生食堂の業者選定に主たる利用者である学生の代表として学友会執行部が教職員（学生委員会のメンバー等）と共に業者プレゼンの段階から参画し、意見・要望を述べる機会が設けられている。

【資料2-6-4】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

新館2階に提案箱の設置および困りごとシートをメールや所定の用紙で投函することにより、学生からの意見を組み上げている。この投書は、内容別に学生課でとりまとめ、関係部署等に伝達して改善をすすめている。

また卒業時には、学生生活全般の満足度を計る「大学生生活に関する卒業生アンケート」を実施している。アンケートには学習環境や学校施設に関する学生からの意見・要望を自由記述する項目があり、そこには率直な意見が述べられている。満足度の改善を図るための重要事項として教職員で共有し、ホームページ上でも公表している。

また、施設・設備に係る意見を率直に聞ける良い機会となっており、この意見も参考にし、学内の施設・設備の優先度をつけ、学習環境の改善に反映させている。

自由記述以外の項目に対する学生の満足度については全般的に満足のものとなっている。

【資料 2-6-1】 【資料 2-6-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 提案箱についての資料

【資料 2-6-2】 「学生による授業改善のためのアンケート」資料 【資料 2-2-5】 に同じ

【資料 2-6-3】 大学生生活に関する卒業生アンケート

【資料 2-6-4】 保健室年報

【資料 2-6-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会規程

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学ではFD委員会、学生委員会等において、アンケート調査を実施し、学生の意見・要望を把握、汲み上げる体制を整えている。今後も調査結果を基に、各学科、部署との連携をより密にし、組織的な学修支援に取り組んでいくと共に、調査項目等の見直し等にも着手したい。また、外国人留学生が年々増加していることから、留学生センター、学生委員会が中心となって、安心して勉学、日常生活が送れるように母国語によるガイダンスの実施にも取り組んでいく。

年々心身に関する健康相談やハラスメント相談件数は増加傾向にあることから今後はハラスメントなどに対応した外部相談窓口を令和3(2021)年度に設置し、運用している。

【資料 2-6-2】 【資料 2-6-5】

【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、教育方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明示するとともに、本学ホームページ、入試要項等で周知がなされている。

なお、ホームページについては、2023年夏頃にリニューアルする予定で準備を進めている。

入学試験は、学科の特性に合わせた多様な入学区分を設定し多様な能力、個性をもった者を入学させるように努めている。現代コミュニケーション学科、食物栄養学科ともに入学定員、収容定員を満たせていないが、入学試験の検討・実施体制は適切な運営が行われている。

学生が大学で学ぶために必要な学修支援については、教職協働で行い、適切な学修環境を整備している。留学生センターでは、センター長の指導のもと、日本人学生ボランティアが学修支援者となり、外国人留学生に対する学修サポートを実施していることはその1

例である。

また、退学に至る恐れのある学生には、ゼミナール担当あるいはクラス担任の教員が面談等を行い、退学を未然に防いでいる。

社会的、職業的自立のためのキャリア形成については、キャリア科目と課外講座を連携し、学生個々のニーズに応じたキャリアガイダンスを展開している。また就職活動直前に業界勉強会と称して県内企業20社程度の参加を得てキャリア形成の機会を与えている。教育や講座等実施のために就職支援体制を充実させ、教職協働での取り組みを強化している。

学生生活の安定のための支援については、組織的な支援体制が構築されており、必要なサービスを提供している。留学生については留学生センターにて学修面、生活面その他の支援を実施している。障害学生に対する支援に関しては、学生修学サポートセンターが組織化され、合理的配慮をはじめとした支援に力を注いでいくことになっている。また、経済的な理由での学業継続困難学生に対しては、授業料等学費の分納・延納による柔軟な対応を行っている。

学修環境については適切に管理されているが、教室設備の老朽化や、オンライン授業への対応が課題となっている。学内のバリアフリー化は各棟各階へのアクセス改善が進んでいる。防災訓練は年2回（5月と10月）実施し、教育環境の安全性が適切に確保されている。

「学生による授業改善のためのアンケート」や卒業生への満足度調査、さらには、学修習慣を調査する学修行動基礎調査が実施されている。これらの実施を通して、学生の状況やニーズの把握に努め、教員相互の授業参観の実施も併せて、フィードバックを行っている。

以上により、「基準2. 学生」についての基準を満たしていると自己評価する。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、卒業認定・学位授与の方針を学科ごとに定めており、「大学ウェブサイト」から下記に全文を引用する。

1) 現代コミュニケーション学科

現代コミュニケーション学科では、課程に定める所定の単位を修得し、かつ次のような能力・資質を備えた学生に学位を授与します。

1. 社会、文化、自然についての知識・教養と、自らの専攻する学問分野の基本的、専門的な知識を修得している。（知識・理解）
2. 自らのキャリアを視野に入れ、専門分野の資格取得、検定合格を目指すことにより得られる技能・能力と、社会人として求められる実務能力であるコミュニケーション力、基礎的英語力、コンピュータ技能を修得している。（技能・能力）
3. 修得した知識、技能を総合的に活用することで、自ら課題を見つけ、その解決に向けての方法を提案することができる。（問題発見・解決力）
4. 他者の思いや考えを受け止め、理解するとともに、自らの思いや考えも的確に表現、発信し、円滑なコミュニケーションを取って協働することができる。（ジェネリックスキル）
5. 現代社会の市民として、多様な人々の存在、様々な文化、価値観の存在を理解し、建学の精神である愛と奉仕の実践に基づき、社会や他者のために主体的に行動し貢献できる。（市民性の涵養）
6. 自らの目標を絶えず持ち、その実現のための学修行動に主体的、自律的に取り組むことができる。（自律性・生涯学習力）

2) 食物栄養学科

食物栄養学科では、課程に定める所定の単位を修得し、かつ次のような能力・資質を備えた学生に学位を授与します。

1. 社会、文化、自然についての知識・教養と、栄養士として必要とされる基本的、専門的な知識を修得している。（知識・理解）
2. 栄養士として多様化する社会に健康・食育・調理の専門家として幅広く対応できる技術・能力を修得している。（技能・能力）
3. 修得した知識、技術を活かし、栄養士として人間のライフステージ毎に健康に係る諸問題について理解し、地域住民に対して適切な解決策を摸索・提案できる。（問題発見・解決力）
4. 他者の思いや考えを受け止め、理解するとともに、自らの思いや考えも的確に表現、発信し、円滑なコミュニケーションを取って協働することができる。（ジェネリックスキル）
5. 現代社会の市民として、多様な人々の存在、様々な文化、価値観の存在を理解し、建学の精神である愛と奉仕の実践に基づき、社会や他者のために主体的に行動し貢献できる。（市民性の涵養）
6. 栄養士としての目標を絶えず持ち、その実現のための学修行動に主体的、自律的に取り組むことができる。（自律性・生涯学習力）

卒業に関しては、学位授与方針に基づいて、静岡英和学院大学短期大学部学則第 37 条に学長は、本学に 2 年以上在学し、別表に定める卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定すると定めている。

卒業判定は、学位授与方針に基づき、当年度の成績が決定した後、事前に学科会、教務委員会で確認を行い、3 月に開催される教授会（卒業判定教授会）で承認し、学長が決定している。

卒業に必要な単位数や資格については『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』『履修要項』に記載して説明を行うとともに、履修モデルを示して履修漏れがないように指導を行っている。これらは、教務委員、ゼミナール担任、クラス担任、学部事務室職員からも指導を重ねている。

【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定

各授業の単位数は、短期大学設置基準に準拠して1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業形態（講義、演習、実験、実習及び実技）ごとに単位数を決めている。

1単位の授業科目は、45時間の学修を前提としている。講義、演習、実験、実習及び実技など授業の方法により1単位あたりの授業時間が異なる。したがって、学生が家庭学修等、授業時間以外に学修しなくてはならない時間数も異なる。1コマ90分の授業は、2時間として計算する。1単位取得のために必要な授業時間数および授業外の学修時間は下表の通りである。

【表 3-1-1】1単位取得のために必要な授業時間数および授業外の学修時間

授業方法	授業時間数	授業外の学修時間
講義	15 時間	30 時間
演習	30 時間	15 時間
	別に定める科目は 15 時間	30 時間
実験・実習・実技	45 時間	0 時間
	別に定まる科目は 30 時間	15 時間

単位の認定については、履修科目における授業回数の70%以上出席し、授業科目ごとに行われる試験等に合格することが定められている。オリエンテーションや授業の初回に担当教員より説明を行っている。出欠の扱いについても入学時オリエンテーションや学務ガイダンス等で説明するほか、ゼミナール・クラス等で指導を行っている。

成績評価の方法については、GPA 制度を導入している。成績は S、A、B、C、F の5段階で評価し、C 以上を合格（単位認定）としている。S にグレードポイント（GP）4 点、A に3 点、B に2 点、C に1 点、F（不合格）に0 点を割り振り、それぞれの単位数を乗じ、合計ポイントを履修単位数の総和で除して出した平均点としている。

科目担当教員は、上記による単位認定要件に基づいて厳正な成績評価を行い、各学期末に成績報告を行っている。各授業科目のシラバスには授業内容の他に成績評価の際に考慮するファクターをパーセンテージで示し、評価基準の明確化、公平化を図っている。このように、定期試験の成績がそのまま成績評価とはならないことを明確にしている。

なお、成績評価に関して疑問がある場合や異議を申し立てたい場合は、成績が発表され

た日から1週間以内に「成績評価に関する不服申立書」を学部事務室に提出することになっている。問い合わせがあった場合は、該当科目担当者に文書で照会を実施し、科目担当者からの回答を当該学生に開示している。

2) 卒業要件及び卒業認定

教育目的を踏まえ、本学では卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』や大学ウェブサイト等で明示し、学生、その他に周知している。

【資料 3-1-6】 【資料 3-1-7】 【資料 3-1-8】 【資料 3-1-9】 【資料 3-1-10】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、学生の修得単位のほか、GPA を採用し学生の成績評価を数値化することにより、授業に対する学生の意識を高めるとともに、学期ごとの学修指導に役立てている。

成績ごとのポイントは、S にグレードポイント（GP）4点、Aに3点、Bに2点、Cに1点、F（不合格）に0点を割り振り、それぞれの単位数を乗じ、合計ポイントを履修単位数の総和で除して出した平均点としている。GPA のポイントは、学生が自ら学修状況を把握し、目標をもって勉学に取り組むための指針となる。GPA の活用方法としては、「GPA の利用」として、毎学期の GPA を参考に、学生一人ひとりに対して、現代コミュニケーション学科はゼミナール担当、食物栄養学科ではクラス担任からきめ細かな指導が行われ、場合によっては、保証人（保護者）との面談を行うことになっている。これらは、学生の学修への奮起を促す判断材料としている。『履修要項』に記載し、学生に周知している。

なお食物栄養学科では、1年次夏季休業中にクラス担任と学生、保証人（保護者）の三者面談を行い、栄養士資格取得にむけた指導や進路あるいは生活面でのアドバイスを行っている。また、学生の状況にあわせて必要と判断した場合、随時面談や三者面談を実施している。

また、卒業にあたり、現代コミュニケーション学科においては「静岡英和学院大学短期大学部賞」、食物栄養学科においては「静岡英和学院大学短期大学部賞」、「全国栄養士養成施設協会会長表彰」、「日本フードスペシャリスト協会表彰」、「食品科学教育協議会会長表彰」の受賞者選定に GPA を使用している。

【資料 3-1-11】 【資料 3-1-12】

【表】

【表 3-1-1】 1 単位取得のために必要な授業時間数および授業外の学修時間

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 ウェブサイト ディプロマ・ポリシー 【資料 F-13】 に同じ

【資料 3-1-2】 静岡英和学院大学短期大学部学則第 37 条 【資料 F-3】 に同じ

【資料 3-1-3】 卒業判定に関するマニュアル

【資料 3-1-4】 卒業の要件（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）

- 【資料 3-1-5】 卒業要件単位数（『履修要項』の該当頁）
現代コミュニケーション学科、食物栄養学科
- 【資料 3-1-6】 定期試験（『履修要項』の該当頁）
- 【資料 3-1-7】 オリエンテーション資料（履修ガイダンス関係）
- 【資料 3-1-8】 成績評価（『履修要項』の該当頁）
- 【資料 3-1-9】 ディプロマ・ポリシー（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）
- 【資料 3-1-10】 ディプロマ・ポリシー 大学 Web サイト
- 【資料 3-1-11】 GPA の利用（『履修要項』の該当頁）
- 【資料 3-1-12】 学内表彰（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、1 単位あたりの学修時間を確保するため、授業の実施時間について厳格に運用し、シラバスに沿った授業計画の完遂を目指している。シラバスを前提とした適正な成績評価、単位認定がなされるよう科目担当者に周知している。シラバスの「授業目的と到達目標」、「事前・事後の学修時間・学修内容」、「その他 学生へのメッセージ」を明記することで、小テストや課題提出などで履修学生の習熟状況を把握しながら授業外学修時間の確保を学生に促し、学修効果の向上を図っている。

学修効果を正確に把握するために、それぞれの授業科目で明示している評価方法及び評価基準に従って適正に評価するよう、全教員に周知している。しかし、全体的には、科目担当者によって、単位認定率及び GP (Grade Point) に違いが生じている現状もあり、今後は、単位認定のあり方や適正な評価基準・評価方法について、教務委員会において検討を重ねていく。また、学修内容を着実に身につけるために、遅刻・欠席について全教員が厳正に対処するよう進めていく。

卒業認定は、毎年度 3 月に開催される教授会で審議される。なお 9 月卒業の場合は、9 月に開催される教授会で審議される。卒業直前に卒業要件の不足が生じる事態に陥らないよう、2 年次学生に対する履修登録確認を前期・後期の開始時に、ゼミナール担当教員、クラス担任、教務委員、学部事務室職員が行っている。学位授与の方針には今後も留意していく。

GPA については、平成 21 (2009) 年度より導入し定着している。

平成 28 (2016) 年度後期に、「学務システム」（教務事務に関するコンピューターシステム）を更新し、ポータルサイトを使った履修登録を行っている。また、システムで集約された情報について教務委員会など各部署と連携し、適正な管理、有効活用に努めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では教育目的を学則第1条において「静岡英和学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする」として掲げている。この教育目的に基づき、本学では教育目標を学科毎に学則に定めている。

現代コミュニケーション学科では、学則第3条第2項において「人と人をつなぎ社会を発展させるコミュニケーションについての教育研究を目的とし、幅広く豊かなコミュニケーション能力と、社会において活躍し得る実務能力を養うための教育を実施する」ことを教育目標として掲げている。

食物栄養学科では、学則第3条第2項において「栄養と健康についての教育研究を目的とし、科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成する」ことを教育目標として掲げている。

本学では、教育目標に基づき、学則上の人材育成目的から3つのポリシーを定めており教育課程もこれに基づき編成されている。また、教育課程の編成においては科目の体系的性の検討や、科目が編成に沿った教育目標に到達できるような授業内容であるかを客観的にチェックすることが重要となる。その手段として、科目の体系的性を調べるために、編成内における科目の位置づけを示す「科目ナンバリング」を平成29(2017)年度から、その科目が適切に授業として計画されているかどうかを「第三者によるシラバスチェック」を平成29(2017)年度から導入している。

学生には『履修要項』や大学ウェブサイトなどの各種媒体を通じて周知し説明を行っている。

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を学科ごとに定めており、「大学ウェブサイト」から下記にその全文を引用する。

現代コミュニケーション学科

現代コミュニケーション学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる目標を達成するために、基礎教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連性、履修の順次性、難易度を表現する科目番号システム（全科目に番号を付ける）を用いてカリキュラムの構造をわかりやすく明示します。教育内容・教育方法、評価方法については、以下のように方針を定めます。

1. 教育内容・教育方法

(1) 初年次教育

多様な入学生が早期に大学への適応ができるよう、大学における基本的な学修基礎知識と社会に出てからのコミュニケーション力（日本語、英語、コンピュータ）を修得します。

学修基礎知識の修得には1年次前期必修のコミュニケーション演習（ゼミナール）において少人数での学びを通じて理解の定着を図ります。

(2) 基礎教育科目

- ①必修科目のキリスト教関連2科目を核とした人間の理解、自然と社会、言語表現力、情報処理、健康管理の5分野からなる短期大学部共通の教養教育科目を配置します。
- ②専門教育科目、キャリア科目の基礎となる科目ですが、それにとどまらず、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養を身につけることを目指します。

(3) 英語力

学生ごとの差が大きいため入学時に実力を測るためのプレースメント・テストを実施することで、各自の入学後の英語力を磨く指針とし後の科目履修に反映させます。

(4) 専門教育科目

体系性と履修の順次性を配慮して、基本科目、基幹科目、キャリア科目を配置します。

①基本科目

企業が学生に求める資質のトップは、コミュニケーション力とされていることから、本学科の名称ともなっているコミュニケーション力を磨くための基本科目、コミュニケーション3科目を極力1年次に履修するように指導します。

②基幹科目

学生各自の多様な学びに即した科目を配置し、学外演習、実技や作品制作、会話、発表を重視する内容を取り組むことで、学生の実践的な力を引き出せるようにします。

③キャリア科目

本学科の特徴である資格取得、検定合格も視野に入れたキャリア教育に関する科目を多数配置します。「イングリッシュ・コミュニケーション」、「ビジネスマネジメント」、「フード・ビジネス」、「観光・ブライダル」、「医療事務」、「ファッション・ビューティ」、「ライフ・デザイン」の7つのユニットを置き、この中から1つのユニットを選択して履修の核とします。また、興味のある他ユニットから科目選択して履修することもできます。

- ・社会の第一線で働くための基礎的実務能力の獲得をはかります。資格取得や検定合格をめざすことで学修目標を明確にし、継続して学ぶ習慣を身につけます。
- ・ユニット外にキャリアサポート科目として、フィールドワーク（インターンシップ、地域連携）を配置します。地域における実務体験を経ることにより地域の問題の理解、地域貢献の重要性を学びます。

2. 評価方法

(1) シラバスに各授業科目の評価方法を明示します。定期試験・レポートだけでなく、各授業時での学修態度や成果の提出を求めるなど、事前事後学修も含めた総合評価を行います。

(2) 学生の成長実感の把握を通して達成度が定量的に検証できる学修行動調査、組織内部での教育改善に繋がる授業評価アンケートを行います。

食物栄養学科

食物栄養学科では、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる目標を達成するために、基礎教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連性、履修の順次性、難易度を表現する科目番号システム(全科目に番号を付ける)を用いてカリキュラムの構造をわかりやすく明示します。

教育内容・教育方法、評価方法については、以下のように方針を定めます。

1. 教育内容・教育方法

(1) 初年次教育

生物や化学の基礎学力が不足している学生のために、導入教育として1年前期に「基礎科学Ⅰ・Ⅱ」「食物学基礎実験」を配置し、学修不安の解消を図ります。

(2) 基礎教育科目

- ①必修科目のキリスト教関連2科目を核とした人間の理解、自然と社会、言語表現力、情報処理、健康管理の5分野からなる短期大学部共通の教養教育科目を配置します。
- ②専門教育科目の基礎となる科目ですが、それにとどまらず、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養を身につけることを目指します。

(3) 専門教育科目

- ①体系的性と履修の順次性を配慮して、必修科目、選択科目、展開科目を配置します。
- ②栄養士養成校に関する法令に基づき、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の6つの系列について、基礎的理解からその応用と実践的な技術が修得できるように科目を配置します。
- ③他大学と単位互換協定を締結し、本学以外の科目を選択することで幅広い知識、技能を修得します。
- ④キャリア支援科目では、栄養士の業務内容を学ぶことで、職業観を涵養、適正を把握するとともに、社会の中で栄養士に求められるニーズや課題を自ら考えます。インターンシップ、学外実習で実務体験を積むことで将来のキャリアデザインを自ら考える姿勢も身につけます。
- ⑤学修効果の観点から履修者数は1クラス40名以内を基本として、講義、実験・実習を編成します。
- ⑥学生の目指す進路が広がるように「フードスペシャリスト受験資格」、「フードサイエンティスト認定資格」を取得するための科目を「専門教育科目」の中に配置します。

(4) クラス担任制度

学年の定員80名を2クラスに分け担任を配置します。担任は、クラス学生の出欠席、学修行動、単位修得状況について把握するとともに、学科内教員との情報共有により指導の充実を図ります。

2. 評価方法

- (1) シラバスに各授業科目の評価方法を明示します。定期試験だけでなく、各授業時での学修態度や成果の提出を求めるなど、事前事後学修も含めた総合評価を行います。
- (2) 学生の成長実感の把握を通して達成度が定量的に検証できる学修行動調査、組織内部での教育改善に繋がる授業評価アンケートを行います。

この教育課程編成及び実施の方針は、『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』や大学ウェブサイトにて明記され、学生、その他に周知されている。

【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の教育課程における科目区分は、短期大学部両学科共通である「基礎教育科目」と現代コミュニケーション学科、食物栄養学科ともに「専門教育科目」からなっている。

基礎教育科目

本学の学生として身につけるべき教養を学ぶための科目群により編成されている。それぞれの科目群から、必要単位数を取得しなければならない。

現代コミュニケーション学科、食物栄養学科とも「人間の理解」、「自然と社会」、「言語表現力」、「情報処理」、「健康管理」、から必修科目 4 単位、選択科目 12 単位以上、合計 16 単位以上を修得する。なお、「人間の理解」科目群の「キリスト教学入門」「キリスト教と現代」は必修科目として設定している。

①人間の理解に関する科目

本学の「建学の精神」にかかわる事項と、キリスト教精神に基づくものの考え方や見方を学ぶことを目的としている科目として、「キリスト教学入門」、「キリスト教と現代」を、価値観が多様化するなかで「本質」を見極めるために必要な知識を身につけ、さらに知性を深めることを目的としている科目として、「文学と人間」、「音楽と文化」、「海外文化研究」、「心理学入門」、「失敗の心理学」「ホスピタリティ論」を開講している。

②自然と社会に関する科目

自然と社会の分野において、社会で求められる一般的な知識や教養を学ぶことを目的とし「静岡の経済」、「生活科学入門」、「データの見方」、「サイエンスコミュニケーション」、「産業・組織心理学」、「富士山学」を開講している。

③言語表現力

学生の能力に応じた言語学修を行い、社会において求められる言語運用能力の習得を目的としている。現代コミュニケーション学科では「Everyday English I」、「Everyday English II」、「外国の言語と文化（中国語）I」、「外国の言語と文化（中国語）II」、「外国の言語と文化（ハンブル）I」、「外国の言語と文化（ハンブル）II」を開講し、食物栄養学科では、これらの科目に加え、「日本語表現力」を開講している。

④情報処理科目

現代の情報化社会に対応できる能力を養うことを目的としている。具体的には現代コミュニケーション学科では、「コンピュータ基本演習」を前期、後期の半期開講、食物栄養学科では、「コンピュータ基本演習」を1年次に通年開講している。

⑤健康管理に関する科目

健康や体力の維持・増進をはかるとともに、身体や健康について正しい知識を学ぶことを目的としている。現代コミュニケーション学科では、「ヨガⅠ」、「ヨガⅡ」、「エアロビクスⅠ」、「エアロビクスⅡ」、「グループエクササイズ理論」、「健康余暇論」、「健康行動学」を開講し、食物栄養学科では、これらの科目に加え、「日本茶アドバイザー」、「チーズ検定」を開講している。

そのほか他学科開放科目、静岡英和学院大学との単位互換科目、静岡大学農学部との単位互換科目は、基礎教育科目の選択科目の単位となる。他学科、他大学で開講されている科目のため、専門が異なる学生同士で討論し、より深い学びを行うことを目的としている。

現代コミュニケーション学科の専門教育科目

現代コミュニケーション学科の専門教育科目として、「基本科目」、「基幹科目」、「キャリア科目」を配置している。

「基本科目」、「基幹科目」では、周囲と共同して創造力を発揮するためのコミュニケーション能力を育てる実践的な学びを行う。具体的には、「基本科目」の3つの科目から4単位以上の修得と「基幹科目」である「日本語とコミュニケーション」、「外国語」、「コンピュータ」、「社会生活」、「就業力」、「演習」のカテゴリーに属する科目から22単位以上を修得する。なお、「基礎英語」、「キャリアプランニング演習」、「コミュニケーション演習」、「プレゼンテーション演習」、「総合演習Ⅰ」、「総合演習Ⅱ」は必修科目である。これらの学びにより、日本語、英語などの言語やコンピュータ運用能力を高め、心理的側面からは、より自己と他者を理解する能力を養い、さらに地域で生活する力を磨き、就職に対応する能力を向上させることで、あらゆる場面で必要とされるコミュニケーション能力を養成する。そのため、科目の多くにディスカッション形式の授業を取り入れている。授業では、他者の意見を聞き、自らの意見を述べる能力を身につけ、必修科目のゼミナールでは、短期大学における知的探求の方法を理解することをはじめ、ゼミナール内での共同作業やディスカッションを通じて、人間関係のありかたやコミュニケーションについて学ぶ。

「キャリア科目」は、「イングリッシュ・コミュニケーション」、「ビジネスマネジメント」、「フード・ビジネス」、「観光・ブライダル」、「医療事務」、「ファッション・ビューティ」、「ライフ・デザイン」で構成されており、これらの7つのユニットでは、資格に繋がる専門的実務教育を行う。履修はユニット群から1つを選択のうえ、当該ユニットの全科目の履修を原則としており、選択科目20単位以上を修得する。各ユニットは、各種資格試験取得支援を念頭において科目設置されている。具体的には、「漢字検定」、「日本語検定」、「TOEICテスト」、「秘書検定」、「日商PC検定」、「簿記検定」、「旅行業務取扱管理者」、「医療事務管理士技能検定」、「メンタルヘルス・マネジメント検定」、「色彩検定」などの各ユニットに連なる35の資格支援科目が設置されている。それによって、社会の第一線で働くための基礎的実務能力を学ぶ。

食物栄養学科の専門教育科目

食物栄養学科の「専門教育科目」として、「必修科目」、「選択科目」、「展開科目」を配置

している。

食物栄養学科では、「専門教育科目」の「必修科目」と「選択科目」は、栄養士養成の6領域（「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」）から構成されており、基礎から専門的な内容に至るまで体系的な学修ができるようにカリキュラムを編成している。また、「展開科目」では、食に関する幅広い知識および技能を習得できるように、履修モデルとして、フードスペシャリスト受験資格あるいはフードサイエンティスト認定資格を取得するための科目が設置されている。

栄養士の資格を取得するためには、「基礎教育科目」から16単位、「専門教育科目」の必修科目と選択科目から54単位の合計70単位を修得しなくてはならない。

「栄養士関連科目」では、大学での基本的な学びの姿勢・方法を修得するための体験学修やグループワーキングを通して栄養士として実践力を養うことを目的とした科目の配置を行っている。

栄養士資格とフードスペシャリスト認定試験の受験資格を取得する場合は、「基礎教育科目」から16単位、「専門教育科目」から67単位の合計83単位を修得しなくてはならない。

栄養士資格とフードサイエンティストの認定資格を取得する場合は、「基礎教育科目」から16単位、「専門教育科目」から64単位の合計80単位を修得しなくてはならない。

【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】
【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学はカリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を学科ごとに体系的に編成している。

学生が履修登録した科目に責任を持ち、自主的、意欲的に取り組み、学んだ知識や技術をより深くかつ確実なものとするため、履修登録単位数に上限を設けるCAP制度を導入し、年間の履修登録単位数に上限を設けている。なお、前期に不合格となった科目の単位数を、後期の履修に持ち越すことはできない。

現代コミュニケーション学科は、1年次38単位まで 2年次44単位までとしている（ただし、GPAが3.5以上の場合、年間4単位まで超過単位を認める）。集中講義科目に関しては、CAP制度を適用していない。

食物栄養学科は平成29(2017)年度よりCAP制度を導入し、1年次46単位まで、2年次38単位までとしている。実験、実習、演習科目、集中講義科目にはCAP制度を適用していない。

履修登録単位数の上限については、『履修要項』に記載してオリエンテーションで説明するほか、学期ごとの履修登録時にも、教務委員を通じて指導している。

幅広い学修を志したいと思う学生は、他学科の開放科目を履修して卒業単位（基礎教育科目の選択科目）に含めることができる。ただし、履修人数制限のある科目は、当該学科の学生を優先する。

本学と静岡英和学院大学は、大学間の交流と協力を推進し大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対して多様な学修機会を提供することを目的として平成21(2009)年度より単位互換制度を、短期大学部学則第17条「他の短期大学又は大学におけ

る授業科目の履修等」に基づき実施している。これにより、静岡英和学院大学の授業科目は8単位を超えない範囲で履修することができ、卒業単位に含めることができる。

授業改善のための取り組みを実施する組織として、「FD 委員会」を設置し、授業改善の工夫や学修時間増加の取り組みを行っている。

また、大学全体、学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなど、本学の教育課程の根本的な編成に関して検討・見直しを包括的に行うために、学長、副学長、人間社会学部学部長、短期大学部部長、人間社会学部及び短期大学部の学科長、宗教主任、事務部長、企画部長、学務部長で構成する「IR 委員会」を設置している。

平成 18(2006)年度から教職員研修会を実施し、大学全体の意識の向上をはかっている。

【資料 3-2-15】 【資料 3-2-16】 【資料 3-2-17】 【資料 3-2-18】 【資料 3-2-19】

【表 3-2-1】 4大との単位互換科目一覧

学部共通	人間社会学科	コミュニティ福祉学科
英語リスニング&スピーキング I	心理学研究法	教育原理
英語リスニング&スピーキング II	心理学統計法 I	幼児教育課程総論
英語ボキャブラリービルディング	心理学実験 I	ソーシャルワーク論 I
フランス語 I	発達心理学	ソーシャルワーク論 II
フランス語 II	教育・学校心理学	ソーシャルワーク論 III
ドイツ語 I	学習・言語心理学	ソーシャルワーク論 IV
ドイツ語 II	心理学特殊講義	高齢者福祉論
スポーツ実技 I	ミクロ経済学	介護概論
スポーツ実技 II	マクロ経済学	障害者福祉論
地域創造フィールドワーク	マーケティング論	社会保障論 I
心理学基礎 (心理学概論)	簿記原理	社会保障論 II
人間社会総論	民法	公的扶助論
社会学基礎	商法	社会理論と社会システム
経済学基礎	ビジネスと法	福祉サービスの組織と経営
社会福祉総論 I	観光学	医療福祉論
社会福祉総論 II	文化観光論	社会調査法
地域福祉論 I	社会調査法	児童家庭福祉
地域福祉論 II	アンケート調査法	保育内容総論
	観光地域フィールドワーク論	社会的養護
	地域社会学	教育・学校心理学
	イギリス文化論	発達心理学
	Communicative English I	教師論
	Communicative English II	教育社会学
	国際ビジネスコミュニケーション	教育の方法及び技術
	国際観光コミュニケーション	幼児教育の方法と技術
		音楽療法入門

	日本伝統文化論 日本近代文化論 演劇論	海外福祉現地研究 ICTと福祉 障害者スポーツ
--	---------------------------	-------------------------------

3-2-④ 教養教育の実施

本学における教養教育は「基礎教育科目」において実施されている。基礎教育科目は、学科共通であり、「人間の理解」「自然と社会」「言語表現力」「情報処理」「健康管理」の5分野からなっている。人間の理解にはキリスト教関連科目である、「キリスト教入門」「キリスト教と現代」置き、2科目とも必修科目としている。基礎教育科目は、専門教育科目の基礎となる科目ではあるが、それにとどまらず、心身ともに豊かな人間性を養うための幅広い教養を学生が身につくことを目的としている。

また、教務委員会は、教育内容を充実させるために学科と連携し、検証を行い、必要に応じて見直しを行っている。

【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-20】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育効果を高め、学生の自主性と一人ひとりの能力に応じた教育を保証することにより、学生自らが学修及び研究の目的を確立できるように次の対応を行っている。

授業計画（シラバス）の提示

学生が予め、より具体的な授業内容の把握ができるように、全科目について「授業の目的と到達目標」、「授業の内容」、「授業の計画」、「評価方法・基準」、「事前・事後の学習時間・学習内容について」、「課題・試験のフィードバック方法」、「主たる授業形態」、「オフィスアワー」「アクティブラーニング型授業」などの情報をポータルサイトから提供している。

それらの情報は大学ウェブサイトでも公開しており、学生は学内外を問わず閲覧が可能となっている。

教室外体験学修プログラムの実施

本学では、正課における実習科目に、理論の学びに加え実践現場を体験することで、より学びを深めることを目的に教室外体験学修プログラムを取り入れている。

現代コミュニケーション学科では、「フィールドワークⅠ～Ⅲ（インターンシップ）」においてホテルアンビア松風閣、稲取赤尾ホテル、THE KURETAKESO 等で指定された期間、研修を行う。また、「フィールドワークⅣ～Ⅴ（地域連携）」において、地元企業や自治体が地元と連携した行事等に参加して研修を行う。

食物栄養学科では「インターンシップ」により体験型学修を一般公募している企業・団体等で一定期間研修を行っていたが、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため実施できなかった。また、「特別研修（テーブルマナー）」では、静岡の老舗料亭「浮月楼」にて和食、市内ホテルにて洋食の研修を行い、食事マナーや料理、おもてなしの研修を行っている。さらに、「食品加工学フィールド演習」では、静岡大学の学生も交え、工場見学

や園場見学を行い、多様な視点からディスカッションを行っている。ただし、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

静岡大学農学部との単位互換制度

平成25(2013)年度から単位互換協定に基づき、国立大学法人静岡大学農学部の科目を6単位まで履修することが可能になった。これらの単位は、卒業単位(基礎教育科目の選択科目)に含めることができる。お互いの大学にない施設や設備を利用し、他大学の教員の指導のもとに他大学の分野の異なる学生と共に行う学修は、学生のより深い学びに繋がっている。

教育方法の改善を進めるための組織体制及び開発

授業改善のための取り組みを実施する組織として、「FD委員会」を設置し、授業改善の工夫や学修時間増加の取り組みを行っている。

FD活動として、「学生による授業改善のためのアンケート」、教員相互の授業参観や、教職員研修会を実施している。

「学生による授業改善のためのアンケート」は、前期、後期の年2回、専任、兼任(非常勤)の全教員、全授業担当科目を対象に実施される。

授業担当者はアンケート結果を読み、自己点検・評価を行い、反省と改善策を書いてFD委員会に回答している。今後は委員会として改善策の確認、改善への進捗状況等を把握していく体制を整えていく。

教員相互の授業参観は、いつでも参観可能とするが、特に強化期間を設けて、参観者は授業についてのコメントを作成、授業担当者にフィードバックを行っている。「学生による授業改善のためのアンケート」と同様に委員会として改善策の確認、改善への進捗状況等を把握していく体制を整えていく。

毎年夏季休暇中に教職員研修会を実施し、FD等の課題を取り上げている。平成30(2018)年度は「障害のある学生の理解と支援～差別解消法を踏まえて～」と題した講演会で増加傾向のあるこれらの学生への基本知識を学んだ。令和元(2019)年度は「発達障害の学生への理解と具体的な対応について」と題して研修を行った。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響でオンライン授業、オンライン会議を実施してきた中で、教職員に反省等のアンケートをとり、工夫した点、苦勞した点を紹介し、オンライン授業等を実施する際の参考にするための研修会を、オンライン(動画配信)により実施した。令和3(2021)年度は、ハラスメントの防止に関してオンラインによる研修会を行った。

また、学長主導により本学の教育の質的転換を図るため、学長裁量費として予算措置を行い、学内の教育改革への取り組みを教育改革推進事業として公募し、優れた取り組みを選定することで、学内教育改革の一層の推進を目指している。なお、対象となる取り組みは、課題解決型学習やフィールドワークなど、学生の主体的な学びを推し測る取り組みに限定している。

【資料3-2-19】【資料3-2-21】【資料3-2-22】【資料3-2-23】【資料3-2-24】【資料3-2-25】
【表】

【表3-2-1】4大との単位互換科目一覧

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-1】 静岡英和学院大学短期大学部学則 第 1 条、第 3 条 2 項
- 【資料 3-2-2】 科目ナンバリングについて (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-3】 「科目ナンバリング」 資料
- 【資料 3-2-4】 令和 5 (2023) 年度用講義内容 (シラバス) 第三者チェックのお願い
【資料 3-1-4】 に同じ
- 【資料 3-2-5】 カリキュラムポリシー 大学 Web サイト
- 【資料 3-2-6】 カリキュラムポリシー (『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』の該当頁)
- 【資料 3-2-7】 現代コミュニケーション学科 基礎教育科目 (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-8】 食物栄養学科 基礎教育科目 (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-9】 現代コミュニケーション学科 専門教育科目 (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-10】 食物栄養学科 専門教育科目 (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-11】 フードスペシャリストの受験資格と履修科目について (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-12】 フードサイエンティスト認定資格取得と履修科目について (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-13】 各種履修モデルにおける要件単位数 (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-14】 現代コミュニケーション学科資格支援科目一覧 (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-15】 CAP 制度 (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-16】 オリエンテーション資料
- 【資料 3-2-17】 静岡英和学院大学 学則第 17 条
- 【資料 3-2-18】 人間社会学部の科目の履修 (『履修要項』の該当頁)
- 【資料 3-2-19】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会規程
【資料 2-6-6】 に同じ
- 【資料 3-2-20】 静岡英和学院大学短期大学部教務委員会規程
- 【資料 3-2-21】 2023 年度用 シラバス (講義内容) 作成のお願い
- 【資料 3-2-22】 「学生による授業改善のためのアンケート」資料 【資料 2-2-5】 に同じ
- 【資料 3-2-23】 授業参観関係資料
- 【資料 3-2-24】 令和 3 (2021) 年度教職員研修会資料
- 【資料 3-2-25】 令和 4 (2022) 年度教職員研修会資料

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) は明確であるが、実際に受入れた学生が本学の方針をどの程度理解し同意しているか、また実践しているかについて、入学後のアンケートなどを通して明らかにしていく。

学士課程の質的保証の観点及び本学の教育の特色を明確にしてそれを推進していくために、学生が主体的な学びを実現できることを主眼に置いたカリキュラム策定、および履修登録した科目に責任を持ち、自主的、意欲的な学修に取り組み、学んだ知識や技能をより深くかつ確実なものとするため、CAP 制度を徹底する。また、以下の事項について改善・向上を図っていく。

1) 学修成果の測定の充実

教育方法の充実を図るためには、学生の学修成果に表れていることを確認できる評価体制が重要である。そのために現代コミュニケーション学科では、さまざまな資格を取得することを奨励しており、学修成果の可視化という観点から、2年間でどのような資格を取得したかについて学生に報告させている。食物栄養学科では2年次の12月に栄養士資格取得希望者に全国栄養士養成施設協会主催の「栄養士実力認定試験」を実施している。2年間の学びの到達度を客観的に評価することにより、学びの定着度を学生も教員も把握することが可能である。3段階の判定結果を、更に向上させるための試験対策を強化していく。更なる教育方法の充実を図るため、評価法ツールなどに関する学内研修会の実施や試行を行っていく。

2) 科目ナンバリングの見直し

中央教育審議会（平成24(2012)年8月）の答申における「教育課程の体系が容易に理解できよう科目間の関連や科目内容の難易を表現する番号を付ける(ナンバリング)など、教育課程の構造を分かりやすく明示する工夫が必要である」との提言を受け、科目ナンバリングを平成29(2017)年度より導入した。これにより科目の全科目における位置の明示、全学的な科目の構造化も可能となった。今後、コード配分規則と科目の対応については年度ごとに見直しを行い、より明確なものとなるよう改良していく。在学生に周知し体系的に履修に活用できるよう、また教員もそれに基づく履修指導が実施できるよう、改善・向上を図っていく。

3) シラバス第三者チェックの充実

「2019履修要項・講義内容」の作成においてシラバスの第三者チェックを導入した。しかし、点検を実施する教員の観点にばらつきがあり、内容が必ずしも統一された書きぶりにはなっていない。学生にとってさらに理解しやすい内容にしておくため、教務委員会で検討を行い、共通した基準を明示できるよう改善・向上を図っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

『シラバス』による点検

それぞれの授業科目において学生がどの程度の達成水準に位置するかは、講義担当者によりシラバスに明記されている。学生は科目に沿って設定された「評価の方法・基準」に沿って、また予め設定された評定基準により、成績評価を受ける。

授業アンケートによる点検

「学生による授業改善のためのアンケート」を、前期・後期の全科目について実施している。内容は、学生がどのような態度で授業に取り組んでいるか、教員の授業への取り組み態度や指導法についての学生の評価が盛り込まれている。評価対象の授業についての回答カテゴリの人数や評価平均値、また全教科の平均値との比較もされている。さらに自由記述欄を設けており、学生からの書き込みも併せて授業担当教員にフィードバックされる。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン授業も行っていたため、アンケートは Web で実施した。令和 4(2022)年度についても Web で実施している。

「学修行動基礎調査」による点検

平成 28 (2016) 年度に学生一人ひとりの学修行動について継続的に追跡することを目的に「学修行動基礎調査」を始めた。当初は 1 年生のみの実施であったが、平成 29 (2017) 年度からは全学年を対象に実施している。集計結果は、学科ごとに集計し、教職員が閲覧できるように本学のホームページに掲載している。

資格・検定の取得状況による点検

それぞれの学科では、教育内容と関連がある資格・検定の取得を推奨しており、この資格取得状況をもって、関連科目の教育内容についての学生の理解度をチェックすることもできる。

現代コミュニケーション学科の教育目的は、「幅広く豊かなコミュニケーション能力と社会において活躍し得る実務能力を養うこと」としている。この目的を達成するために学科のキャリア科目には「イングリッシュ・コミュニケーション」、「ビジネスマネジメント」、「フード・ビジネス」、「観光・ブライダル」、「医療事務」、「ファッション・ビューティ」、「ライフ・デザイン」の 7 つのユニットが置かれ、各種資格取得支援を念頭においた科目設置がされている。学生は自らの進路選択に寄与するものとして積極的に取り組んでいる。具体的には、医療事務管理士技能検定、調剤事務、色彩検定、日本メイクアップ技術検定 3 級、秘書検定他があり合格者が一定数出ている。

食物栄養学科の教育目的は、「科学的な思考力や実践力をもって社会に貢献できる食の専門家を育成すること」としており、毎年、卒業生のほとんどが栄養士資格を取得し、栄養士として多数就職している。また、意欲的な学生は栄養士資格に加え、フードスペシャリスト受験資格、フードサイエンティスト資格のいずれか、または両方を取得している。

科目ナンバリング、カリキュラムマップの導入

本学では、内部質保証を担保するため、科目ナンバリング、カリキュラムマップを導入し、『履修要項』に掲載している。これは教務委員会において点検し、毎年度更新している。

科目ナンバリングは、教育課程の体系が理解しやすくなるよう、番号をつけるもので番号を見ればその科目の分野、授業のタイプ等わかるようになっている。

カリキュラムマップは各授業が学科のディプロマ・ポリシーのどの科目と連動し、受講することで、どのような力を伸ばすことができるか示している。これは、授業ごとのシラバスにもディプロマ・ポリシーとの関連性を示し、学生に周知している。

【資料 3-3-1】 【資料 3-3-2】 【資料 3-3-3】 【資料 3-3-4】 【資料 3-3-5】 【資料 3-3-6】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 「学生による授業改善のためのアンケート」によるフィードバック

「学生による授業改善のためのアンケート」を前期・後期の全科目について、専任・非常勤を問わず実施しており、集計されたアンケート結果に対して、授業担当者はコメントや改善に向けての所見をまとめるようになっている。アンケートの確認や所見のまとめの作業を通して、授業担当者は授業の運営方法などの改善のための材料として活用し、次期の授業に反映させるための参考としている。また、学生もこれらの結果は図書館、学部事務室で閲覧が可能である。

2) 「学修行動基礎調査」によるフィードバック

学修行動基礎調査では、特定の授業における活動だけでなく、全体的な学修行動を調査している。調査結果を学科別に分析することで、その結果を踏まえて学科の特徴を明らかにしている。また、学籍番号を記入させているため個人を追跡して状況把握することも可能である。集計結果は、教職員が閲覧できるように本学のホームページに掲載しており、教育改善に活用できるようになっている。

3) 教員相互の授業参観のフィードバック

教員相互の授業参観を、前期・後期の全科目、専任・非常勤を問わず実施している。それらの公開授業に対して、教員が授業参観を行い、授業についてのコメントを作成し授業担当者にフィードバックを行っている。授業担当者は他の教員からのフィードバック情報を通して、授業の運営方法などの改善材料として活用し、参考としている。

【資料 3-3-2】 【資料 3-3-3】 【資料 3-3-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 2023 年度用シラバス（講義内容）作成のお願い 【資料 3-2-21】 に同じ

【資料 3-3-2】 「学生による授業改善のためのアンケート」資料 【資料 2-2-5】 に同じ

【資料 3-3-3】 学修行動基礎調査資料

【資料 3-3-4】 ユニット（『履修要項』の該当頁）

【資料 3-3-5】 コース選択について（『履修要項』の該当頁）

【資料 3-3-6】 科目ナンバリングについて（『履修要項』の該当頁） 【資料 3-2-2】 に同じ

【資料 3-3-7】 授業参観資料

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学生生活に関する卒業生アンケートを、令和3(2021)年度より、社会に出て3年目の卒業生を対象に、大学・短大での学び及びキャリアサポートが、卒業後どのように役立っているのかを把握し、今後の教育改善に反映していくことを目的として、実施している。就職委員会で分析し、教授会に報告している。アンケート結果については、就職委員会だけでなく、学科、関係する委員会で検討し、教育改善に努めていく。

また、「学修行動基礎調査」については、IR委員会を中心として、教務委員会、FD委員会、学生委員会、各学科などと連携を計りながら、分析をし、質問項目の追加、変更、及び実施時期の検討を行っていく。また、各種の調査、アンケートの重複、補完関係についても調査し、学修状況を的確に把握できるよう改善していく。さらにその結果の活用について検討し、ここから得られた成果と課題をエビデンスに基づき検証していく。

授業アンケートや教員相互の授業参観など教育内容・方法及び学修指導法の改善に向けた種々の結果に関して、客観的な視点から教員個々の意識改革や自主的な改善を促すことについて、さらに教員の理解を深めていく。また、指導や助言に関する組織的な体制の構築や運用についても検討していく。

[基準3の自己評価]

本学では、教育目標や教育上の目的を明確に定め、これを実現するための方策として、3つのポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーを身につけた者に対して、学位授与を行っている。そのため、単位認定及び卒業認定基準を学生に明示し、厳正に対処している。

また短大部では資格取得課程を充実させている。そのため、それを効率よく取得するカリキュラム編成が大きな意味を持ち、複数の資格取得を希望する学生の単位取得が叶うような教育課程の体系的な編成を行い、現代コミュニケーション学科では7つのユニットにより、仕事に直結した知識やスキルを実践的に学ぶことにより、即戦力となる人材を育成している。

食物栄養学科では栄養士とのダブルライセンス（フードスペシャリスト・フードサイエンティスト）により、「栄養士」資格にこれらの資格をプラスし、より広い視野をもって「食」の分野で活躍することを目指している。

以上により、「基準3.教育課程」についての基準を満たしていると自己評価する。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップ

の確立・発揮

本学では、学校教育法第92条第3項の規定に従い、学則第4条の2で「学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。また、寄附行為施行細則第15条第1号で、学長の職務を「それぞれの学校全般を統轄し、教育、運営上の責任を負う。」と規定している。大学の統轄・運営に当たる学長の権限と責任は明確に示されている。

また、学長を補佐する職として副学長が置かれて、その職務は学則第4条の3第1項に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定されており、学長がリーダーシップを発揮するための補助役を担っている。

大学の意思決定については、平成22(2010)年度より、学内に学長、副学長、教学特別参与、学部長、短期大学部部长、各学科長、宗教主任、事務部長、企画部長、学務部長を委員とした経営会議を置き、中長期的な展望、学内の様々な重要事項、課題を協議し、学長の方針を示してきた。その後、教授会、評議会で審議する手順で学長を中心にした意思決定がなされている。

さらに、教授会規則第4条第1項第3号により、学長の最終決定権を担保するため、学長が決定するにあたり教授会の意見を聞くことが必要な事項について明確に定めている。

また、教授会に意見を聞くことを必要とする教育研究に関する重要事項については、学長があらかじめ定め、その内容を経営会議で示した後、教授会に周知している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、学則第8条の規定により評議会を、同第9条の規定に基づき教授会を置いている。

評議会は、大学の管理運営に関する重要事項を審議するための機関である。この評議会は、学長、副学長、学部長、短期大学部部长、学科長、各学科から選出された者1人、宗教主任、事務部長が構成員となり、事務部門の部課室長が陪席し、大学全体の意見が反映された審議が行われている。同一キャンパス内にある静岡英和学院大学と連絡連携を図る場にもなっているため、両大学に関わるものの他、短期大学部あるいは大学だけに係る案件の審議も行われる。どちらか一方の大学に係る案件の場合には、他校の構成員は外部委員としての立場で審議に参加している。評議会は、原則、奇数月に1回開催している。

教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって組織され、教授会規則第4条の規定により学長に意見を述べ、また、教育研究に関する事項について審議を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学院は静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程より、部署の所管業務、事務分掌及び職務の権限を明確にし、法人全体として一体化した事務組織体制を取り、適切な人員の確保と配置を行っている。

事務組織は、事務部、企画部、学務部及び法人事務局長に直属する出納室から構成されている。大学の運営は、主として学務部により担われ、入試、学生支援、教務、キャリア支援、図書館事務を担当している。

企画部は、大学の経営及び外部との連携、広報を担当するとともに、法人の企画部門

でもある。事務部は法人及び大学の総務及び財務を担当している。

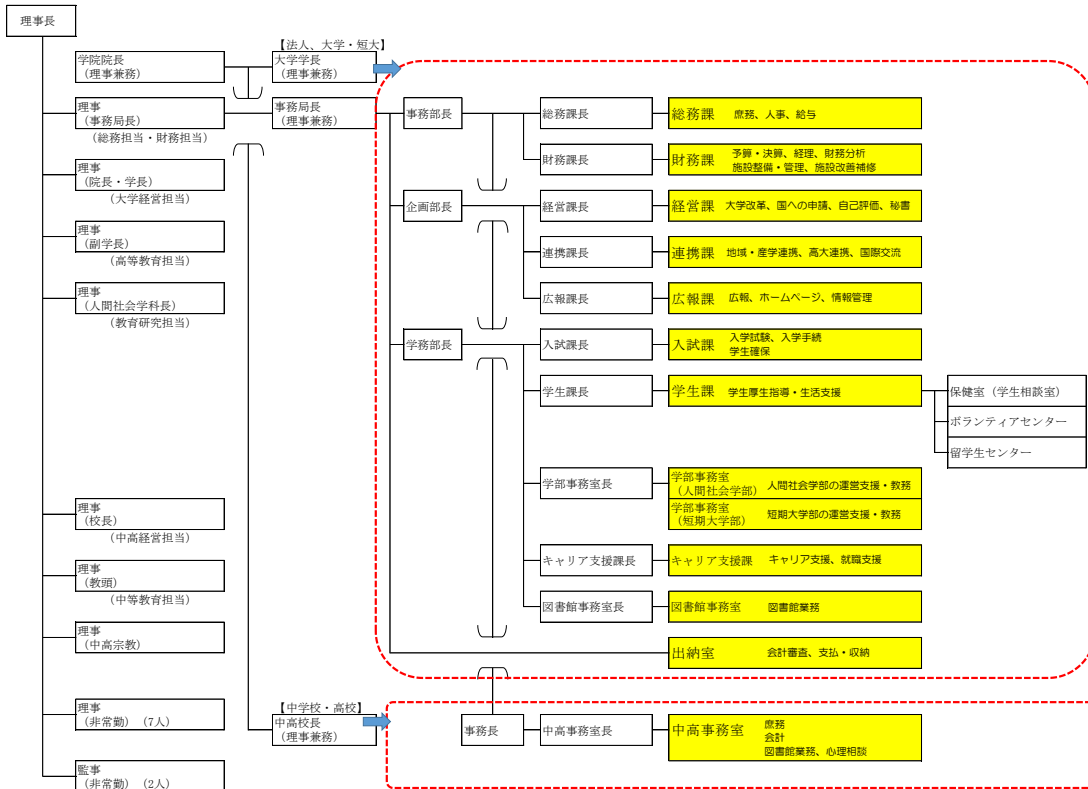
各課室は、大学の教授会その他の会議、各種委員会の庶務を担当するほか、事務職員が、経営会議、評議会、学生委員会、教務委員会、就職委員会及び入試・広報委員会では正式な委員として参画することで、教職協働を実践しており、機能的な教学マネジメントが実現している。

【表4-1-1】事務組織と所管委員会等

部 名	課・室名	主な所管業務	主な所管委員会等
事務部	総 務 課	総務に関する業務	評議会
	財 務 課	予算・決算、経理及び管財に関する業務	財務委員会
企画部	経 営 課	学長等の秘書業務及び法人・大学の将来構想・評価等の企画に関する業務	経営会議
	連 携 課	大学の地域・産学連携、国際交流、公開講座等に関する業務	公開講座委員会
	広 報 課	法人・大学の広報に関する業務	—
学務部	入 試 課	学生募集及び入試業務	入試・広報委員会
	学 生 課	学生に関する業務	学生委員会
	学部事務室	教務及び学部に関する業務	教授会 教務委員会
	キャリア支援課	学生の就職に関する業務	就職委員会
	図書館事務室	図書館に関する業務	図書委員会
事務局	出 納 室	出納に関する業務	—

【図4-1-1】法人組織図（事務組織体制）

静岡英和学院大学短期大学部



【資料 4-1-1】 【資料 4-1-2】 【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】 【資料 4-1-5】

【表】

【表4-1-1】 事務組織と所管委員会等

【図】

【図4-1-1】 法人組織図（事務組織体制）

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】 静岡英和学院大学短期大学部学則 【資料F-3】 に同じ

【資料4-1-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則
【資料1-2-19】 に同じ

【資料4-1-3】 静岡英和学院大学短期大学部教授会規則

【資料4-1-4】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則
【資料1-2-2】 に同じ

【資料4-1-5】 静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学のように規模の小さな大学においては、各委員会での役割は重要であるが、教職員が一人何役も委員として担うことになり負担が大きい。主要な委員会については、事務職員が委員となり、あるいは事務を所管するなどの対応をしている。開催方法においては

積極的にオンラインを活用する等、委員の負担軽減を検討していく。

大学運営においては、学長のリーダーシップのもと、機動的でかつ効率的な意思決定プロセスを構築できるように組織を常に点検をしながら、権限と責任が明確な大学運営を行っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和5（2023）年度における本学の学科別教員数は、設置基準上の必要な教員数・教授数は配置しており、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員が確保されている。

本学の専任教員組織は、教授、准教授、講師及び助手によって構成され、教員の任用及び昇任については、「静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する規程」、「静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程」、「静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規」、「静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準」「静岡英和学院大学及び静岡英和学院短期大学部教員の任用に関する申し合わせ」により定めており、適正に運用されている。非常勤講師の任用についても、静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準に規定されており、専任教員の「専任講師の資格」に準ずる者としている。

令和5（2023）年度の専任教員の年齢別構成は、50歳～59歳が全体の56.2%であり、中核を形成している。この年代層を中心に上下の年代層に数名の教員がいる。専任教員の採用に際しては、職位、専門分野、業績の観点に加え、年齢についても一考して人事選考を行っている。教授、准教授、専任講師の全体的バランスは適正である。

なお、文部科学省による令和2（2020）年度「学校教員統計調査」では、わが国の短大における女性教員の割合は53.6%であるが、本学（短大）の女性教員比率は56.0%であり、平均的な水準であった。引き続き令和5（2023）年度の本学の女性教員比率は56.0%を維持しており「学校基本調査」（令和4（2022）年度）における、わが国の短大の女性教員比率と比べ同程度である。

【表4-2-1】 本学の職階別男女教員比率

静岡英和学院大学短期大学部

(単位：人 2023年5月1日現在)

	静岡英和学院大学						静岡英和学院大学短期大学部						総計		
	人間社会学科		コミュニティ福祉学科		大学合計		現代コミュニケーション学科		食物栄養学科		短大部合計		男	女	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
教授	6	4	4	5	10	9	3	2	1	1	4	3	14	12	26
					52.6%	47.4%					57.1%	42.9%	53.8%	46.2%	
准教授	3		1	1	4	1	1	1			2	1	6	2	8
					80%	20%					66.7%	33.3%	75%	25%	
講師	3	3		1	3	4	1			3	1	3	4	7	11
					42.9%	57.1%					25%	75%	36.4%	63.6%	
助手 教務職員			1		1	0				2	0	2	1	2	3
					100%	0%					0%	100%	33.3%	66.7%	
教員計	12	7	6	7	18	14	5	3	2	6	7	9	25	23	48
比率	63.2%	36.8%	46.2%	53.8%	56%	44%	62.5%	37.5%	25%	75%	44%	56%	52.1%	47.9%	

<教員任用（採用）手続>

各学科で専任教員の不足が生じる事態になった場合、学科長は学科会において専攻の分野及び職位等の条件を協議して部長に報告、部長は教員任用に関する特別委員会（学長・副学長・部長・各学科長及び企画部長で構成）の開催を学長に要請する。学長は、必要があると認めるときは同委員会を開催し、学科長からの「教員採用計画」（採用計画・採用の必要性・現職担当科目）に基づき、全学的観点から採用計画の適否を審議する。

採用計画の承認が得られた場合は常任理事会において審議、決定がなされる。この後、教授会、人事委員会での議を経て、人事委員会は選考委員会（当該学科2人と他学科1人で構成）を発足させ、公募により広く人材を求める。

公募期間満了後、選考委員会は選考に入り、最終候補者を2～3人に絞り込み、任用に関する特別委員会に諮った後、面接にて採用予定者を決定する。人事委員会、教授会での承認後、常任理事会で審議し理事長が採用を決定する。

<教員昇任手続>

部長は、毎年度9月末締め切りで提出されている各教員の履歴書・教育研究業績書を閲覧して昇任候補者の要件を満たす者がある場合には、副学長・各学科長とともに「静岡英和学院大学教員任用基準における『教育研究上の能力の判断基準』に関する申し合わせ」、「静岡英和学院大学教員の昇任選考に関する申し合わせ」を精査した上で、教員任用に関する特別委員会（学長・副学長・部長・各学科長及び企画部長で構成）の開催を学長に要請する。同委員会で昇任の要件を満たす者であることの承認が得られた場合は、常任理事会で昇任審査を進めることについて承認を得る。この後、教授会、人事委員会での議を経て、人事委員会は選考委員会（当該学科2人と他学科1人で構成）を発足させ、詳細な審査、選考を進める。

選考委員会は、審査結果報告書を学長に提出、人事委員会、教授会での承認後、常任理事会で審議し、承認をもって昇任を決定する。

【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】【資料4-2-5】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

静岡英和学院大学との合同組織としてFD委員会を設置し、組織的に教育・研究内容及び教育方法の改善、向上を推進できるような体制を整えている。FD委員会は、短期大学及び大学の各教務部長（教務委員会の長）、各学科から推薦された専任教員、その他、学長が必要と認めた者から構成される。なお、各学科から推薦される専任教員は、ほとんどの場合、教務委員会の委員である。

これまで本学が継続して取り組んできたFD活動としては、「学生による授業改善のためのアンケート」、教員相互の授業参観、教職員研修会が挙げられる。

「学生による授業改善のためのアンケート」は、前期、後期の年2回、専任、兼任（非常勤）の全教員、全授業担当科目を対象に実施される。授業担当者はアンケート結果を読み、自己点検・評価を行い、反省と改善策を書いてFD委員会に回答している。なお、学生にはアンケート結果（各授業科目、科目群、学科、全体で集計）をファイルにまとめ、学部事務室及び図書館カウンターに配架し公開している。

教員相互の授業参観は、いつでも可能としているが、参観意識を高めるために強化期間を設けてもいる。参観者は授業についてのコメントを作成、授業担当者にフィードバックを行っている。

毎年度、夏季休暇中の9月に教職員研修会を実施し、FD等の課題を取り上げている。

また研修会の内容については、事前に経営会議で研修内容の協議を行い、早急に取り組むべき課題を学長主導で決定している。

令和元(2019)年度は「発達障害の学生への理解と具体的な対応について」と題して研修を行った。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響でオンライン授業、オンライン会議を実施してきた中で、教職員に反省等のアンケートをとり、工夫した点、苦勞した点を紹介し、オンライン授業等を実施する際の参考にするための研修会を、オンライン（動画配信）により実施した。令和3(2021)年度は、「職場におけるハラスメント事例の概要について」と題してオンデマンド方式で実施した。令和4(2022)年度は、「LGBTQハラスメントに対する職場の理解や認識の向上と対応について」と題して外部講師を招き対面で実施した。

また3月に実施される教職員研修会では、例年建学の精神について学ぶ機会として講師を招き研鑽を深める機会としている。令和4(2022)年度は、「キリスト教の信仰と、カルト宗教」と題して実施した。

【資料4-2-6】

【表】

【表4-2-1】本学の職階別男女教員比率

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程

- 【資料 4-2-2】 静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程
- 【資料 4-2-3】 静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規
- 【資料 4-2-4】 静岡英和学院大学短期大学部任用基準
- 【資料 4-2-5】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する申し合わせ
- 【資料 4-2-6】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会規程
【資料 2-6-6】 に同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は地方の大学として地域に根づいた高等教育機関であり続ける。現在も、地域の自治体等、産官学との連携事業に携わって社会貢献している教員も多い。各教員の活動を客観的に評価することはむずかしいが、地域連携、社会貢献を奨励する制度を考えていく。

FD 活動として実施している「学生による授業改善のためのアンケート」、「教員相互の授業参観」については、今後も委員会として改善策による授業改善の進捗状況までを一つのサイクルとして把握することとしていく。

教職員研修会については、教育の質の向上に繋がる具体的な研修内容を検討し、引き続き継続していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院では、職員の資質、能力向上が組織力向上の重要な事項として捉え、研修会等への積極的な取り組み、支援を行っている。具体的には、毎年度、当初予算に研修費を計上し、職員の自己啓発のために研修会参加費や資料購入などの費用に充てている。

SD 研修に関しては、平成 29(2017)年 4 月 1 日に施行された SD に関する大学設置基準の一部を改正する省令改正により、「大学は当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとする」とあり、ここでいう職員には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれるが、本学の教職員研修会は省令施行前から事務職員のみならず、教員も参加して行っている。

また、県内の高等教育機関で構成される、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおいても年 2 回の SD 研修会を実施しており、その都度テーマに関わりの深い関係部署の職員が参加している。この研修を企画する SD 研修企画委員としても本学の職員が参画している。なお、平成 28(2016)年 4 月には「SD の全学的実施方針及び計画」を策定し、この方針に基づいて令和 4(2022)年度には以下の研修を実施した。

なお、コロナ禍であったことからオンラインを活用している。

・第1回教職員研修会

令和4(2022)年9月14日(対面で実施)

内容:「LGBTQ ハラスメントに対する職場の理解や認識の向上と対応について」

「*本学院の経営・財務分析について」

*本学院の財務課が現在の経営状況を教職員が理解しやすいように、グラフ、表を用いて説明を行った。

・第2回教職員研修会

令和5(2023)年3月14日(対面で実施)

内容:「キリスト教の信仰と、カルト宗教」

コロナ禍のため外部研修の機会は限られたが、静岡県地域・大学コンソーシアムによるSD研修会(9/28 2/13)には複数の職員が参加した。

【資料4-3-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】SDの全学的実施方針及び計画

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

社会の動きが激しく、大学観の変更を求められるような現在、教学改革を進める上で、職員と教員による協働は欠かすことができない。コロナ禍に直面し高度な知識や対応力を有する事務職員の配置が不可欠であることが一層実感されたこととともに、多様な学生に対して一定の学修成果を上げるためには、事務職員であっても教育の視点からの支援や対応が求められる。

そのためにも、次世代を担うリーダーの育成は必要であり、研修・指導を含め組織的な取り組みを強化していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

1. 個人研究室

専任教員には、研究室が整備され、冷暖房も完備されている。学内は教員系のLAN経由

でネット接続も可能である。また、各部屋とも机、椅子、書架、電話機、水道等が標準装備されている。

2. 印刷室

研究室が配置されている研究棟に設置しており、随時使用できる。

施設の維持管理に関しては、定期点検に加え掃除業者による保全、さらには必要に応じて職員が点検・補修等を行い、教員の研究活動を適切に支援している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、本学で学術研究を行うすべての者に対して、研究倫理に関する以下の規程を設け、運用している。

(規程)

「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部研究倫理規定」

本学では、個人を対象とし、行動・環境・心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究を遂行するうえで求められる研究者の行動・態度の倫理的基準及び研究計画の審査に関する事項を定めている。

(運用・管理)

・研究倫理委員会の開催

上記の規程を厳正に運用、管理するために、必要に応じて委員会を開催している。令和 4 (2022) 年度は 3 回開催している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費に関する規程(「研究費取扱要領」)が整備され、適切に運用されている。

これは、教育目的を達成するために必要な額を「学校法人静岡英和学院寄付行為」および「静岡英和学院経理規程」により決定される予算に基づき、適切に配分している。

予算編成は、前年度に学部において教員から必要な物品、図書等についての要望を取り纏める。これを基に、学長、理事長の協議を経て予算案を作成し、法人本部を經由し理事会に諮り、決定している。直接学生の教育に関わる研究機器、備品、消耗品については、大学の機器備品として大学が購入し、研究室及び教室等に配置している。

外部資金獲得のため公募された補助金は学内のポータルサイトやメーリングリストによるメールに留まらず、関連する分野の教員に直接メールあるいは対話とし、公募内容の紹介を行っている。

特に課題解決型の助成金などにおいて、本学は教員数が少ないため、各教員の専門分野を把握していることから、関連する教員に直接申請依頼を行い、申請の件数を伸ばすよう努めている。

【資料 4-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部研究倫理規程

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、受託研究の推進体制については、更なる向上を図る必要がある。今後は受託研究の推進を図ることができるよう、獲得方策について検討を進めて行く。

さらに、本学における教員の研究活動につき、外部資金の獲得を推進し、科研費の申請率や採択率の向上を図る方策として、今後は、科研費の申請予定者等に対して具体的なアドバイスをする体制を整備すること等を検討していく。

[基準4の自己評価]

大学の運営については、学長がリーダーシップを発揮するよう規程が整備されており、学長が主催する「経営会議」「評議会」においては、大学の基本的な経営方針や重要事項について審議され、学長の意思決定を補佐する役割を担っている。教員の意見については、学科会・教授会を通じて、学長に具申される体制となっている。

教職員組織については、教育目標、教育課程に則した採用、昇任が規程に基づき行われ、適切な人材の確保と配置により体制整備が行なわれている。また、教員は各委員会に所属し、事務職員は静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程により役割分担が明確となり、機能的な対応ができるようになっている。

以上により、「基準4 教員・職員」についての基準を満たしていると自己評価する。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学院の経営は寄附行為を遵守し、その目的達成のため、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令などに基づき制定した諸規程に則って事業を実施している。

教育機関としての社会的使命と目的を「学校法人静岡英和学院寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。」と明確に定めている。

なお、同第5条に基づき監事を置き、理事の職務遂行についてチェックを行うとともに、「静岡英和学院常任理事行動規範」、「静岡英和学院職員倫理規程」を定めて、常任理事及び教職員が誠実な業務執行を行うための規範としている。

理事及び評議員には学外から専門的な知識、経験を有する複数の学識経験者も選定し、学内外の役員から構成することで学院経営の規律と誠実さを担保している。

理事長は、建学の精神のもと、学院の経営方針を提示し、執行することで、学院の発展に寄与し、学長は大学及び短期大学部の運営の責任者として、その権限と責任において教授会等の意見を聴いて、大学運営の判断を行っている。

院長は、学院全体の教学の責任者として、設置する各学校の全体の教育教務を総理し、建学の精神の推進を担っている。

また教職員の職務遂行にあたっては、「静岡英和学院就業規則」において服務規律を定め、「静岡英和学院の個人情報の保護に関する規程」や「静岡英和学院公益通報に関する規程」「学校法人静岡英和学院中長期計画」等を定め、適切な法人運営・学校運営を行っている。

なお、本法人又は本学のホームページに「寄附行為」「学校法人静岡英和学院中長期計画」のほか、私立学校法や学校教育法施行規則等で規定されている公表事項について掲載し、公共性を有する教育研究機関として、規律ある姿勢と誠実性を内外に公表している。

また、2023年夏頃には本法人および大学・短期大学のホームページをリニューアルする予定で準備を進めている。

【資料5-1-1】 【資料5-1-2】 【資料5-1-3】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、建学の精神である「愛と奉仕の実践」に基づき教育活動を行っている。

「キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」(学則第1条)

この使命・目的の実現のために、令和3(2021)年3月29日に策定した学校法人静岡英和学院中長期計画において、令和3(2021)年度からの5年間(第3)を計画期間とする経営方針を示し、これを学院及び各学校における会議体を通じて教職員に周知している。中長期計画では、大学のビジョンとして「教学マネジメント」の確立を掲げた。今後、高等教育機関が発展充実を遂げていくためには、組織としての自律性を確立し、絶え間ない評価と改革・改善を行っていくことが必要であるからである。なお、本学では中央教育審議会大学分科会による「教学マネジメント指針」(令和2(2020)年1月)において具体的に挙げられた次の5つの項目を踏まえている。

- I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化
- II 授業科目・教育課程の編成・実施
- III 学修成果・教育成果の把握・可視化
- IV 教学マネジメントを支える基盤
- V 情報公表

本学院としては、中長期計画において経常収支差額比率5%以上、積立率50%以上等の財務目標設定や、老朽化している施設設備の改修・建て替え計画の策定と財源確保を掲げている。予算編成においてもこの計画の実現を念頭に据えて進めており、進捗状況については、毎年度、事業報告書に中長期計画の項目に対しての実績を記載するとともに、その評価をアクションプランとして記載し、理事会・評議員会に報告を行っている。

また、理事長は重点事項を示した理事長方針を理事会及び評議員会で表明し、学院全体の教職員がこの方針を共有してその達成に取り組んでおり、改革の推進が図られている。

【資料5-1-4】 【資料5-1-5】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、節電、省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な施策としては、デマンド監視システムを導入して電力消費を常時監視し、電力消費を抑える対策を講じている、なお、夏季の節電対策としては、熱中症防止も勘案しながらの室温設定、軽装によるクールビズを毎年実行している。

人権については、「静岡英和学院個人情報保護に関する規程」、「静岡英和学院セクシュアルハラスメントの防止に関する規程」を設け、教職員一人ひとりに高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促してきたが、平成30(2018)年度に「静岡英和学院セクシュアルハラスメントの防止に関する規程」を「静岡英和学院ハラスメントの防止に関する規程」に改正することで、セクシュアルハラスメントに限らず、パワーハラスメント等にも対応できる体制とした。

防犯対策としては、午前7時から午後10時30分まで警備員を配置するとともに、24時間の機械警備を行っている。

安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程」を設けて、防火に努めるとともに、火災・地震発生時の対応のため、自衛消防隊を設置している。緊急時の避難経路は、学生に配付している『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』に記載するとともに、毎年5月に新入生を対象にした地震防災避難訓練、10月には火災避難訓練（訓練項目：消火訓練、避難訓練、救護訓練及び搬出訓練）を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症拡大により実際の訓練が行えず、オンラインにより避難経路図の配信、消防庁が作成した心肺蘇生の動画を視聴させることに留まった。なお、安否確認システムによる配信応答訓練は実施した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、消毒、検温、3密対策、オンライン授業等に対応できるように新型コロナウイルス対応に特化した予備費を予算計上し、必要な物品の購入等に充当した。

学生の健康管理については、保健室が急病・外傷などの応急処置をするとともに、健康相談を実施している。また、学生相談室には心理カウンセラー（臨床心理士）がおり、学生からのこころの悩みに対するカウンセリングを実施している。カウンセリングの受付は保健室が窓口となっている。

その他、社会情勢の変化により、様々な危機状況が生じているため、危機管理規程・危機管理マニュアルを設け、危機管理委員会（委員長：学長）による迅速な対応を可能としている。現下の新型コロナウイルス感染症の拡大への対応としては、同委員会が感染予防策、授業対応、経済的困窮者支援策について、基本方針、対策を審議、決定してきた。当年度は4回の会議を持った。

【資料 5-1-6】 【資料 5-1-7】 【資料 5-1-8】 【資料 5-1-9】 【資料 5-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人静岡英和学院寄附行為【資料 F-1】に同じ

【資料 5-1-2】 静岡英和学院常任理事行動規範【資料 1-2-1】に同じ

【資料 5-1-3】 静岡英和学院職員倫理規程

【資料 5-1-4】 学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）

【資料 1-1-7】に同じ

- 【資料 5-1-5】 学校法人静岡英和学院中長期計画事業報告書
- 【資料 5-1-6】 静岡英和学院個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-7】 静岡英和学院ハラスメント防止に関する規程
- 【資料 5-1-8】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程
- 【資料 5-1-9】 令和 4（2022）年度避難訓練計画書
- 【資料 5-1-10】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程
【資料 2-2-6】 に同じ

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学院は、役員・職員の誠実な職務執行を求める規程を置くとともに、学院の使命・目的を実現するための中長期計画を策定して経営上の数値目標等を定め、その実現に努めており、引き続き、誠実で規律ある経営を目指していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院の最終意思決定機関である「理事会」は 3 月、5 月に定期理事会として年 2 回開催するほか、必要に応じ臨時理事会を開催している。理事会は、本学院及び本学院が設置する学校の管理運営に関する基本方針、理事・監事、評議員及び理事長の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、寄附行為第 12 条に規定する重要事項の審議決定を行っている。

また、理事会の下に理事長、院長及び本学院の教職員である理事で構成する常任理事会を置き、日常の業務を迅速かつ円滑に執行している。理事長・院長以外の常任の理事は、それぞれの役割分担を定め、理事長を補佐して法人の業務を執行している。

監事は理事会、評議員会に出席して、理事の業務執行について適宜チェックをするとともに、会計・業務監査を行い、理事会に報告している。

寄附行為では、理事定数は 15 ないし 16 人と定めている。院長及び大学・短期大学部学長、中学・高校学校長を 2 人ないし 3 人、評議員である者の中から理事を 7 人、その他の理事を 6 人としている。また、理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任し、理事長の任期は 4 年としている。

令和 4(2022)年度は 4 回の理事会が開催され、意思表示回答書提出による場合も含めた「みなし出席率」は 98.3%（実出席率は 90.0%）であった。なお、理事会資料は事前に送付し、出席できない場合は意思表示回答書にて決議に加わることにしている。

過去 5 年間の理事の理事会への出席状況は概ね良好である。

このように、理事会、監事、評議員会によって学校法人のガバナンス体制が構築されている。

【資料 5-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】理事の理事会への出席状況

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く環境は大変厳しいものがある。このような状況の中で、法人の意思決定は的確かつ迅速に行う必要がある。各理事が学校運営において適切な判断を行うことができるように常任理事会での決定事項・協議事項についても、積極的に外部理事に報告していく。

実出席率向上のため1年間の開催日程の早期決定及び事前通知による周知を行っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学院は、寄附行為の規定に基づき、理事会の下に常任理事会を設け、日常的な業務執行を行っている。常任理事会は、理事長、院長、教職員理事6人（大学・短大教職員3人、高校・中学教職員3人）及び事務局長の9人で構成されており、大学・短大学長及び高校・中学校長は必ずその構成員となっている。理事長は、常任理事会においても、その議長として、法人の運営を統括しており、理事長のリーダーシップが発揮されている。

この常任理事会は月1回開催され、理事会に提案する議案の審議、日常的な業務執行についての決定及び法人及び各学校の運営についての協議が行われており、法人及び各学校の長による円滑な意思決定が行われている。

また、常任理事会の前週に事務職員連絡会議を行い、常任理事会の審議事項の調整を行うとともに、法人及び各学校の運営について協議する場にもなっている。

大学の運営については、学長が学則に則り大学を統括し大学運営の権限と責任を負っている。学長は大学の経営会議で教学部門、事務部門の代表との協議や、教授会、評議会での審議を通じて出された意見等を調整しながら業務を遂行している。また、学長が責任をもって大学運営を行う際の補佐体制として、副学長、事務部長、企画部長、学務部長を置いている。このように大学の意思決定と業務執行のリーダーシップを果たして、大学における円滑な意思決定を行っている。

1 評議会

学長、副学長、人間社会学部長、短期大学部長、人間社会学部・短期大学部の各学科長、各学科から選出された者各1人、宗教主任、事務部長及び学長が特に必要と認めた者により構成され、学則等の重要な規程及び大学・短期大学部の双方に関連する規程の制定・改廃や学長選考における学長候補者の選出等の審議を行っている。評議会には事

務部門の部長・課室長が陪席し、必要な場合には説明を行うとともに、情報の共有を行っている。

【資料5-3-1】

2 経営会議

学長、副学長、教学特別参与、人間社会学部長、短期大学部長、人間社会学部・短期大学の各学科長、宗教主任、事務部長、企画部長及び学務部長により構成され、①学長が本学の経営、運営に関して必要と認める事項、②教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項、③その他、本学の経営、運営及び改善に関し必要な事項について審議し、大学各部門の意思疎通を図って、円滑な意思決定に資するものとなっている。経営会議には事務部門の課室長が陪席し、必要な場合には説明を行うとともに、情報の共有を行っている。

【資料5-3-2】

3 教授会

教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教により構成され、学長に対して意見を具申するとともに、大学の運営についての協議を行っている。大学の教学の具体的事項は各委員会が所管しており、その審議結果を大学で共有・審議し、学長への意見を具申するという、ボトム・アップの機能をも果たしている。

教授会は原則として月1回開催し、学務事務室職員が事務担当として陪席している。

【資料5-3-3】

4 各種委員会

学内における教育活動を円滑に行うため、表5-3-1のとおり学内に各種委員会を設置している。

(表5-3-1) 各種委員会

自己点検・評価委員会	I R 委員会
人事委員会	宗教委員会
学生委員会	国際交流委員会
教務委員会	情報システム委員会
入試・広報委員会	図書委員会
就職委員会	公開講座委員会
教職課程委員会	F D 委員会

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

1 法人及び大学の管理運営部門による相互チェックについて

大学から理事会・常任理事会への提出議案は、経営会議・教授会で審議され、必要に応じて、評議会で審議した上で、学長が常任理事会に提出する。理事会に提出する議案に

については、常任理事会で審議された上で、理事会への提出が決定される。

常任理事会に提出した議案は、学長が説明を行うが、人間社会学部長及び短期大学部長が常任理事会に陪席しており、詳細な説明は両部長からなされる。

両部長は理事会にも陪席しており、提出議案の詳細な説明は両部長からなされている。

両部長は、理事会及び常任理事会の審議状況を教授会において報告しており、法人部門の状況を教員に周知し、相互チェックができる体制となっている。

事務部門については、法人部門及び各学校部門を統一した事務体制となっており、理事会・評議員会の審議状況は各部長・課室長による連絡会議において周知されている。

2 監事

監事は、「学校法人静岡英和学院寄附行為」第7条の規定に基づき、理事、教職員又は評議員以外の者から理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。現在の監事2人は、いずれも学外の者であって、客観的な視点から法人の運営のチェックを行っている。

監事は、理事会・評議員会に出席しており、理事の職務遂行について適宜チェックを行っている。令和4（2022）年度はすべての開催回において2人が出席している。

毎年5月上旬に行う監事監査では、理事長、学長、副学長、校長、事務局長等から前年度の事業報告と中長期計画の進捗管理、決算についての報告を行い、同報告に対しての監事からの質問に答えるとともに、意見が出された点には改善を図ることとしている。

なお、監事監査に先立って、本学院が契約している公認会計士から会計監査状況及び決算内容（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録等）の説明と意見交換の機会を設け連携を図っている。監事は公認会計士からの報告等を基に財務部分に関する監査結果の判断に活用している。監事監査には例年必ず2人が出席されている。

監査の結果については、監事監査終了後の毎年5月末の定例理事会及び評議員会で監事から監査報告が行われている。

また、監事に対してその職務内容を適切に理解できるように、例年、文部科学省が主催する学校法人監事研修会に参加を依頼する他、監事の職務内容等を記載した「私学法改正で変わる監事監査の実務」を参考図書として配布し活用をお願いしている。

【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

3. 評議員会

評議員会は、静岡英和学院寄附行為第 21 条において「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められている。

また、同第 20 条において評議員会への諮問事項が規定されており、寄附行為の変更や予算等の重要事項について理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととされている。

理事会で議決された決算及び事業の実績については、監事の意見を付した上で評議員会に報告し、意見を求めている。

評議員の定数は 31 人ないし 33 人であり、評議員の評議員会への出席状況はその都度確認し、把握している。【資料 5-3-6】

4. 内部監査

内部監査については内部監査規程を設けている。同規程により内部監査委員として選任された教職員から内部監査委員会が構成され、業務、財務における監査を担当する。同委員会は理事長の下に置かれている。

ここでの監査内容で、令和 3（2020）年度から中長期計画の策定に係る進捗状況を監査対象となった。目標設定が明確でないものがある旨の改善指示書が出されたことを受けて、中長期計画における各年度の達成目標を設定することで一層の具体的計画が示された。

【資料 5-3-7】

【表】

【表5-3-1】 各種委員会

【エビデンス集・資料編】

【資料5-3-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則

【資料1-2-2】 に同じ

【資料5-3-2】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則

【資料 1-2-19】 に同じ

【資料 5-3-3】 静岡英和学院大学短期大学部教授会規則【資料 4-1-3】 に同じ

【資料5-3-4】 監査実施状況

【資料5-3-5】 監事の理事会への出席状況

【資料5-3-6】 評議員の評議員会への出席状況

【資料5-3-7】 静岡英和学院内部監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事会、常任理事会や経営会議等の各種会議を通じて法人と本学は意思疎通と連携が適切に行われており、さらに監事、評議員会によるチェック機能も有効に機能しているところではあるが、高等教育機関を取り巻く環境は厳しさを増しており、建学の精神に基づく本学の使命・目的を引続き実現していくため、一層の管理運営の円滑化とともに確実な情報共有を図ることで、監事、評議員会による適切なチェックに資するように努めていく。内部監査委員会と監事、公認会計士との連携も図っていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院では平成22(2010)年度～平成26(2014)年度にわたる5か年の『経営改善計画』を理事会で計画立案を行った。経営改善計画では以下の目標を掲げている。

- ①教育研究活動のキャッシュフローの黒字化、②帰属収支差額の均衡、③短期借入なしでの期末繰越支払資金5億円。また、この目標の他、人件費比率65%以内、人件費依存率100%以内の2つの人件費目標を柱として改善計画を実行してきた。

財務計画は着実に実行されつつあったが、平成24(2012)年度以降の入学者数は学校法人全体としての目標値を下回って推移し、財務状況に厳しさが残っていた。経営改善計画の計画期間終了後、新たな経営改善計画である「学校法人静岡英和学院中長期計画」を平成27(2015)年9月開催の理事会で策定した。この計画は、平成28(2016)年度～平成32(2020)年度を計画対象期間とし、以下の目標を定めている。①建学の精神「愛と奉仕の実践」の徹底、②教育体制・内容等の改革、③社会貢献の徹底、④健全な財務運営と適正な施設設備整備計画。この中で財務目標を次のように定めている。

1. 教育活動資金収支差額3億円以上の黒字化又は同収支差額比率15%以上
2. 施設設備改修用の内部留保額10億円（達成期限令和2(2020)年度）
※施設設備資金引当特定資産+減価償却引当特定資産
3. 人件費比率65%以内、人件費依存率100%以内
4. 事業活動収支差額比率5%以上（達成期限令和2(2020)年度）
5. 内部留保資産比率10%以上（達成期限令和2(2020)年度）

さらに、令和3(2021)年度～令和7(2025)年度を計画対象期間とする新中長期計画の下、次の財務目標を定めた。

1. 施設計画（建替計画、修繕計画）と連動した資金計画の策定・実行（毎年度実施）
2. 経常収支差額比率5%以上（毎年度実施）
3. 教育活動資金収支差額比率15%以上
4. 人件費比率65%以内
5. 積立率50%以上

さらに、令和3(2021)年度～令和7(2025)年度を計画対象期間とする新中長期計画の下、次の財務目標を定めた目標および令和4(2022)年度の達成状況は以下のとおりである。

1. 施設計画（建替計画、修繕計画）と連動した資金計画の策定・実行（毎年度実施）→ 達成（資金計画の策定（令和3(2021)～令和7(2025)年）、校舎建設準備資金106百万円積立）
2. 経常収支差額比率5%以上（毎年度実施）→ 目標達成（経常収支差額比率9.0%）
3. 教育活動資金収支差額比率15%以上→ 目標達成（教育活動資金収支差額比率19.5%）
4. 人件費比率65%以内→ 目標達成（人件費比率53.9%）
5. 積立率50%以上（計画年度内）→ 目標未達成（積立率48.4%）

今後も新中長期計画に定めた財務基盤の強化を図っていく。

【資料 5-4-1】 【資料 5-4-2】 【資料 5-4-3】 【資料 5-4-4】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学院の事業活動収支は、平成 21（2009）年度に約 3 億 6 千万円の赤字を計上し、財務状況の改善は喫緊の課題となった。これに対して、人件費削減などの改善を行い、翌年度には約 3 億 4 千万円の黒字化を達成した。しかし、その後も学生・生徒数の逡減傾向もあって、収入は減少の一途を辿り、経営努力により辛うじて 7 年連続の黒字を達成することができた。平成 29（2017）年度に一旦赤字に転落するも、学生・生徒の確保を学院の最重要課題とする取り組みを行ってきたことが功を奏し、平成 30（2018）年度からは学生・生徒数が増加傾向に転じ、教職員数の削減や施設・設備関係支出の抑制を行い、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度決算まで再び黒字化を達成することができた。また、日本私立学校振興・共済事業団による量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分については、平成 24 年度以降「A3 正常状態」に位置付けている。

さらに、納付金以外の収入確保として寄付金収入があげられるが、寄付を促進するため税額控除対象法人の認定を受けるほか、広く寄付を募ることができるように令和元（2019）年度よりホームページ上での寄付の申し込みができるようにした。

直近の令和 5（2023）年度については、中学校・高等学校を含む学院全体の定員充足率が 80.4%と昨年度に続き 80%台をぎりぎりキープしているといった状況である。しかし、近年増加傾向であった入学者数も令和 5（2023）年度には上げ止まりとなり、依然として先行き不透明となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-1】 学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン） 【資料1-1-7】に同じ

【資料5-4-2】 学校法人静岡英和学院中長期計画進捗管理表 【資料1-1-8】に同じ

【資料5-4-3】 静岡英和学院令和4（2022）年度決算書 【資料F-11】と同じ

【資料 5-4-4】 令和 4（2022）年度決算説明資料 【資料 F-11】と同じ

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画に基づく目標を堅持し、収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で最大限の教育効果のある予算編成を行っていく。また、引き続き業務効率化による経費の圧縮と外部資金の獲得を推し進める。何よりも地域、社会の課題に重点をおいた取組みを推進し、地域の地（知）の拠点となりうる高等教育機関として、教学改革と充実した教育支援、地域貢献等を行っていく。そのためにも、安定した財務基盤を整備しつつ、適切な財政運営を図っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

予算編成は、理事長の策定する予算編成方針に基づき、予算要求調書を各部署予算担当者（学科長、予算所管委員会委員長、各課室長等）が事務部財務課に提出する。提出された予算要求調書は、事務部長、財務課長及び財務課予算担当者が要求内容を確認し、各部署予算担当者へのヒアリングを経て、事務部財務課で予算原案を作成する。予算原案に対して、更に修正を求める予算担当部署については、事務局長調整、理事長調整を経て予算案を作成している。また、毎年5月には学生・生徒数の確定に伴い補正予算を行うほか、決算前に補正予算を行うなど、予算額と決算額のかい離が無いよう必要に応じ補正予算を行っている。

高等学校・中学校については、独立採算を原則とし、収入見込みや人件費等の固定的経費の見込みを事務部財務課から中高事務室に提示し、中高事務室で予算のとりまとめを行って財務課に提出している。事務部財務課では収支見込が適正か審査をし、必要に応じて中高事務室として協議した上で、予算原案を作成する。これについても、必要に応じて事務局長調整、理事長調整を行って予算案を作成している。作成した予算案は、常任理事会で審議した後、評議員会への諮問、理事会の議決を経て決定される。

会計事務は、学院全体及び大学・短期大学部の執行管理を事務部財務課で行い、高等学校・中学校の執行管理は中高事務室で行う体制となっている。出納業務は、事務局長に直属する出納室が独立して審査・出納を行っている。支出に当たっては、各部署予算担当者が起票し、財務課において会計システム上に入力し、予算管理を行っている。

【資料5-5-1】 【資料5-5-2】 【資料5-5-3】 【資料5-5-4】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

日常的な支出の審査は、予算担当部署や予算執行機関である財務課とは独立した組織である出納室において行い、適正な支出を図っている。

私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく公認会計士による会計監査は、2人の公認会計士により年2回、各3日の日数をかけ、各伝票、元帳、証拠書類の監査を行っている。会計監査の結果については、報告書を法人に提出するほか、監事との意見交換により、監事による監査に役立てている。

監事は、理事会・評議員会に出席し、法人の運営状況を把握するとともに必要に応じて意見を述べている。

監事による監査は、理事長、院長、学長、校長、事務局長、人間社会学部長、短期大学部長、中高教頭、事務局事務部長・企画部長・学務部長、中高事務長が出席し、教学面等の業務監査を行うほか、収支計算書、貸借対照表等の決算書類について実施し、理事会・評議員会に報告している。

【資料5-5-5】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料5-5-1】 令和5（2023）年度予算編成方針
- 【資料5-5-2】 静岡英和学院経理規程
- 【資料5-5-3】 令和4（2022）年度決算説明資料
- 【資料5-5-4】 静岡英和学院令和4（2022）年度決算書【資料F-11】と同じ
- 【資料5-5-5】 独立監査人の監査報告書
- 【資料5-5-6】 財産目録

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

公認会計士及び監事による監査は適切に行われており、公認会計士の監査報告書及び監事監査報告書でも明らかなどおり、本学院の計算書類、財産目録は学校法人の財政状況及び経営状況を正しく示している。会計処理は適正になされ、会計監査の体制も整備され、厳正に実施されているが、会計関連業務や事務職員の能力、資質の向上を含め、今後さらなる改善と体制強化を実施していく。

【資料 5-5-4】【資料 5-5-6】

[基準 5 の自己評価]

本学院の院長及び学校長及び事務局長は理事であり、他の教職員である理事及び理事長と共に、常任理事会の構成員となっている。常任理事会は毎月開催されており、理事長は緊密に理事と意見交換をすることにより、各部門の改善に向けた意見、提案を聴くことができ、相互理解、協力体制の強化に資するものとなっている。また、理事長は、理事長方針を公表することにより、各部門に改革に向けた取組を促しており、この理事長方針は理事会・評議員会において報告され、学外理事・評議員からもその取り組みについての意見交換が行われている。また、監事による監査及び評議員会の開催が寄附行為の規定に従って行われており、そのチェック機能が果たされている。

このように本学は、整備された規程等に基づく学内の管理運営体制により、適正な大学運営がなされている。

また、学校法人静岡英和学院中長期計画に基づく経営改善の努力により、経営指標も事業収支等の単年度指標については達成されており、安定した経営基盤による適切な運営が可能となっている。

経営に関しては、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を基本に、単年度ごとに事業計画を立案し将来に向けた目的実現に努めている。これらを達成するための業務遂行が適正に行われているかをチェックする機能としての監査体制を整え、監事と公認会計士による監査及びガバナンスの強化を図っている。

事務職員の能力、資質向上として「学内 SD 研修会」実施をはじめ、学外での研修会や情報交換会にも参加している。

財務基盤の安定化については、人件費、教育研究経費や管理経費の適正な予算規模を確保しつつ、教育活動による資金収支差額の黒字を確保するとともに、課題である入学者（学生数）の確保に向けて中長期計画に記した施策を実施している。

会計処理は、学校法人会計基準等法令規則等を遵守し、また公認会計士の監査を受け適

正に実施されている。

上記のように、本学院の「経営・管理と財務」については、その目的実現に対して、中長期計画を策定し適正な組織、監査体制、会計処理がなされているが、今後も安定した財務基盤を維持すべく努力が必要である。

以上により「基準5 経営・管理と財務」についての基準を満たしていると自己評価する。

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

「基準項目6-1を満たしている。」

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と静岡英和学院大学短期大学部学則第2条に規定しており、これに基づき「静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程」が制定されている。また、静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程第7条により、「静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱」が定められている。平成27(2015)年度には、教授会において、「静岡英和学院大学短期大学部の自己点検評価及び第三者認証評価の受審について」を定めたことにより、自己点検・評価報告書を公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準に準じて作成し、その内容は大学ウェブサイトを通じて外部に広く公表した。

平成27(2015)年度実施の自己点検・評価では、多くの課題が判明したことから、自己点検・評価の実施の周期に関係なく、平成28(2016)年度、平成29(2017)年度も自己点検・評価を継続し、課題解決に取り組んだ。こうして、平成29(2017)年度に第2期における日本高等教育評価機構による第三者認証評価を受審した。平成29(2017)年度末には、この第三者認証評価の受審における反省、評価員の助言と評価結果に基づき、指摘、課題等を速やかに改善するため、平成30(2018)年度も継続した。

平成30(2018)年度には自己点検・評価の実施のための組織の見直しを行い、自己点検・評価委員会については、学長が委員長となり、副学長、自己評価担当者、学部長、各学科長、宗教主任、事務部長、企画部長、学務部長での構成に変更し、より実質的、適切な自己点検・評価を行うことができる体制に変更し、適切な自己点検・評価の体制を定めた。

さらに令和元(2019)年3月に内部質保証を推進する組織を定めるため、学長から「内部質保証の方針」が示された。これにより、内部質保証の推進を担う担当組織を、自己点検・評価委員会と定めた。当委員会では、各部の責任者が構成員となっていることから、自己点検評価によって示された課題については、速やかに改善が進むことになった。

その後、平成30(2018)年度から実施した自己点検・評価報告書では、短期大学評価基

準に三つのポリシーと内部質保証が加わった。これにより評価の視点が変更となったため、新しい基準で自己点検評価書を作成し、点検・評価を実施した。

その他、内部質保証を担保するため、科目ナンバリング、カリキュラムマップを導入し、『履修要項』に掲載している。これは教務委員会において、点検し、毎年度更新している。

科目ナンバリングは、教育課程の体系が理解しやすくなるよう、番号をつけるもので番号を見ればその科目の分野、授業のタイプ等わかるようになっている。

カリキュラムマップは各学科のディプロマ・ポリシーに定める学習効果と授業科目の関連性を可視化することで、学生はどの科目を受講すると、どのような力を伸ばすことが出来るかわかるようになっている。これは、授業ごとのシラバスにもディプロマ・ポリシーとの関連性を示し、学生に周知している。

このように、教育の質を保証するためのシステム導入により、学生の学修成果の向上だけでなく、各学習成果に対応する科目が適切に設定されているかを毎回点検・評価することで、教育課程の改善に活用している。

学院の中長期計画に関しては、平成 28(2016)年度から「学校法人静岡英和学院中長期計画」を策定し、毎年進捗管理を行っている。平成 30(2018)年度からは PDCA を明確にするため、その進捗管理表自体の見直しを行った。新たに具体的な数値目標を掲げ、取組内容の記載だけでなく数値目標に対する実績、成果などを示し、より具体的な評価や、翌年度に向けた改善点を導きやすい形に変更した。この中長期計画は、平成 30(2018)年 7 月の策定時から毎年理事会で進捗管理について確認され、学院内でその内容についても共有されている。自己点検評価書作成時には、学院の中長期計画の内容を十分に理解している理事会出席のメンバー大半が自己点検・評価委員会メンバーであるため、中長期計画の進捗管理の内容を踏まえた自己点検が行われている。

令和 3 (2021) 年 5 月には第 3 期となる「学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）（2021-2025）」を策定し、「法人」、「大学」、「短大」、「中高」とそれぞれにアクションプランを作り、当該年度ごとの進捗管理および評価を行っている。

また法人組織が定める内部監査委員会は、令和 3 (2020) 年に中長期計画の進捗状況を監査の対象とし、目標設定が明確でないものがある旨の改善指示書を出している。

これら一連の対応により、本学院の中長期計画は、より一層の具体的計画が示され、PDCA サイクルが回っていくこととなった。

【資料 6-1-1】 【資料 6-1-2】 【資料 6-1-3】 【資料 6-1-4】 【資料 6-1-5】 【資料 6-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条 【資料 F-3】 に同じ

【資料 6-1-2】 静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程

【資料 6-1-3】 静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱

【資料 6-1-4】 静岡英和学院大学短期大学部の自己点検及び第三者認証評価の受審について

【資料 6-1-5】 内部質保証の方針

【資料 6-1-6】 学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）

【資料 1-1-7】 に同じ

【資料 6-1-7】学校法人静岡英和学院中長期計画進捗管理表【資料 1-1-8】に同じ

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では組織全体の取り組みとして「中長期計画」と「自己点検評価」等で PDCA サイクルを確立しており、自己点検・評価が機能している。来年度からは、私立学校法の改正により学校法人作成の「中長期計画」の中に認証評価の結果を踏まえることが求められるため、相互に評価、課題、改善等を共有していく予定である。

【資料 6-1-7】自己点検評価

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学則第 2 条において規定されているとおり、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価を行い、また平成 29(2017)年度に認証機関による評価を受けてきている。平成 27(2015)年度以来毎年度、自己点検を継続して行ってきており、その課題、改善を基に次年度以降の教育研究の深化を目指して取り組んできている。また毎年度実施の自己点検評価の内容は、毎年行われる学院の中長期計画での進捗管理における事業内容、評価、次年度に向けた改善にも反映している。年度末には、完成した自己点検評価書を、自己点検・評価実施委員会に諮られた後、大学ホームページ内で公表して、共有が図られている。

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

これまで本学では、平素から教学組織及び学務事務室、キャリア支援課では、卒業生アンケート、学修行動調査、進路希望に関するアンケート、夏休み前進路確認アンケート等を実施してきた。入試課では、オープンキャンパス毎に、各学科の新規参加者数、高 3 生の参加者数を昨年と対比したデータ表の作成や、入試種毎志願者数、合格者、入学者数についても同様にデータ表を作成し、入試委員会で現状を客観的に把握し分析している。したがって、各部門での必要なデータ収集、分析は十分に行われてきているが、全学的に把握すべきデータを一元的に共有する場がなかったため、平成 27(2015)年度に IR 委員会を設置した。委員長は学長とし、委員は副学長、学部長、学科長はじめ、事務部門の部長で構成される経営会議の委員と同じ構成員とし、必要な調査・データ収集と分析を統括する組織が整備された。教学組織、事務組織では、データ収集・分析が継続的に行われ、特に IR 委員会では、学修行動調査や年度毎に実施されたアンケート調査の情報共有がされている。卒業生アンケート、学修行動調査の結果についてはホームページ上においても公開している。

また、中長期計画の進捗管理については毎年度、その結果が経営会議で報告され、意見交換が行われている。IRに係る課題についても情報共有がされており、IR委員会のメンバー内に周知され、その後開催される教授会には、経営会議報告として構成員に周知されることとなっている。

【資料 6-2-1】 【資料 6-2-2】 【資料 6-2-3】 【資料 6-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 卒業生アンケート、進路希望に関するアンケート

【資料 6-2-2】 オープンキャンパスの参加者数の実施日別毎、学科毎に、昨年比で新規参加者数、高3生の参加者数を、また入試種別毎、学科毎に、志願者数を合格者数と入学者数のデータ

【資料 6-2-3】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 IR 委員会規則

【資料 6-2-4】 夏休み前進路確認アンケート等

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

各部署での、現状把握のための調査・データの収集・蓄積、そして分析が行われてきており、公表できるデータは、ホームページ上において公開を行っている。

全学的な観点での多角的な情報の統合や分析という点で、IR委員会を設置しているものの、委員会で実施できていないことも散見される。中長期計画においてもIRを課題として策定しており、IRに係る委員会と他部門との連携等について検討していく必要があると捉えている。また、本学で毎年実施している自己点検・評価を通じて検討される改善方策を効果的に展開していくことが、重要であることは言うまでもない。

この教育に係る質保証については特に重きを置き、点検・評価していく。また、今後も学内での点検・評価に加え外部評価の継続的な実施、第三者評価の実施に努めていきたい。

IR委員会の主導のもと、教育、経営、財務等さまざまな部門に関する情報を収集し、各種委員会等で情報を分析した結果を教授会や経営会議を経て、執行部等に示すことにより、学内の意思決定や内部質保証の向上のための支援として効果的運用がなされるよう進めていきたい。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、教育研究活動の改善と質的向上を図るため、「施行立案（本年度の課題）」→「実

行」→「結果検証・改善」→「再施策計画（次年度の課題）」という恒常的な自己点検・評価のサイクルの仕組みを確立し、機能させることが重要であると考えている。具体的には、自己点検・評価を行い、自己点検評価報告書にまとめ、LOが議長を務める自己点検・評価委員会小委員会での承認を得て、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会において内容を決定した後は、結果の公表および結果の対応を図っている。

この平成 27(2015)年度から継続した自己点検・評価により課題への改善を図り、平成 29(2017)年度の日本高等教育評価機構による認証評価につなげた。そこでの意見は平成 30(2018)年度の課題として、各関係部門で、改善に向けた取り組みが開始している。

また、中長期計画を作成する際には、学部、学科、事務部門が担当する事業について、PDCAサイクルに従って実施し、その結果は毎年度、中長期計画表に記載され、組織的な振り返りと修正を継続することとしている。

平成 30(2018)年度から大学評価基準に三つのポリシーと内部質保証が加わったことにより、内部質保証の推進の責任を担う組織を、自己点検・評価委員会と定めたほか、評価の視点を 6 つの基準に変更した自己点検評価報告書を毎年度作成し、教育の質保証の改善・向上を図ってきた。

このように、本学では組織全体の取り組みとしてPDCAサイクルを確立しており、自己点検・評価が機能している。

【資料 6-3-1】 【資料 6-3-2】 【資料 6-3-3】 【資料 6-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条 【資料 F-3】 に同じ

【資料 6-3-2】 静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程
【資料 6-1-2】 に同じ

【資料 6-3-3】 静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱
【資料 6-1-3】 に同じ

【資料 6-3-4】 静岡英和学院大学短期大学部の自己点検及び第三者認証評価の受審に
ついて 【資料 6-1-4】 に同じ

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

既に実施している内部質保証のための PDCA サイクルについては、今後も実施状況の進捗管理を図りながら、教育の改善に努めて行く。

【基準 6 の自己評価】

本学では、「3つのポリシー」に基づく教育活動の質保証と改善を図るために、本学の使命・目的に即した自主的な評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的かつ適切に自己点検・評価を実施する仕組みを設けている。

各部署による学修時間・教育の成果等に関する情報を収集分析及び提供により、自己点検・評価委員会を中心にして、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施し、その結果を社会に公表した。

第三者認証評価によって指摘を受けた意見を参考にして、学内でその課題解決、改善に

向けての対応も速やかに実施している。また、自己点検・評価活動によって立案された改善、向上方策は、中長期計画にも反映され、進捗状況を点検しながら継続的に実行している。

このように、自らの自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立していることで、本学の自己点検・評価体制は有効に機能している。

また、令和元（2020）年度実施の自己点検・評価書から、客観的な視点を取り入れ、反映させるため、今年度は地方自治体からの第三者評価を実施してきた。

以上により「基準 6 内部質保証」についての基準を満たしていると自己評価する。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会連携

A-1. プラットフォームを中心にした連携等

A-1-① 自治体との連携

A-1-② 他大学との連携

A-1-③ 連携による地域課題解決に向けての取組み

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 自治体との連携

本学は、平成 26（2016）年 6 月に地元自治体である静岡市と「包括連携に関する協定」を締結した。【資料 A-1-1】静岡市が掲げる「地域の持続的な発展」、本学の建学の精神である「愛と奉仕の精神」を目的として、相互が連携し、相乗効果により地方創生を推進するとともに、地域の人材育成のための連携を交わした。具体的には、本学の学部学科の持つ教育研究分野を中心にして「観光分野での連携」「子育て支援に関して地域の抱える課題解決」「教育活動による人的支援」「女性教員による女性の視点を生かした連携」「外国人留学生を活用した連携」などの取組みを実践していくことを取り決めた。

この協定締結後、静岡市と本学との連絡は密になり、特に「しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業」として、静岡市を中心とした地域課題事業に本学教員と学生がその解決のための事業に参画するようになったほか、それ以外でも静岡市の各担当課から実施する様々な事業に対し、本学学生の参画を促す紹介がされるようになった。

また、本学学生の出身は 44%が大学所在地の静岡市であるが、そのほか学生の出身先の多い自治体の沼津市と令和元（2019）年 4 月に、富士市とは令和元（2019）年 7 月に包括連携に関する協定を締結し、いくつかの自治体との連携を深めている。これら自治体との協定締結により、具体的な活動が開始された。沼津市とは、令和元（2019）年 5 月に開催された「第 47 回沼津水産祭り」においては、沼津の抱える課題解決に向けた提案を本学教員と学生が披露した。また、富士市とは、令和元（2019）年 11 月開催の「第 12 回富士市環境フェア」には、SDGs を考えるため「オーバーツーリズム（環境と観光）」をテーマにし、教員と学生が参画する予定である。着実に具体的な事業が開始している。令和 2（2020）

年度はコロナ禍により、思うような取り組み成果が得られていないが、令和 3 (2021) 年度からは富士市や民間企業を交えた産官学民による協議会を形成し、高齢者を対象とした初心者向けスマホ教室を実施している。この取り組みは本学の教員が協議会の委員として参画し、市で広報を行い、民間企業が事務局を担い、本学の学生が講師および補助として運営しているものである。

市民からの意見は概ね好評であり、今年度で 3 年目を迎えている。

【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

A-1-② 他大学等との連携

先述したように、本学と静岡市との連携協定の締結後、平成 29 (2017) 年 10 月には、静岡市及び「I LOVE しずおか協議会」と同市内にある静岡大学、静岡県立大学、同短期大学部、常葉大学、同短期大学部、本学(大学含む)の計 7 大学で「静岡市文教エリア等の発展に向けた相互協力に係る協定」を締結した。これにより、市内の大学、企業等の団体が相互に連携して、所在地である自治体の抱える課題解決のため、平成 30 (2018) 年度～令和 5 (2023) 年度の中長期計画を策定し、事業を推進している 4 年目である今年度は、その進捗管理状況とその後の活動について、自己点検を行った。協定書に基づいた相互連携協議会を開催して、活動の情報の共有を行っているほか、予定される事業については、提携先内でのメール配信も行っている。また会長校である常葉大学の HP 上では、当協議会の活動内容を公表している。

本学はいくつかの事業について、実施計画を提案して事業の担当校となっているほか、協議会においては、副会長校の役割を担っている。

このように、市内にある大学を中心にした連携による具体的活動が開始し始めている。

【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】

A-1-③ 連携による地域課題解決に向けての取り組み

協定では、連携先が連携して、静岡市の課題として①静岡市の地域経済の活性化及び地域コミュニティなどを通じて、地域社会の発展に貢献するために、地域社会が求める素養と産業界で活躍できる専門力と人間力とを併せ持つ人材を育成すること。②加盟高等教育機関が相互に連携及び協力することにより、質の高い教育と特色ある教育研究基盤を確立し社会のダイナミックな変化に対応することができる組織体制を整備すること。③大学の枠を超えた学生同士のネットワークを強化することにより、サークル活動だけでなく、様々な事業に自主的に関わることができる環境を整備すること。これら 3 つの課題を掲げ、達成目標、課題解決のための具体的な取り組みを行っている。

これら活動内容は、協議会に諮られ決定している。静岡市におけるプラットフォームとしての連携の枠組みができあがり、連携機関での具体的な活動が開始されている。今年度は計画の 6 年目を迎え、連携先間の交流も深まり計画の最終年度ということもあり、集大成として活動が一層深まることを期待している。

【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】【資料 A-1-14】
【資料 A-1-15】【資料 A-1-16】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 A-1-1】 静岡市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書
- 【資料 A-1-2】 令和元（2019）年しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業
- 【資料 A-1-3】 沼津市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書
- 【資料 A-1-4】 富士市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書
- 【資料 A-1-5】 静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協力に関する協定
- 【資料 A-1-6】 静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 中長期計画
- 【資料 A-1-7】 令和4(2022)年度 第1回静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会次第
- 【資料 A-1-8】 静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 組織名簿
- 【資料 A-1-9】 静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 SD 研修会実施計画
- 【資料 A-1-10】 静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会公開講座
「どうする家康」

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学及び連携先の静岡市相互連携協議会の参画団体では、静岡市の課題解決に向けての3つの課題解決に向けて、当初の計画をほぼ実行できている。中長期計画にある3つの課題ごとに分析がされ、全体評価も実施された。①の人材育成では、静岡市商工会議所が当プラットフォームに参画し、学生の就職活動促進に向けての企画検討も開始した。②の連携のための組織整備では、年2回の協議会の開催、共同のSD/FD研修会の開催、公開講座については実施時期が当初計画より遅れたがその後実施できた。また、連携先同士の交流は進み、プラットフォーム内の委員及び事務局同士が気楽に連携できる風土ができあがってきている。③の課題である学生のネットワークの環境整備については、協議会での協議及びインターンの募集活動が計画されている。以上から本学所在地での地域連携は着実に実行できている。

しかし、当初計画した事業の中には、発令を伴う人事交流の実施などがあるが、各団体のルールがあり実施は難しい。また、全県単位で組織されている「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム」での活動とも重複する企画などもあり、実施計画の中には課題等も明確になってきているため、今後、計画自体の見直しも含め目標達成に継続した努力が必要と思われる。

コロナ禍を経て、連携が停滞していた時期もあったが、昨年度までの取り組みを礎に、また新たな取り組みも模索し、今後の展開を検討していく予定である。

昨年度は城南静岡高等学校および一般社団法人日本自動車連盟静岡支部との協定を締結した。

今後も、県内の他の自治体との連携を推し進める予定である。

A-2. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

A-2-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

本学は「愛と奉仕の実践」を建学の精神として掲げているが、その前身である静岡英和女学院短期大学より、情操教育、知性教育、実践教育を通じて、建学の精神の実現を目指す教育活動を推進してきた。平成14(2002)年の4年制大学創設に伴い、建学の精神の具体的実践の場として、また情操と知性とを統合する現場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心に全学的なボランティア活動の推進に取り組んできている。

ボランティアセンターの活動は、大学・短期大学部の各学科より選出された教員等による組織「ボランティア委員会」が事業計画を立て、その具体的な実施にあたっては学生スタッフの立場で主体的に関わる学生たちの参画を得て企画・運営を行い、学内における取り組みとともに地域貢献に繋がる個人やグループの活動を積極的に支援している。

【資料A-2-1】

A-2-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

ボランティア活動の拠点として、学内にボランティアセンターを置き、教職員から組織されるボランティア委員会が、学生主体のボランティア活動を支援している。活動推進に関わる取り組みと、ボランティアセンターが支援する学生主体のボランティア活動の取り組みの詳細、およびその他の取り組みについては、以下の通りである。

《ボランティアセンターの活動推進に関わる取り組み》

1) 活動の情報提供・調整

地域から寄せられる情報を学内掲示やチラシ、ウェブサイト等を通じて広報し、また教員の協力を得て授業やゼミナールで呼びかけるなど、様々な形で発信している。

2) 活動の広報・啓発

コロナ禍前までは「ボランティア募合同説明会」や静岡県ボランティア協会による「サマーショートボランティア小冊子」の配布により、学生たちの関心を高めるなどして、ボランティア活動に参加しやすい環境作りなどを行ってきたが、令和3(2021)年度以降は案内通知の掲示や配架にとどまった。

学園祭「楓祭」では、コロナ禍前までは「ボランティア展」を設け、グループ活動を紹介する展示をし、地域の福祉施設・団体の方々に自主製品の販売や広報の場として活用していただき、学生、教職員だけでなく、来場された一般の方々に向けても広く学生や地域の取り組みを伝え、啓発に繋げてきた。

3) 個人・グループへの支援・相談受付

個人の参加に向けての相談やグループ立ち上げの支援、ボランティア保険への加入の手続き、活動を軌道に乗せ継続していく上での支援、またグループ同士のネットワーク作りなどを行っている。

各年度に学内で「ボランティア交流報告会」を開催し、活動の振り返りや他の活動者との情報交換や交流を行うことで、活動の充実や広がりを目指してきたが、現在はコロナ禍による活動制限により、すべて休止となっている。

4) 学修・研修機会の提供

コロナ禍前までは学修・研修会として「ボランティア講演会」と「ぼらんていあ・ランチセミナー」を行っている。ボランティア講演会では、地域で活躍されている様々な分野の施設や団体の方々を招き、1年生全員にボランティア活動の実際を学ぶ機会を提供していたが、現在は休止している。

5) 活動参加プログラムの創出

大学の地域貢献活動の一環として、また学生自身が大学および大学周辺に目を向け身近な環境に関心を持てるような機会として、「エコウォーク」と「英和ECO大作戦」を実施している。令和3(2021)年度はコロナ禍ではあったが、エコウォークは、5、7、12月の計3回実施、約3キロの通学路及び周辺道路を清掃した。また、11月にはECO大作戦と称して、近隣の池田山団地の地域住民と共に、住民の避難地でもある近隣公園の草刈りと清掃を行った。

《災害時支援の取り組み》

1) 災害時の募金活動・物資提供等

国内外で大災害が発生した際には、学生スタッフが中心となり、随時募金活動に取り組んでいる。本学には、多くの外国人留学生が在籍していることから、自国の被災者支援のためにと、外国人留学生が自ら募金の呼びかけを行う動きもある。礼拝時や校舎の出入り口等で呼びかけを行い、集められた募金は、現地で支援活動を行う日本赤十字社や赤い羽根協同募金、NGO、被災学生家族などに届けている。

また、平成29(2017)年から、使用済みインクカートリッジを回収し、これを山梨県の会社へ送ることで、ハンディキャップを持った人たちの仕事となること、また、資源の再利用という点でも意義のあることと考え、ボランティアセンターの前のスペースに回収ボックスを置き、回収を呼びかける活動を現在も継続している。

【資料 A-2-2】 【資料 A-2-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】 静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会
規程

【資料 A-2-2】 令和4(2022)年度エコウォーク資料

【資料 A-2-3】 ECO 大作戦資料

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

ボランティア活動は、学生の自主性を重んじることが重要であり、学生に対する動機付けの観点が必要となる。そのために、ボランティア活動の具体的内容を学生に周知し、理解してもらうことが出発点となる。現在、大学ウェブサイトやボランティアセンターブログあるいは、大学内の放送、毎週水曜日に行われている礼拝を利用して、情報提供を学生自らが行っているが、今後も継続して、より多くの情報提供の場を見つけ出して、活用していく。またその活動の成果を称え、多くの学生に関心を持つ機会を作るために、課外での積極的な取り組みを奨励する制度を設け、平成28(2016)年度から「社会活動奨励賞」として、学生および学生団体を表彰している。この制度は、本学の建学の精神を体現するような学生の活動を表彰する制度として、平成29(2017)年度より規程を整備し、今後も本学の継続した取り組みとなるよう図っている。

新たなボランティア活動の場を見つけ出すために、本学の学生主体のボランティア活動について、活動内容を地域社会により多く知らせていくことも重要であり、その効果的な方法について検討していく。

〔基準Aの自己評価〕

地域との繋がりを強め、より実践的な活動を実施していくことの意義は大きい。すでに教員と学生による実質的な事業、活動が開始されている。本学の持つ教育資源を地域において活用してもらい、地域活性化に少しでも貢献できることを願いたい。また学生にとっては地元地域への理解を深め、地元愛を強め、地域で活躍できる人材に育つことを期待したい。

また、自治体以外にも、企業、県立高等学校との連携も開始している。

企業からの様々な視点での寄附講座の提供を受け企業からの最新の情報を基にした講座の展開を得ることの意義は大きい。連携した高等学校においては、本学留学生を地元高等学校に派遣し留学生の出身の国の紹介を行ったほか、高校からは、本学で行われるイベントに参加するなどの交流が開始している。連携した企業においては、定期的に協議を重ねており、その中での意見交換を通じ、産業界からの教育現場への要望も聞くことができ、それらを寄附講座の中で盛り込んでもらうことで、学生たちの学びは大いに深まっている。

これに加え、本学は、建学の精神の具体的実践の場として「ボランティアセンター」を設置し、このセンターを中心として全学的なボランティア活動を行うとともに、地域貢献に繋がる取組みへの支援も行っている。また、ボランティアセンターは、学生の情操と知性とを統合する場として重要な教育的機能も果たしている。今後も、建学の精神を具現化する場として一層の活性化を図る必要がある。

以上から、本学独自に設定した「基準 A」についてはおおいに評価できる内容となっている。

基準 B. グローバル化

B-1. 留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流

B-1-① 留学生受け入れの意味と留学生センターの運営

B-1-② 留学生センターの活動

B-1-③ 国際交流

(1) B-1の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 留学生の受け入れの意味と留学生センターの運営

本学はさまざまな国から留学生を受け入れ、大学のグローバル化を進めている。講義などでいくらグローバル化の意義を説明したとしても、学内で一度も外国人と交流したことがないというのでは、グローバル化を身近な問題として理解できないであろう。留学生と日本人学生が共に学び、交流することによって、学生たちは互いに刺激しあい、多様な価値観や文化があることに気づく。お互いに異国の文化・習慣がいかなるものかを理解することによって、グローバル化というものを実際に体験できると思われる。特に本学の日本人学生の多くを占める、静岡で生まれ静岡で育ち、同じ年齢の人としか交流したことがないような学生たちにとって、留学生との交流の意義は、体験として大きな意味がある。

留学生の受け入れ組織として、留学生センターが設けられている。これまで留学生センターには常駐のスタッフが1人だけで、学生部長が留学生委員長を兼務していたが、平成29(2017)年4月からは留学生センター長を新たに置き、留学生への対応を強化し、留学生が抱えている問題を迅速かつ適切に処理している。またボランティアの日本人学生が留学生センターを支え、日本人学生と留学生の交流を活発に行っている。

B-1-② 留学生センターの活動

留学生センターは留学生の悩みなどを聞く相談室の機能以外に、日々さまざまな活動を行っている。

＜生活サポート＞

留学生たちがスムーズに学生生活を送れるよう、生活、修学、各種手続き、病気等のさまざまな相談に対応している。また留学生に役立つ情報、資格、進学、住まい、アルバイトなどの情報提供も行っている。

＜語学、日本文化などの講座＞

1) 日本語能力試験対策講座

留学生センターでは、7月と12月の年二回実施されるJLPT日本語能力試験の受験に向けて、4月及び10月スタートの対策講座を実施している。N1、N2それぞれ2グループずつ、週一回の講義を10回ほど行って試験に臨んでいる。その結果、対策講座を行っていなかった頃に比べ、日本語能力試験に積極的に取り組む姿勢が見られるようになった。

この他に日本人学生が留学生センターのスタッフとなることで、留学生が日本語で日本人学生と日常的に交流することができる機会を設けている。特に、いろいろな留学生センター主催のイベントにおいては、活動を通して相互に協力することを学ぶと共に、日本語を自然に学習する環境ができていると感じている。

2) 日本文化（華道・作動）の体験

留学生センターでは、留学生に華道や茶道に触れる機会を提供している。こうした日本文化について、留学生は指導講師やサークルの学生と会話しながら、実際に花を生けたり抹茶をいただくという行為を体験することで、日本文化の一端を学ぶことができるのではないと思われる。

【資料B-1-1】

B-1-③ 国際交流

1) 留学生と地域の交流会

留学生が日本人学生だけでなく、地域の方を招き、自国の文化などを紹介する会を年1回開催している。令和元(2019)年度の「2019国際交流フェア in 英和」では、地域の方や留学生などが約170人集まった。留学生自身によるスリランカの舞踏、インドネシアの歌と踊り、ミャンマーの歌などが演じられ、参加者は異文化の踊りや音楽を鑑賞した。この交流会は、日ごろ留学生が交わることの少ない、地域の方々に接する良い機会でもあり、留学生がそれぞれの国の歴史・文化・伝統などを地域の人々に紹介できる場にもなっている。このように限られた時間であっても互いに交流することによって、先入観や差別解消のきっかけとなったり、相互に価値を認めあい尊重する、多文化共生社会の実現に少しでも寄与することができるのではないかと考えられる。令和2(2020)年度および令和3(2021)年度の2年間は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。令和4(2022)年度については6月に実施し、外部開放せず、本学学生のみで交流会を行う予定。

2) ふじのくに留学生親善大使

令和元(2019)年6月21日(金)、ふじのくに留学生親善大使委嘱式が静岡県庁で開催された。この年、静岡県内で選ばれた留学生20人のうち、本学(大学)からインドネシア2名、スリランカ2名、ベトナム1名、中国1名、短大部からスリランカ1名の留学生計7名が任命された。選ばれた学生たちは県のさまざまな催しに参加した。例えば静岡県国際交流協会が主催し7月21日に開催された、「アースカレッジ2019」では、一般の方々に自国の文化、観光地などを紹介した。11月7日～10日に開催された世界お茶まつり2019には、ボランティアとして5名が参加した。令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度はコロナ禍の影響で中止となった。

【エビデンス集・資料編】

【資料B-1-1】 留学生センター事業報告

(3) B-1の改善・向上方策

留学生センターが設立される以前は、学生課が留学生の問題を取り扱っていたが、留学生増加に伴い、留学生センターを開設することになった。留学生センターの開設の意味は大きく、留学生相談室の役割を担うだけでなく、日本人学生、また、地域の方々との交流の場所にもなっている。

これまでは常駐スタッフが1人であるために、スタッフの負担が大きかった。学生課のスタッフもサポートをしていたが、留学生センターをサポートするには限りがあった。しかし平成 29(2017)年4月より、留学生センターに留学生センター長を置き、2人体制となった。留学生の支援だけでなく、グローバル化に向け、国際交流が一層活発になることが期待される。

[基準Bの自己評価]

留学生センター設立により、留学生のケアはもちろんのこと、日本人学生や地域との交流活動が盛んに行われるようになった。その結果、入学前から留学生センターの存在を知っている留学生が増加してきている。また留学生が学外で活躍する場も多くなり、県や市にも認知され、県や市主催の催しにおいて、本学の留学生が親善大使などの形で国際交流の役割を果たすようになってきている。留学生にとって学外での活動は大変重要なものである。こうした催しに参加することによって、日本の文化や生活習慣への理解が深まる一方、留学生が日本人に向けて自分の国の文化、習慣を伝えるにも、たいへん良い機会である。これこそが異文化交流であり、グローバル化のひとつの成果といえる。今後も留学生と日本人学生が協力し合い、学内外で活躍する機会を作り、グローバル化を一層進めていく。

また、日本人学生の海外留学促進については、外国語関連の授業科目履修や外部団体の外国語能力試験受験、本学の国際交流委員会との連携等を通して、短期留学プログラムの周知及び参加意欲が向上するように努めていく。

V. 特記事項

1. 毎週水曜日の「礼拝」の実施

キリスト教主義学校として、毎週水曜日に「チャペル礼拝」を行っている。水曜日の第2時限を使ったもので、1年生必修のキリスト教関連科目と連動している。そのため、1年生の出席率が高いことが大きな特徴である。話をするのは本学宗教主任のほか、学長、本学のクリスチャンの教員、また近隣の教会の牧師などである。聖書の教えについての解き明かしから、現実には起きている問題を聖書の見方ではどう考えるか、また人生における悩みや困難に際し、聖書はどのような助けになるかなど、多くの話題が提供される。決して信仰を強制するものではなく、正しい信仰への理解を深めることを大切にしている。学生にとっては、人生について考え、自分自身を見つめる機会となっている。キリスト教精神に基づく人間教育を実践する大切な時間であり、本学の建学の精神を学ぶ特別な時間である。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	○	在学年限については、学則第 12 条に明記し遵守している。	3-1
第 90 条	○	入学資格については、学則第 23 条に定め、厳正に対処している。	2-1
第 92 条	○	職員組織については、学則第 3 章教職員組織に明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、学則第 7 条の 3、静岡英和学院大学短期大学部教授会規則、「教授会に意見が必要な教学に関する重要事項について学長が定めた通知」等で定めている。	4-1
第 104 条	○	学位授与について、学則第 37 条の 2 に明記している。	3-1
第 105 条	○	履修証明プログラムは設けていない。	3-1
第 108 条	○	学則第 3 条で目的を定めている。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、学則第 2 条に明記し、毎年自己点検を実施し評価活動に取り組んでいる。その内容は本学ホームページだけで公表している。また、平成 29 年（2017）年度には日本高等教育評価機構により、「適合」の評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動状況の公表については、ホームページ上で公表している。	3-2
第 114 条	○	静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程により事務職員を置いている。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学修の状況を記録した学籍簿、学生の健康の状況を記録した健康診断受診票を保管し、適切に管理している。また、成績証明書等の各種証明書を学長名で発行している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒については学則第 60 条に明記し、対応している。	4-1
第 28 条	○	各対応部署において備えている。	3-2

静岡英和学院大学短期大学部

第 143 条	—	代議員会については設けていない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生に編入学資格がない。	3-1
第 150 条	○	入学資格は、学則第 23 条に定め、法令遵守している。	2-1
第 162 条	○	短期大学部学則第 28 条において、転入学について定めている。	2-1
第 163 条	○	短期大学部の始期及び終期については、学則第 8, 9 条で明記している。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書交付制度は設けていない。	3-1
第 164 条	—	学生以外の者を対象とした特別課程については設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	法令に定める、卒業認定、教育課程の編成・実施、入学者受入れの方針についての 3 つのポリシーは教育目的を達成するために一貫性をもったポリシーを策定し、短期大学部全体及び学科で定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条で自己点検・評価について明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学のウェブサイトにて教育研究活動等について公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位授与については、学則第 37 条の 2 に明記し遵守している。	3-1

短期大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守するとともに、短期大学設置基準を必要最低基準と認識し、教育研究活動の水準の向上を図ることに努めている。短期大学部学則第 2 条において、教育研究活動の水準の向上のために自己点検・評価を行うことを定めた質の向上を図っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的については学則第 3 条の 2 に明記し目的達成に努めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜及び教育課程の編成、卒業の認定について 3 つのポリシーを定めて運用している。	2-1
第 3 条	○	短期大学部学則第 3 条において、学科を設置することを定めている。各学科は、教員組織その他が学科として適当な規模内容を有している。	1-2
第 3 条の 2	—	学科連係課程実施学科を置いていない。	3-2
第 4 条	○	学科については学則第 3 条に明記している。学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を考慮して定められ、教	2-1

静岡英和学院大学短期大学部

		育に相応しい環境の確保のため、学生定員は適切に管理している。	
第 5 条	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを設定し体系的な教育課程を編成し、建学の精神を具現化する教育を展開している。	1-2 3-2
第 5 条の 2	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第 6 条	○	基礎教育科目、専門教育科目のうち、必修科目、選択科目を設定し、体系的に学習できるように年次ごとに科目を配当している。	3-2
第 7 条	○	学則第 14 条に明記している。	3-1
第 8 条	○	学則第 15 条に明記している。	3-2
第 9 条	○	学期を前期・後期としていて、それぞれの授業期間は 15 週単位で行われている。	3-2
第 10 条	○	教育効果を十分に上げられる人数で適正に指導を行っている。	2-5
第 11 条	○	学則第 14 条に明示している。	2-2 3-2
第 11 条の 2	○	全教員へシラバスの作成を義務づけており、学内ポータルで明示している。	3-1
第 12 条	—	該当しない。	3-2
第 13 条	○	学則第 16 条で規定している。	3-1
第 13 条の 2	○	履修登録単位数の制限については、『履修要項』に明記している。	3-2
第 13 条の 3	—	該当しない。	3-1
第 14 条	○	他の大学における授業科目の履修等については、学則第 17 条に規定している。	3-1
第 15 条	○	短期大学または大学以外の教育施設等における学習については、学則第 18 条に規定している。	3-1
第 16 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、学則第 19 条に規定している。	3-1
第 16 条の 2	—	長期履修生度については、設けていないため、該当しない。	3-2
第 17 条	○	科目等履修生の単位の授与については、学則第 53 条に規定している。	3-1 3-2
第 18 条	○	学則 37 条に規定している。	3-1
第 19 条	—	夜間学科等を置いていないため、該当しない。	3-1
第 20 条	○	学科の規模、学位の種類等に応じて必要な教員及び事務職員組織を配置している。	2-2 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 20 条の 2	—	該当なし。	3-2 4-2

静岡英和学院大学短期大学部

第 21 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 22 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	計画的に FD 研修、SD 研修を実施している。指導補助者については該当なし。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 22 条の 3	○	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部学長候補者選考規程第 2 条に規定している。	4-1
第 23 条	○	静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準に明記している。	3-2 4-2
第 24 条	○	静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準に明記している。	3-2 4-2
第 25 条	○	静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準に明記している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準に明記している。	3-2 4-2
第 26 条	○	静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準に明記している。	3-2 4-2
第 27 条	○	教育上にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するのに適当な空地も備えている。	2-5
第 27 条の 2	○	校舎と同一の敷地内に多目的運動場を設けている。	2-5
第 28 条	○	本条で求められている校舎については、本学の規模に応じた学長室、会議室、事務室、教室、研究室、図書館、体育館等を有している。	2-5
第 29 条	○	図書館に、教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を備えている。また、閲覧席 186 席を整備している。	2-5
第 30 条	○	校地の面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 31 条	○	校舎の面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 32 条	—	附属施設が必要な学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 33 条	○	学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、機器等を備えている。	2-5
第 33 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため、該当しない。	2-5
第 33 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するのに必要な施設・設備を整備し、教育環境の充実を図っている。	2-5 4-4
第 34 条	○	短期大学部名・学科名は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 35 条	—	該当なし。	1-2
第 35 条の 2	—	該当なし。	2-1

静岡英和学院大学短期大学部

第 35 条の 3	—	該当なし。	3-2
第 35 条の 4	—	該当なし。	4-1
第 35 条の 5	—	該当なし。	3-2
第 35 条の 6	—	該当なし。	2-5
第 35 条の 7	—	該当なし。	3-1
第 35 条の 8	—	該当なし。	4-2
第 35 条の 9	—	該当なし。	2-5
第 36 条	—	該当なし。	3-2
第 37 条	—	該当なし。	3-1
第 38 条	—	該当なし。	3-1
第 39 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 40 条	—	該当なし。	2-5
第 41 条	—	該当なし。	2-5
第 42 条	—	該当なし。	2-5
第 51 条	—	該当なし。	1-2
第 52 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	学則第 37 条で卒業要件単位および卒業について規定し、第 37 条の 2 で学位の授与について規定している。	3-1
第 10 条	○	現代コミュニケーション学科は短期大学士（現代コミュニケーション）、食物栄養学科は短期大学士（食物栄養）の学位を授与している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則に、教育課程、履修方法、卒業要件並びに学位等に関して規定しており、この学則を文部科学省に提出している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、設置校の教育研究活動及び運営に関する中長期計画を策定し、その実施状況について毎年度自己点検・評価を行い、改善に努めており、自主的に法人の運営基盤の強化及び設置校の教育の質の向上を図っている。また、ホームページでの情	5-1

静岡英和学院大学短期大学部

		報公開を通じて、運営の透明性の確保を図っている。	
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、事業を行うに当たって、理事、監事、評議員、職員等の本法人の関係者に対し特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備付け及び閲覧については、寄附行為第 31 条に規定している。	5-1
第 35 条	○	役員等については、寄附行為第 5 条に規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係については、委任に関する規定に従う。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、寄附行為第 11 条に規定している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務等については、寄附行為第 12 条から第 16 条の 3 に規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任等については、寄附行為第 6 条及び第 7 条に規定している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼務禁止については、寄附行為第 7 条に規定している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 9 条に規定している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 18 条に規定している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については、寄附行為第 20 条に規定している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条に規定している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 22 条に規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法に規定するところにより、「役員の学校法人に対する損害賠償責任」について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法に規定するところにより、「役員の第三者に対する損害賠償責任」について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法の規定するところにより、「役員の連帯責任」について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法の規定するところにより、「一般社団・財団法人法の規定の準用」について遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 37 条に規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 29 条に規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 30 条第 2 項に規定している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 31 条に規定している。	5-1
第 48 条	○	役員の報酬等については、寄附行為第 31 条の 3 に規定している。	5-2

静岡英和学院大学短期大学部

			5-3
第 49 条	○	会計年度については、静岡英和学院経理規程第 4 条に規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、寄附行為第 31 条の 2 に規定している。	5-1

短期大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	3-2
第 3 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 4 条	—	該当なし。	3-2
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 6 条	—	該当なし。	3-1
第 7 条	—	該当なし。	3-1
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし。	2-5
第 11 条	—	該当なし。	2-5
第 12 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 13 条	—	該当なし。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表F-1】	理事長名、学長名等	
【表F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-3】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去5年間）	
【表2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去3年間）	該当なし
【表2-3】	学科、専攻別退学者及び留年者数の推移（過去3年間）	
【表2-4】	就職相談室等の状況	
【表2-5】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表2-11】	図書館の開館状況	
【表2-12】	情報センター等の状況	
【表3-1】	授業科目の概要	
【表3-2】	成績評価基準	
【表3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料F-1】	寄附行為		
	学校法人静岡英和学院寄付行為		
【資料F-2】	短期大学案内		
	University guide2023		
【資料F-3】	短期大学学則		
	静岡英和学院大学短期大学部学則		
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	『2024年度学生募集要項』		
【資料F-5】	学生便覧		
	『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』		
【資料F-6】	事業計画書		

静岡英和学院大学短期大学部

	令和 5(2023)年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4(2022)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	Campus map	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧及び規程集（電子データ）	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 4 年度役員（理事・監事）・評議員名簿、理事開催・出席状況、評議員会・出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 30(2018)～令和 4(2022)年度 計算書類 平成 30(2018)～令和 4(2022)年度 監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	『履修要項』	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	大学ウェブサイト本学の 3 つのポリシー（短大） http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	「該当なし」	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	「該当なし」	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	『大学要覧』	
【資料 1-1-2】	『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-3】	『履修要項』	【資料 F-12】に同じ
【資料 1-1-4】	静岡英和学院大学短期大学部学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-5】	ウェブサイト http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp	
【資料 1-1-6】	ウェブサイト 学長あいさつページ http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/greeting	
【資料 1-1-7】	学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）	
【資料 1-1-8】	学校法人静岡英和学院中長期計画進捗管理表	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	静岡英和学院常任理事行動規範	
【資料 1-2-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則	
【資料 1-2-3】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則	
【資料 1-2-4】	令和 4（2022）年度教職員研修会資料	
【資料 1-2-5】	新任教職員オリエンテーション資料	
【資料 1-2-6】	『大学要覧』	【資料 1-1-1】に同じ

静岡英和学院大学短期大学部

【資料 1-2-7】	『University guide2023』	【資料 F-2】に 同じ
【資料 1-2-8】	『2024 年度学生募集要項』	【資料 F-4】に 同じ
【資料 1-2-9】	『履修要項』	【資料 F-12】に 同じ
【資料 1-2-10】	『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』	【資料 F-5】に 同じ
【資料 1-2-11】	『Maple 通信』	
【資料 1-2-12】	『EIWA UNIVERSE』	
【資料 1-2-13】	「キリスト教学 A」シラバス	
【資料 1-2-14】	平成 30(2018)年理事長方針	
【資料 1-2-15】	学校法人静岡英和学院中長期計画 (アクションプラン)	【資料 1-1-7】に 同じ
【資料 1-2-16】	学校法人静岡英和学院中長期計画進捗管理表	【資料 1-1-8】に 同じ
【資料 1-2-17】	大学ウェブサイト本学の 3 つのポリシー (短大) http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/outline/3policy/	【資料 F-13】に 同じ
【資料 1-2-18】	令和 5(2023)年度学科別委員等一覧	
【資料 1-2-19】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議 規則	
【資料 1-2-20】	静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部「科目ナン バリング」の導入について	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学部学科の教育目的 (『2024 年度学生募集要項』の該当頁)	【資料 F-4】に 同じ
【資料 2-1-2】	『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』	【資料 F-5】に 同じ
【資料 2-1-3】	静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程	
【資料 2-1-4】	『2024 年度学生募集要項』の該当頁	【資料 F-4】に 同じ
【資料 2-1-5】	入学者選抜問題作成要領	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 5(2023)年度学科別委員等一覧	【資料 1-2-18】 に同じ
【資料 2-2-2】	授業公開アンケート	
【資料 2-2-3】	『履修要項』	【資料 F-12】 に同じ
【資料 2-2-4】	『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』	【資料 F-5】に 同じ
【資料 2-2-5】	「学生による授業改善のためのアンケート」資料	
【資料 2-2-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理 規程	
【資料 2-2-7】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	『履修要項』	【資料 F-12】 に同じ
【資料 2-3-2】	「出張ハローワーク相談会」案内	
【資料 2-3-3】	キャリアプランニング演習 シラバス	
【資料 2-3-4】	秘書学概論 シラバス	

静岡英和学院大学短期大学部

【資料 2-3-5】	秘書学演習 シラバス	
【資料 2-3-6】	ファイナンシャルプランナー シラバス	
【資料 2-3-7】	ツアープランニング研修 シラバス	
【資料 2-3-8】	フィールドワーク I, II (インターンシップ) シラバス	
【資料 2-3-9】	キャリア支援・就職支援講座案内	
【資料 2-3-10】	インターンシップ資料	
【資料 2-3-11】	「留学生就職対策講座」案内	
【資料 2-3-12】	「保護者ができる就職支援セミナー」案内	
【資料 2-3-13】	業界勉強会 (別日食物栄養学科含む) 資料	
【資料 2-3-14】	「ランチタイムガイダンス」案内	
【資料 2-3-15】	留学生個別面談資料	
【資料 2-3-16】	検定スケジュール	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	静岡英和学院大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会規程	
【資料 2-4-3】	エコウォーク資料	
【資料 2-4-4】	エコ大作戦	
【資料 2-4-5】	合理的配慮に関する申請書	
【資料 2-4-6】	学生記録簿	
【資料 2-4-7】	健康診断問診票	
【資料 2-4-8】	学生修学サポートセンター設置要綱	
【資料 2-4-9】	学生相談 (『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』の該当頁)	
【資料 2-4-10】	学内 AED 配置図 (『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』の該当頁)	
【資料 2-4-11】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金規程	
【資料 2-4-12】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免規程	
【資料 2-4-13】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部私費外国人留学生学費等減免実施要領	
【資料 2-4-14】	『2024 年度学生募集要項』	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-4-15】	学生食堂の週間献立表	
【資料 2-4-16】	通学について (『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』の該当頁)	
【資料 2-4-17】	静岡英和学院大学短期大学部賞 (『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』の該当頁)	
【資料 2-4-18】	静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部社会活動奨励賞規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	多目的運動場の使用に関する内規	
【資料 2-5-2】	体育館使用内規	
【資料 2-5-3】	キャンパス案内	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-4】	図書館の利用について (『CAMPUS GUIDE (学生便覧)』の該当頁)	
【資料 2-5-5】	ウェブサイト 図書館 http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/life/facilities/library/	

静岡英和学院大学短期大学部

【資料 2-5-6】	図書館通信第 54 号、第 55 号	
【資料 2-5-7】	新入生ガイダンス資料（図書館利用案内）	
【資料 2-5-8】	ゼミナール向け図書館利用ガイダンス資料	
【資料 2-5-9】	展示会のチラシ 新聞記事	
【資料 2-5-10】	PC 教室整備の資料	
【資料 2-5-11】	無線 LAN アクセスポイント MAP	
【資料 2-5-12】	後援会整備の PC に関する資料	
【資料 2-5-13】	英語学習ラウンジ「Nest」資料	
【資料 2-5-14】	自衛消防隊活動マニュアル	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	提案箱についての資料	
【資料 2-6-2】	「学生による授業改善のためのアンケート」資料	【資料 2-2-5】 に同じ
【資料 2-6-3】	大学生活に関する卒業生アンケート	
【資料 2-6-4】	保健室年報	
【資料 2-6-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会 規程	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ウェブサイト ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】に 同じ
【資料 3-1-2】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 37 条	【資料 F-3】に 同じ
【資料 3-1-3】	卒業判定に関するマニュアル	
【資料 3-1-4】	卒業の要件（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）	
【資料 3-1-5】	卒業要件単位数（『履修要項』の該当頁 現代コミュニケーション学科・食物栄養学科	
【資料 3-1-6】	定期試験（『履修要項』の該当頁）	
【資料 3-1-7】	オリエンテーション資料（履修ガイダンス関係）	
【資料 3-1-8】	成績評価（『履修要項』の該当頁）	
【資料 3-1-9】	ディプロマ・ポリシー（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該 当頁）	
【資料 3-1-10】	ディプロマ・ポリシー 大学 Web サイト	
【資料 3-1-11】	GPA の利用（『履修要項』の該当頁）	
【資料 3-1-12】	学内表彰（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』の該当頁）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 1 条、第 3 条 2 項	
【資料 3-2-2】	科目ナンバリングについて（『履修要項』の該当頁）	
【資料 3-2-3】	科目ナンバリング資料	【資料 1-2-2】 に同じ
【資料 3-2-4】	令和 5（2023）年度講義内容（シラバス）第三者チェックの お願い	【資料 3-1-4】に 同じ
【資料 3-2-5】	カリキュラム・ポリシー 大学 Web サイト	
【資料 3-2-6】	カリキュラム・ポリシー（『CAMPUS GUIDE（学生便覧）』 の該当頁）	
【資料 3-2-7】	現代コミュニケーション学科 基礎教育科目（『履修要項』 の該当頁）	
【資料 3-2-8】	食物栄養学科 基礎教育科目（『履修要項』の該当頁）	
【資料 3-2-9】	現代コミュニケーション学科 専門教育科目（『履修要項』	

静岡英和学院大学短期大学部

	の該当頁)	
【資料 3-2-10】	食物栄養学科 専門教育科目 (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-2-11】	フードスペシャリストの受験資格と履修科目について (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-2-12】	フードサイエンティスト認定資格取得と履修科目について (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-2-13】	各種履修モデルにおける要件単位数 (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-2-14】	現代コミュニケーション学科資格支援科目一覧 (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-2-15】	CAP 制度 (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-2-16】	オリエンテーション資料	【資料 3-1-7】 に同じ
【資料 3-2-17】	静岡英和学院大学短期大学部 学則第 17 条	【資料 F-3】に 同じ
【資料 3-2-18】	人間社会学部の科目の履修 (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-2-19】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会規程	【資料 2-6-5】に 同じ
【資料 3-2-20】	静岡英和学院大学短期大学部教務委員会規程	
【資料 3-2-21】	2023 年度用シラバス (講義内容) 作成のお願い	
【資料 3-2-22】	「学生による授業改善のためのアンケート」資料	【資料 2-2-5】に 同じ
【資料 3-2-23】	授業参観関係資料	
【資料 3-2-24】	令和 3 (2021) 年度教職員研修会資料	
【資料 3-2-25】	令和 4 (2022) 年度教職員研修会資料	【資料 1-2-4】 に同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2023 年度用 シラバス (講義内容) 作成のお願い	【資料 3-2-21】 に同じ
【資料 3-3-2】	「学生による授業改善のためのアンケート」資料	【資料 2-2-5】に 同じ
【資料 3-3-3】	学修行動基礎調査資料	
【資料 3-3-4】	ユニット (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-3-5】	コース選択について (『履修要項』の該当頁)	
【資料 3-3-6】	科目ナンバリングについて (『履修要項』の該当頁)	【資料 3-2-2】に 同じ
【資料 3-3-7】	授業参観資料	【資料 3-2-23】 に同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則	【資料 F-3】に 同じ
【資料 4-1-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則	【資料 1-2-19】 に同じ
【資料 4-1-3】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則	【資料 1-2-3】に 同じ
【資料 4-1-4】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則	【資料 1-2-2】に 同じ
【資料 4-1-5】	静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		

静岡英和学院大学短期大学部

【資料 4-2-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用及び昇任に関する規程	
【資料 4-2-2】	静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程	
【資料 4-2-3】	静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規	
【資料 4-2-4】	静岡英和学院大学短期大学部任用基準	
【資料 4-2-5】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する申し合わせ	
【資料 4-2-6】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 FD 委員会規程	【資料 2-6-5】に同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD の全学的実施方針及び計画	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部研究倫理規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人静岡英和学院寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-2】	静岡英和学院常任理事行動規範	【資料 1-2-1】に同じ
【資料 5-1-3】	静岡英和学院職員倫理規程	
【資料 5-1-4】	学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）	【資料 1-1-7】に同じ
【資料 5-1-5】	学校法人静岡英和学院中長期計画事業報告書	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 5-1-6】	静岡英和学院個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-7】	静岡英和学院ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-8】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部防火管理規程	
【資料 5-1-9】	令和 4（2022）年度避難訓練計画書	
【資料 5-1-10】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程	【資料 2-2-6】に同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事の理事会への出席状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部評議会規則	【資料 1-2-2】に同じ
【資料 5-3-2】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部経営会議規則	【資料 1-2-19】に同じ
【資料 5-3-3】	静岡英和学院大学短期大学部教授会規則	【資料 1-2-3】に同じ
【資料 5-3-4】	監査実施状況	
【資料 5-3-5】	監事の理事会への出席状況	
【資料 5-3-6】	評議員の評議員会への出席状況	
【資料 5-3-7】	静岡英和学院内部監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）	【資料 1-1-7】に同じ
【資料 5-4-2】	学校法人静岡英和学院中長期計画進捗管理表	【資料 1-1-8】

静岡英和学院大学短期大学部

		に同じ
【資料 5-4-3】	静岡英和学院令和 4（2022）年度決算書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-4-4】	令和 4（2022）年度決算説明資料	【資料 F-11】に同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	令和 5（2023）年度予算編成方針	
【資料 5-5-2】	静岡英和学院経理規程	
【資料 5-5-3】	令和4（2022）年度決算説明資料	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-5-4】	静岡英和学院令和 4（2022）年度決算書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-5-5】	独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-5-6】	財産目録	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条	【資料 F-3】に同じ
【資料 6-1-2】	静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-3】	静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱	
【資料 6-1-4】	静岡英和学院大学短期大学部の自己点検及び第三者認証評価の受審について	
【資料 6-1-5】	内部質保証の方針	
【資料 6-1-6】	学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）	【資料 1-1-7】に同じ
【資料 6-1-7】	学校法人静岡英和学院中長期計画進捗管理表	【資料 1-1-8】に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大学生活に関する卒業生アンケート 進路希望に関するアンケート	【資料 2-6-3】に同じ 【資料 2-3-2】に同じ
【資料 6-2-2】	オープンキャンパスの参加者数の実施日別毎、学科毎に、昨年比で新規参加者数、高 3 生の参加者数を、また入試種別毎、学科毎に、志願者数を合格者数と入学者数のデータ	
【資料 6-2-3】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部 IR 委員会規則	
【資料 6-2-4】	夏休み前進路確認アンケート	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	静岡英和学院大学短期大学部学則 第 2 条	【資料 F-3】に同じ
【資料 6-3-2】	静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程	【資料 6-1-2】に同じ
【資料 6-3-3】	静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱	【資料 6-1-3】に同じ
【資料 6-3-4】	静岡英和学院大学短期大学部の自己点検及び第三者認証評価の受審について	【資料 6-1-4】に同じ

静岡英和学院大学短期大学部

基準 A. 地域連携・社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. プラットフォームを中心にした連携等		
【資料 A-1-1】	静岡市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-2】	令和元(2019)年 しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業	
【資料 A-1-3】	沼津市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-4】	富士市と静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-5】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互協力に係る協定	
【資料 A-1-6】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 中長期計画	
【資料 A-1-7】	令和 4(2022)年度 第 1 回静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 次第	
【資料 A-1-8】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 組織名簿	
【資料 A-1-9】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会 SD 研修会実施計画	
【資料 A-1-10】	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会公開講座「どうする家康」	
A-2. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-2-1】	静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部ボランティア委員会規程	【資料 2-4-2】に同じ
【資料 A-2-2】	令和 4 (2022) 年度エコウォーク資料	【資料 2-4-3】に同じ
【資料 A-2-3】	ECO 大作戦資料	【資料 2-4-4】に同じ

基準 B. グローバル化

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 留学生の受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流		
【資料 B-1-1】	留学生センター事業報告	